

## 第一百五十六回 国会

## 参議院個人情報の保護に関する特別委員会会議録第七号

(二三二)

平成十五年五月十九日(月曜日)  
午前十時開会委員の異動  
五月十六日 辞任山本 保君  
平野 貞夫君  
藤原 正司君  
岩本 莊太君  
山口那津男君補欠選任  
辻 泰弘君  
正光君  
孝治君  
魚住裕一郎君  
山口那津男君  
八田ひろ子君  
吉川 春子君  
岩本 莊太君  
森 ゆうこ君  
瑞穂君山下 英利君  
大塚 耕平君  
幸子君  
川橋 高嶋 良充君  
内藤 泰弘君  
辻 泰弘君  
正光君  
松井 孝治君  
魚住裕一郎君  
山口那津男君  
八田ひろ子君  
吉川 春子君  
岩本 莊太君  
森 ゆうこ君  
瑞穂君防衛府長官官房 山中 昭栄君  
防衛厅人事教育 宇田川新一君  
防衛施設厅施設 大古 和雄君  
総務省行政管理 松田 隆利君  
総務省自治行政 松田 隆利君  
局長公務員部長 森 岌中誠二郎君  
総務省政策統括 官房審議官 青木 清君  
厚生労働省医政 大野 慎一君  
厚生労働省医政 篠崎 英夫君○委員長(尾辻秀久君) 政府参考人の出席要求に  
関する件についてお詫びいたします。  
個人情報の保護に関する法律案、行政機関の保  
有する個人情報の保護に関する法律案、独立行政  
法人等の保有する個人情報の保護に関する法律  
案、情報公開・個人情報保護審査会設置法案及び  
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律  
案の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案  
の以上五案の審査のため、本日の委員会に内閣官  
房内閣審議官藤井昭夫君、警察庁刑事局長栗本英  
雄君、防衛府長官官房長山中昭栄君、防衛厅人事  
教育局長宇田川新一君、防衛施設厅施設部長大古  
和雄君、総務省行政管理局長松田隆利君、総務省  
自治行政局長嵐中誠二郎君、総務省自治行政局公  
務員部長森清君、総務省政策統括官大野慎一君及  
び厚生労働省医政局長篠崎英夫君を政府参考人と  
して出席を求め、その説明を聴取することに御異  
議ございませんか。

委員長	山本 保君	辻 泰弘君	正光君	松田 隆利君	森 岌中誠二郎君	青木 清君	大野 慎一君	篠崎 英夫君
副大臣	片山虎之助君	石破 茂君	茂君	大野 慎一君	篠崎 英夫君	青木 清君	大野 慎一君	篠崎 英夫君
國務大臣	細田 博之君	赤城 德彦君	徳彦君	篠崎 英夫君	篠崎 英夫君	青木 清君	篠崎 英夫君	篠崎 英夫君
國務大臣	佐藤 謙維君							
國務大臣	大村 秀章君							
國務副大臣	若松 博之君							
國務副大臣	佐藤 謙維君							
大臣政務官	内閣府大臣政務	防衛府副長官	防衛厅長官政務	内閣府大臣政務	内閣府大臣政務	内閣府大臣政務	内閣府大臣政務	内閣府大臣政務
事務局側	栗本 藤井							
政府参考人	内閣官房内閣審議官							
警察厅刑事局長	栗本 藤井							

本日の会議に付した案件

- 政府参考人の出席要求に関する件
- 個人情報の保護に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法  
律案(内閣提出、衆議院送付)
- 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法  
律案(内閣提出、衆議院送付)
- 情報公開・個人情報保護審査会設置法案(内閣  
提出、衆議院送付)

○委員長(尾辻秀久君) ただいまから個人情報の  
保護に関する特別委員会を開会いたします。  
委員の異動について御報告いたします。

- 去る十六日、山本保君が委員を辞任され、その  
補欠として山口那津男君が選任されました。
- 委員長(尾辻秀久君) ただいまから個人情報の  
保護に関する特別委員会を開会いたします。  
委員の異動について御報告いたします。
  - 委員長(尾辻秀久君) 個人情報の保護に関する  
法律案、行政機関の保有する個人情報の保護に関  
する法律案、独立行政法人等の保有する個人情報  
の保護に関する法律案、情報公開・個人情報保護  
審査会設置法案及び行政機関の保有する個人情報  
の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整  
備等に関する法律案の以上五案を一括して議題と  
し、前回に引き続き、質疑を行います。
  - 岡崎トミ子君 おはようございます。

個人情報保護に関する特別委員会が始まりまして今日で六日目となります。様々な問題点が指摘されました。今日は、防衛庁に対する集中的審議をすることになりました。ありがとうございます。

私は、自衛官募集等の適齢者情報収集問題について質問をさせていただきたいと思います。

今朝、ただいま、この「地方公共団体から地連への四情報以外の情報提供の内容」ということで資料をいただきました。市町村の数、五百五十七となつております。四月二十三日には三百三十二、そして二十五日には四百四十一ということ

で、百、百、およそそういう見当で増えてきたと

いうふうに思つておりますが、これをさつと見ましたところ、四情報以外の情報として、親の職業

を、それも会社名まで含めて提供していたという

ケースがございました。それからまた、「自治会等」というふうにありますて、この「自治会等」の表を見ますと百六十二あつたということ、それから本籍地まで提供していたものがあつたという

のが特に目に付いたところでございますが、石破

長官は、これ、資料、全部、これで全貌というふうなことでよろしいでしょうか。

○國務大臣(石破茂君) 本日提出申し上げました

資料は、十四日、委員会で委員から御指摘を受けまして、私どもとして出させていただいたものでござります。

おっしゃるとおり、数の異動も、四情報以外の情報で御提供いたいている市町村数が四百四十から五百五十七となつておる、そのとおりでござります。現時点におきまして私どもとして可能な限り、というのはもういい加減な意味ではなくて、本当に当たり前のことのございますが、この問題が提起をされまして以来、全地連挙げまして不眠不休でやりまして、今知り得る限りで最大に精査をいたしたものでござります。

○岡崎トミ子君 可能な限りということは、これからもまた出てくる可能性があるということでござりますか。

○國務大臣(石破茂君) それは調査をいい加減にしたとか、そういう意味でおつしやつておられるのではないのだと、私は思います。そしてまた、議をすることになりました。ありがとうございます。

私は、自衛官募集等の適齢者情報収集問題について質問をさせていただきたいと思います。

今朝、ただいま、この「地方公共団体から地連への四情報以外の情報提供の内容」ということで資料をいただきました。市町村の数、五百五十七となつております。四月二十三日には三百三十二

で、百、百、およそそういう見当で増えてきたと

いうふうに思つておりますが、これをさつと見ましたところ、四情報以外の情報として、親の職業

を、それも会社名まで含めて提供していたという

ケースがございました。それからまた、「自治会等」というふうにありますて、この「自治会等」の表を見ますと百六十二あつたということ、それから本籍地まで提供していたものがあつたという

のが特に目に付いたところでございますが、石破

長官は、これ、資料、全部、これで全貌というふうなことでよろしいでしょうか。

○國務大臣(石破茂君) 本日提出申し上げました

資料は、十四日、委員会で委員から御指摘を受けまして、私どもとして出させていただいたものでござります。

おっしゃるとおり、数の異動も、四情報以外の情報で御提供いたしている市町村数が四百四十から五百五十七となつておる、そのとおりでござります。現時点におきまして私どもとして可能

四年度以降に市町村から提供を受けその事実が確認できるもの及び平成十三年度以前に提供を受け現存するものを対象とし」ということで、かつてあつたんではないかとかその記憶があいまいだあります。そこでごぞいます。もうとにかく全部出せといふことを申しております。そうしますと、これから先、例えばこの数字が異動いたしておきます。私たちとして、本当にこれは私もよく敵をしたことがあります。もうとにかく全部出せといふことを申しております。

○岡崎トミ子君 今回の報告でもなおこれまでの適齢者情報の提供を実際にカバーするには遠いと

いうことがこの表を見て分かります。

十三年度以前のものについては、現物が残つてないなくて記録や記憶だけがあるものはここに載せなかつたというような今の御答弁でありますけれども、しかし留萌のように明らかになつていても

思つております。もちろん、これから先も、これがきちんととしたものであるかどうかという点は気を付けてまいりますし、仮に、もしケアレスなものであれ何であれ、間違つておるということがあ

れば国会にその点を御説明しなければいけない、そういうものだと思つております。

○岡崎トミ子君 前回の質問で、北海道留萌市が

四情報以外の提供を行つていたケースということ

で、先月の二十四日までの防衛庁の報告には入つていなかつたということを指摘をしております。

○副長官(赤城徳彦君) お答えいたします。

これは、調査をするに当たつて、ただいまの石破防衛庁長官から説明いたしましたように、徹底的に調査をしようと、もうあらん限りの力を尽くしてこれは調査したわけでございます。

ただ、もちろん調査するに当たつては、ないものについてはこれ調査ができませんので、一定の区切りといいますか、基準としまして、「平成十

ものについて入れると不正確になつてしまふといふのは、説明があればそういうことは理解できるわけなんですねけれども、記録があるものがぐらいは前広にとらえて私は記載すべきだというふうに考えるんですね。

これまでの実態について確かめられないこと自体が本当に問題です。今回は安心して報告できるくらい正確な記録として私は残すべきだというふうに思いますけれども、長官いかがですか。

○國務大臣(石破茂君) 今回の調査におきましては、市町村からの適齢者情報の提供に関しましては、先ほど来申し上げますように、十四年

度以降に市町村から提供を受けその事実を確認し得るもの、そして十三年度以前に提供を受け現存するものを対象とした。それはなぜかといえば、

○國務大臣(石破茂君) 今回の調査におきましては、市町村からの適齢者情報の提供に関しましては、先ほど来申し上げますように、十四年

度以降に市町村から提供を受けその事実を確認し得るもの、そして十三年度以前に提供を受け現存するものを対象とした。それはなぜかといえば、

今、副長官がお答えをしたとおりでございます。

十四年度の資料に関して、現存するものに限るとしているならば、毎年提供を受けているような

場合にも、十四年度の文書は既に破棄し、十五年度はいまだ受領していない、そういうケースがあ

るわけでございます。そういう形になりますと、

提供を受けている実態とそれが大きく異なつてしまつて、かえつて正確な像が分かれにくのでは

ないかということ、もう一方で、過去のことについて記録等によつて調査をする場合には、時間をさかのほるほど不確かなものになつてしまふということだと思います。

したがいまして、記録の裏付けが取りやすい、

いまして、他意は全くございません。

○岡崎トミ子君 留萌のよう無職の人を抽出し

てデータを提供させたのはいつからで、そしてな

ぜかということについてお聞きしておきたいと思

います。

○副長官(赤城徳彦君) これ、資料は現存してお

りませんので、確かに個別にはそういう報道がされた

りとか指摘がされることがありますけれども、調

査報告としては一定の基準をもつてきちっとした

認め得るものを探査範囲にしたということです

いませんが、留萌募集事務所は平成十一年九月か

ら十四年三月まで、留萌市は平成九年三月から十四年三月まで名簿の提供が行われていたと認識している。これ、資料は残つていませんので、そういう認識はありますけれども、繰り返しになりますけれども、報告には現存していないということとで記載されていないことでございます。

○岡崎トミ子君 非常にすさんですね。

大体、十八歳から二十八歳までの無職の男性だけを抽出してそのリストを上げるというのは、大変私は重要な問題だというふうに思つておりますが、ただいまのような答えだけでは納得できないわけであります、この親の職業について、ケースについて次に問題にしていきたいと思います。

結局、この親の職業について情報提供をした市町村というのは三つありました。具体的には、これはなぜ、何を聞いていたということになりますか、親の職業に関して。

○副長官(赤城徳彦君) これ、親の職業として、例えば公務員とか会社員とか自営業とか、そういうふうな区別、あるいはその勤務先、そういったものの記述でございます。

○岡崎トミ子君 親の職業の情報がなぜ必要ですか。

○副長官(赤城徳彦君) これ、保護者の方に説明する場合に、いつお訪ねしたらいいか、自営業であるか、勤め人であるかによって大分違いますので、そういうことのためには必要であるといふうに考えております。

○岡崎トミ子君 そんなつまんないこと言わないでください。

勤めている人の場合には土曜日とか日曜日とか祝日とか、そういうの決まっているじやないですか。別に職業を聞かなくても、訪ねていくことはできるというふうに思いますよ。到底理解できません。

これまで、会社名まで集めているというところ、何々銀行、何々工業、○○製作所等ですね、会社員、公務員、自営業、今おっしゃったよう

な、そういうふうに正に必要限度を超えた情報提

供ではないかというふうに思いますが、こういうふうに職業に関して調べるということは、思想、信条、家庭環境までうかがわれる、そういう情報などというふうに思いますけれども、いかがですか。

○副長官(赤城徳彦君) これ、今後は四情報に限

るということですけれども、これまで四情報以外にいろいろな情報をいただいていました。これはあくまでその募集のために必要な情報と、必要な限りにおいてあります、決して健康とかそういうふうなセンシティブ情報を得ていたわけではありません。

それでは職業がなぜ必要かということについて、ちょっとおかしいじゃないかと言われますけれども、正に親御さんに説明に伺うとかそういうときのために、伺つてもそれは不在では意味がありますので、平日でもいつもうちにいらつしゃるような職業の方か、あるいはその勤め先に出向いた方がいいのか、そういうことのためにこれまで必要があるということでこの数件については報告されたといふうな趣旨に基づいていたわけです。

そうしますと、そのそれぞの地方公共団体においてその募集のために必要性があるかどうか、簿を作ります。その名簿についての提供をいただいていたといふうに思っています。これは施行令の百二十条の趣旨に基づいていたわけです。

そうしますと、そのそれぞの地方公共団体においてその募集のために必要性があるかどうか、そういう御判断で、今申し上げたような理由で、職業については必要性があるといふうに思いますが、必ずしも、そういう募集に当たってその親御さんには説明する場合の必要性が一定程度あるということです。きちんと確かめて報告をしていただきたいと、もう一度、今日出されたこのデータの中で自治会というものは物すごく多いんですね。びっくりしました。この自治会を報告させていたという、これは非常に、百六十二ですね、大きな数字だと思います。この自治会名をどのように使つたのか教えていただきたいと思います。

○岡崎トミ子君 地縁、血縁、町内会、有力者、

おっしゃつてきたわけですか。この情報をお出しおります地連は、長野県九十八、それから

福井県六、そして石川県十二といふことで、これが足しますと自治体数の数で百十六あるんです

ね。百十六もありますのに、その中で職業を聞いた市町村というのは実際に山梨県、長野県、静岡県の三つだけで、この情報がやっぱり、たった三つですよ。ですから必要ない情報だつたんだといふことがこの少ない例を見ても分かるんですけれども、いかがですか。

○副長官(赤城徳彦君) これは、親の職業として記述があつたものは三件でございます。それは少ないのでないか、あるいは必要ではないんではないかと、こういう御指摘でございますけれども、これは前回も御説明をいたしましたように、制度として地方公共団体も法定受託事務として募集事務の一部を扱うと、こういうことになつてございますから、基本的にその市町村が募集のために必要であるということで適齢者情報名簿を作ります。その名簿についての提供をいただいていたといふうに思っています。これは施行令の百二十条の趣旨に基づいていたわけです。

そうしますと、そのそれぞの地方公共団体においてその募集のために必要性があるかどうか、それを受けたというのではなく、これは当然のことです。けれども、日本国籍を有しない者はこれは自衛官に応募できないわけでございますので、その国籍を確認するためにこれまで有用性があつたといふうに思っています。

○岡崎トミ子君 それもそんなに多いわけではありませんけれども、本籍を知られたくないという人もいて、人によつてはセンシティブ情報だといふうに思うわけですから。必要なのに私は収集したのは甚だ不適切だといふうに思います。きちんと確かめて報告をしていただきたいと、もう一度、今日出されたこのデータの中で自治会というものは物すごく多いんですね。びっくりしました。この自治会を報告させていたという、これは非常に、百六十二ですね、大きな数字だと思います。この自治会名をどのように使つたのか教えていただきたいと思います。

○副長官(赤城徳彦君) これは自治会等として、自治会名とか行政区とかこういうものの提供をい

ただいていたわけですから、これは実際の募集の現場活動において例えば町内会の方々にも御協力をいただくといふうなケースがあるといふことです、これもその有用性がないとは言えないと、いうことでございます。

○岡崎トミ子君 地縁、血縁、町内会、有力者、

そういう人たちの様々な情報をいただいてといふことで、これもその有用性がないとは言えないといふことです。

○岡崎トミ子君 手引に職業について情報収集す

ることでござりますから、これまで全く必要性がないことだといふことです。

○岡崎トミ子君 おっしゃつてきたわけですか。

この報告を前提に聞くわけなんですか。それとも、みんなに胸を張つて防衛庁が、これも必要な情報だといふことで収集するというふうにこれまで

あんなに胸を張つて防衛庁が、これも必要な情報だといふことで、おっしゃつてきたわけですか。

この報告を前提に聞くわけなんですか。それとも、みんなに胸を張つて防衛庁が、これも必要な情報だといふことで、おっしゃつてきたわけですか。

これまで、会社名まで集めているといふことで、これも必要な情報だといふことで、おっしゃつてきたわけですか。

○副長官(赤城徳彦君) 募集に当たつて町内会の方々に御協力をいただくということでございました、その町内会の何かを更に調べるという趣旨ではございません。ちょっと御指摘がよく分からなかつたんですが、先ほど答弁申し上げたとおり、町内会の方々の御協力を得るという必要性上のことでございます。

○岡崎トミ子君 今まで必要必要という言葉が度々出てきておりまして、これからは最低限必要な四情報に限るという方をしているわけなんですかとも、赤城副長官は職業情報も必要だから取っていたというふうに答弁をされ、四情報以外の情報も必要であれば取れるというふうに言つてきておりまして、片山総務大臣は、先日の私の質問に対しても、必要性の判断は一義的にはつかさの人の判断だというふうに言つておりました。仕事熱心であればあるほどたくさん情報が必要になつてまいりますから、本当に仕事熱心な人が情報が必要だと、うんうんなどんな情報も取れて、この情報に歯止めが利かないといふうになるのではないかというふうに思うんで

す。

防衛庁は、三つの市町村しか提供していかつた親の職業についての情報を必要だというふうに説明をこれまでしていたわけですね。防衛庁若しくは自衛隊全体として必要だと判断していかつた内容ではないかなと思うんです、余りにも少なくてですね。そういう内容を防衛庁は国会の場で必要だというふうに説明をしているというふうに私自身は思うわけなんですが、幾らでも必要なから認めるという範囲が拡大するというふうに思つています。

この自衛隊法施行令百二十条で、必要な資料の提出を求めることができるという、この求めることができるというふうになつてているこの必要なものというのは、最低限必要なものということに確認してよろしいでしょうか。防衛庁長官に確認しておきたいと思います。

○國務大臣(石破茂君) それは先般私が通知を出しまして、これから先、市町村から御提供いただいた場合には四情報に限るということを徹底をしたところでございます。これは百二十条と直接連

するというものではありませんが、この四つの中の情報以外はいただかないと、このことで、防衛庁長官名で徹底をし、確認をしておるところでございます。それから、先ほど来必要なかどうかのかといふ御議論です。委員御指摘のように、仕事熱心な人であれば、これもあつた方が便利でしよう、こういふ人もある方が便利でしようということで御提供いただくことはございます。

昔前というのは本当に一人の自衛官の応募をいただくだけでも大変なことでございました。あちらにお願いし、こちらにお願いしということで、志願制ではなくて懇願制ではないかななんて言われたこともありますけれども、本当にお願ひしてお願いして、やつと日本の自衛力というものは確保できてきたという経緯があるわけでございます。

防衛庁は、三つ市町村しか提供していかつた親の職業についての情報を必要だといふうに説明をこれまでしていたわけですね。防衛庁若しくは自衛隊全体として必要だと判断していかつた内容ではないかなと思うんです、余りにも少なくてですね。そういう内容を防衛庁は国会の場で必要だといふうに説明をしているといふうに思つています。

この自衛隊法施行令百二十条で、必要な資料の提出を求めることができるという、この求めることができるといふうになつているこの必要なものについては、最低限必要なものということに確認してよろしいでしょうか。防衛庁長官に確認しておきたいと思います。

ようになります。

政府の個人情報保護法法制化委員でありました明治大学の新美教授も、自衛隊法や施行令は一般的な規定で具体的な記載はない、住基法、住民基本台帳法に明文規定がない以上、提供はできないと厳格に解釈すべきだというふうにインタビューで答えておりますけれども、住民基本台帳法の趣旨に照らして厳格に運用すべきで、明記されていないことはできないという解釈だという、こういふ御意見なんですかも、まず石破長官に伺つて、片山総務大臣にも、このことに関して厳格に運用すべきだと、明記されていないことはできないんだという解釈でよろしいかどうかお聞きしておきたいと思います。

○國務大臣(石破茂君) 先ほどお答えをいたしましたとおり、私どもとしてこの四情報に限るといふ運用をするということで、防衛庁長官名でこれを周知徹底したということでございます。

実際に行われるのは、この四情報以外の提供というものがあつたとしてもそれはもう受けはいけないということであり、私どもとしても四情報以外は集めない、そういう運用をしてまいりたいと、いうことでございます。

○國務大臣(片山虎之助君) 住基ネットと住民基本台帳は違つんですよ。住基ネットは何も今回関係はないんですから。住民基本台帳法の例えれば閲覧だとか写しの交付だとかその他については住民基本台帳法の手続でやる。今回のこの自衛隊といいますか防衛庁に対する情報提供は、自衛隊法九十七条一項と、それに基づく施行令百二十条一項かな、二項かな、の規定に基づいてやつてゐるわけで、法令の根拠があるんですから、住民基本台帳法、それが問題だとかなんとかということはない。

ただ、必要な限度ということについてはいろんな議論があるかもしれない、客観的に見て必要な限度に限る必要があると、こういうことと、そこは本当に自衛官募集の実効を上げるために必要な情報を限るということなのでございまして、後のことは本当に自衛官募集の実効を上げるために必要な情報を限るということなのでございまして、後は、それは、じや親御さんがどこにお勤めなのかということを我々の方で一生懸命調べるということをございます。

ですから、市町村から提供をいただくものは四情報に限るということなのでございまして、後は、それは本当に自衛官募集の実効を上げるために必要な情報を限るということなのでございまして、後は、それは、じや親御さんがどこにお勤めなのかということを我々の方で一生懸命調べるということをございます。

ただ、必要な限度ということについてはいろんな議論があるかもしれない、客観的に見て必要な限度に限る必要があると、こういうことと、そこは本当に自衛官募集の実効を上げるために必要な情報を限るということなのでございまして、後は、それは、じや親御さんがどこにお勤めなのかということを我々の方で一生懸命調べるということをございます。

ただ、必要な限度ということについてはいろんな議論があるかもしれない、客観的に見て必要な限度に限る必要があると、こういうことと、そこは本当に自衛官募集の実効を上げるために必要な情報を限るということなのでございまして、後は、それは、じや親御さんがどこにお勤めなのかということを我々の方で一生懸命調べるということをございます。

ただ、必要な限度とすることについては、私はちょっといかがなものかなと思えます。必要なもの、本当に必要なもの、後は、私どもの努力で集めるものというのはまた別なりますけれども、この住基データは住基法に基づいて管理されるべきだというふうに私は今でもその

情報に限ることだと思います。

○岡崎トミ子君 総務大臣にも伺いたいと思いま

すけれども、四情報に限るということにしまし

て、今お話を伺いながら、この問題が例えば改善

されたとしても、じゃ政府全体で管理を行うとい

う場合には、私はこの法の精神にのつとつてきち

んと四情報だということを徹底していかないと、そ

れ以外のことを取り扱う、そのようなふうになれ

ると思いますけれども、総務大臣はいかがです

か。

○国務大臣(片山虎之助君) 今度の行政機関個人

情報保護法制は、必要な、目的に応じて必要な限

度で最小限度の情報を取つて、それを効果的に活用

していくと、こういうことですよ。だから、目

的外利用・提供も極めて限定的に考えていくと、

こうしたことですから、法の精神として必要な限

度を四情報に限ると、しかし本当はもうちょっと

あつた方がいいんだけれども、もうちょっと我慢

していくと、こういうことですよ。だから、目

的外利用・提供も極めて限定的に考えていくと、

こうしたことですから、法の精神として必要な限

度を四情報に限ると、しかしほんとうに

あつた方がいいんだけれども、もうちょっと我慢

していくと、こういうことですよ。だから、目

的外利用・提供も極めて限定的に考えていくと、

こうしたことですから、法の精神として必要な限

度を四情報に限ると、しかしほんとうに

あつた方がいいんだけれども、もうちょっと我慢

していくと、こういうことですよ。だから、目

的外利用・提供も極めて限定的に考えていくと、

こうしたことですから、法の精神として必要な限

ことを書いているので、できると書いているから

云々というのはちょっと今の小早川先生の御趣旨

がもうひとつびんとこないところがありますけれ

どもね。

何度も言いますけれども、個人情報保護法制が

何度も言いますけれども、個人情報保護法制が

一度にきちっとできるわですか、必要最小限

度に限るという、これはもう正しいわけでありま

して、自衛隊法であろうが施行令であろうが、そ

の精神は全部かぶるわけあります。

○岡崎トミ子君 それで、これまででも提供して

いないという自治体もあるわけなんですねけれど

も、この自衛隊法施行令は提出を求めることがで

きるというふうな定めであつて、提供はその義務

ではないと、住基法などの趣旨に照らしてもこれ

は要請を断ることはできるという、これは最低限

のことだということを確認しておきたいと思いま

す。

○国務大臣(片山虎之助君) 権限行使したら私

は義務は生ずると思います。ただ、今までの自衛

防衛庁長官もおっしゃつてきておりますけれど

も、東大の小早川教授も百二十条はあくまでも求

めることができると、ふうに言つておりますけれど

も、政府の住民登録システムのネットワークの構

築等に関する研究会で座長を務めていた小早

川教授でありますけれども、この百二十条に個人

情報保護の観点はないと、政府側は自治体に何で

も要求できるわけではなく、自治体側も無制限に

提供ができるわけではないというふうに指摘をして

おりまして、全く当然だということについて改めて確認をさせ

ていただきたいと、ふうに思っています。四情報で

けなんですけれども、今後、行政機関の間で個人

情報のやり取りをする場合に、一々提供する情報

の具体的な項目、使用目的、それから提供を求める

ことの当り得ることでありますので、その

場合は行政機関電算処理個人情報保護法の規制

を受けることになりますが、今申し上げましたよ

うに、副長官の方から申し上げましたように、必

要であると考えられる情報を電子ファイル化して

ありますので、格別の問題はないものと考えてお

ります。

○岡崎トミ子君 はい。

○国務大臣(片山虎之助君) いや、これは文書で

に聞いていなかつたので、ちょっと水を飲む方に

あれしていまして申し訳ないんですが、文書で出

すべきだと、こういうことですか。

○岡崎トミ子君 はい。

○国務大臣(片山虎之助君) いや、これは文書で

なくとも、口頭でもはつきりと確認できれば私の

はり文書にすると。で、記録に、ベターであるこ

とをやつしてください。まだ成立以前なんですか

ませんね。

○岡崎トミ子君 ベターであるということは、や

はり文書にすると。で、記録に、ベターであるこ

とをやつしてください。まだ成立以前なんですか

ませんね。

○岡崎トミ子君 ベターであるということは、や

はり文書にすると。で、記録に、ベターであるこ

とをやつしてください。まだ成立以前なんですか

ませんね。

○岡崎トミ子君 私は、口頭でもはつきり確認できればいいと思いますけれども、出

方も受け取る方も文書の方がいいというのなら、文

ということに関して禁止をしました現行法の第四

条の保有制限に違反するのではないでしょうか。

○政府参考人(宇田川新一君) 行政機関が行政目

的の達成のために所掌事務の範囲内において必要

な個人情報を体系的に集積して電子ファイル化す

ることでありますので、その場合は行政機関電算処理個人情報保護法の規制

を受けることになりますが、今申し上げましたよ

うに、副長官の方から申し上げましたように、必

要であると考えられる情報を電子ファイル化して

ありますので、格別の問題はないものと考えてお

ります。

○副長官(赤城徳彦君) 電子ファイル化について

はこの法律上の手続に従つて行つているわけでござります。今後四情報に限るということと、これ

は、現行法の第四条の保有制限に引っ掛かりますよ。

○岡崎トミ子君 いや、やつぱり駄目ですよ、こ

れは。不必要な情報を電子データ化するというの

は、まだ別でございます。

○岡崎トミ子君 いや、先ほど答弁申し上げましたよう

に、それぞれ一定の必要性があるということでござります。今後四情報に限るということと、これ

までの一一定程度の必要性があつたということは、

つまりしては、先ほど答弁申し上げましたよう

に、それぞれ一定の必要性があるということと、これ

までの一程度の必要性があつたということは、

また別でございます。

○岡崎トミ子君 いや、先ほどどの法文に言う必要

というのは、最低限の必要だということで確認を

したと思いますけれども、その必要の範囲を超えて

いたことについては、先ほど答弁申し上げました

ように、それは今言つているわけなんですね。きちんと

それ以上のことに関して、最低限、今まで出して

いるところもあるわけですから、それについて守ら

うことではございません。

ただ、今後の運用として必要最小限に限るといふことで四情報に限つたということでございましたので、これまでいただいていた情報がその法令にもとるということではございません。

○岡崎トミ子君 私は、法文の解釈としては、現行法の個人情報ファイルの保有、第四条にある「法律の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、」というふうになつていまして、その目的を特定しなければならないというふうになつておりますので、法文の解釈としては私は違法ではないかというふうに、ここで私自身の解釈についてだけではなくて、これは実際に法令で違法だというふうに私は思います。

この必要性の判断ですね。法令遵守義務に適合しているか否かの判断にはやっぱり幅があり得るというふうに思います。その判断というのは、現場の担当者やそれぞれの官庁に任せ切りにする問題ではありませんで、先ほども申し上げましたけれども、職務に大変熱心な人は職務を遂行するためにいろんな方法を考えるだろうというふうに思ふんですね。そのいろんな方法で取り組もうとしても、そのためにより多くの情報、手段が必要というふうに感じられてしまうと。

○副大臣(若松謙維君) お答えいたしました。

委員の第三者機関を設置すべきではないかと、こういう御指摘ござりますけれども、これは、我が国の行政制度、いわゆる内閣法に基づく各主任の大臣がそれぞれの行政分野を分担管理する

と、こういうことが原則でございまして、さらに保護を適切に図ることが適当であると、このようになります。

そこで、政府案でございますが、適法でない目的外利用・提供がある場合には行政機関に利用停止を請求することができると、また、行政機関の決定に不服があるときは情報公開・個人情報保護審査会において第三者的な判断がなされる仕組みがございます。

ということで、個々の個人情報の目的外利用・提供やいわゆるセンシティブ情報の取扱いにつきましては、あらかじめ第三者機関がチェックする

ことは行政全体にとって大変過大な負担と、またそれがかえつて行政の遅延ということで国民に対する迷惑にもなると、こういう問題もござります。

いかと考えております。いずれにしても、本法案の施行に当たりましては厳格な法の適用が大事だと考えておりますので、しっかりと対処してまいりたいと考えております。

○岡崎トミ子君 多大な負担の方が何か重きを置かれていて、個人情報を保護するという観点で仕事をする機関、その重要性は、これから何か問題を考えますが、総理も見直しの際には第三者機関の設置について検討するということについて否定をされませんでした。見直しを検討する際に、少なくとも第三者機関の設置ということの必要性についても改めて検討すべきではないかというふうに思いますが、これについては総務大臣、いかがでしょうか。

○副大臣(若松謙維君) お答えいたしました。

本法案におきましても、目的外の利用を行う場合におきましては本人の同意を得るというような条項もあるわけでございます。さらに、その他の

目的外利用としましては御説明いたしております。そこで、政府案でございますが、適法でない目的外利用としましては本人の同意を得るというような条項もあるわけでございます。さらに、その他の

目的外利用としましては本人の同意を得るというように、非常に厳格に個人の権利利益を侵害しない、法令に基づく所掌事務の必要のため必要最低限でと、かつ相当な理由、だれもが納得するよ

うな理由によって目的外利用をするという、厳格に目的外利用をチェックすることになつていています。

したがいまして、それ以外の言わば個人の権利利益に余り侵害のおそれがないような、そういう

う案件も含めまして、こういう個人情報保護審査

会の第三者機関の事前の同意を得ると、事前の承認を得るとか、あるいは一々に記録を取つてお

くとかいうようなことになりますと、先ほども副大臣から御答弁申し上げておりますように、行政

に対する負担のみならず、行政それ自身が大変な

遅延をもたらしまして、国民の皆さんにもかえつて御迷惑になるというようなことになろうかと思

います。

目的外利用等につきましては、主要なものにつきましては、事前の公表制度におきまして公表さ

れるものに、経常的な提供先については公表され

ることになつておりますし、また総務大臣による

施行状況調査で、その都度起ります目的外利用につきましては調査公表することになつておりますので、それによつて対応していきたいと考えております。

○岡崎トミ子君 何かこうすつきりしなかつたん

ですけれども、本人提供以外のものについてはやはり目的外利用について目的と理由を記録をするということを義務付けるということについて

てはいかがでしようか。その義務付けるという問題と、同時に、行政機関の長は情報公開・個人情報保護審査会の意見を聞くことを原則とすべきで

はないかと思いますが、この二点についてはいかがでしょうか、総務大臣。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げま

す。本法案におきましても、目的外の利用を行つ場合におきましては本人の同意を得るというような

こととしては、裁判に訴える場合にそれを不當に

阻害しないということが必要だというふうに思

ます。その不服の申立てがあつた場合の回答期限を三十日以内にすべきではないかと思いますけれども、いかがですか。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げま

す。開示請求等々につきまして期日が定められてお

るわけですが、今御指摘の不服申立てにつきまし

ては、そういう案件が出来ますと、審査会に諮問を

するということになつておるわけでございます。

不服申立てに係ります案件につきましては、そ

ういうことで、非常に慎重な判断を要するものから

その他様々でございますので、一律に諮問の結果

の期限を法定するということは適當ではないので

はないかと考えております。

いずれにしても、本法案の施行に当たりましては

利益に余り侵害のおそれがないような、そういう

う案件も含めまして、こういう個人情報保護審査

会の第三者機関の事前の同意を得ると、事前の承認を得るとか、あるいは一々に記録を取つてお

くとかいうようなことになりますと、先ほども副大臣から御答弁申し上げておりますように、行政

に対する負担のみならず、行政それ自身が大変な

遅延をもたらしまして、国民の皆さんにもかえつて御迷惑になるというようなことになろうかと思

います。

目的外利用等につきましては、主要なものにつきましては、事前の公表制度におきまして公表さ

ますし、行政機関の長もこの保護審査会の意見を聽くことということを原則にしていただきたいと

いうふうに思います。

こうした仕組みを取つても、なお権利の主体で

ある個人に不服が出ることがあり得るわけなん

で、それでも、その不服の申立てに機敏に対応する

こととしては、裁判に訴える場合にそれを不當に

阻害しないということが必要だというふうに思

ます。その不服の申立てがあつた場合の回答期限を三十日以内にすべきではないかと思いますけれども、いかがですか。

○政府参考人(松田隆利君) この行政事件訴訟は、い

わゆる被告であります行政庁の所在地の裁判所の

裁あるいは沖縄で訴えることができるようすべ

きではないかと思いますが、この点についていか

がですか。

○副大臣(若松謙維君) この行政事件訴訟は、い

わゆる被告であります行政庁の所在地の裁判所の

裁あるいは沖縄で訴えることができるようすべ

きではないかと思いますが、この点についていか

がですか。

○副大臣(若松謙維君) この行政事件訴訟は、い

わゆる被告であります行政庁の所在地の裁判所の

裁あるいは沖縄で訴えることができるようすべ

きではないかと思いますが、この点についていか

関の長が委任すると、そういうことであれば、現在の裁判管轄でありましても、地方の機関の所在地の裁判所に提起できる、こういった制度がござりますので、正に私どもはそういつた委任を進めで国民の便利を図つてまいりたいと考えております。

○岡崎トミ子君 これまで、防衛庁といたしましては不必要なというふうに私たち思う、あるいは不適切な手法でというふうにも思います情報をお、様々に市町村に対して協力という形ではあるかもしれませんけれども受け取っていた。そういう問題が大変センシティブな情報であつたり不必要な情報であつたりということも含めまして、これからはその四情報に限つてとということだということを今日は確認をすることができますが、もううに思つております。

是非とも、これからも問題が出ました場合は、私は別な部署でもこの問題について追及をしていかなければならぬというふうに思つております。

時間が大変短くて、もう一つ防衛庁に対する聞かなければならぬ問題がございましたけれども、それは次の機会ということにいたしまして、まずは、今日までに徹夜の作業をして名簿を出してくださつたということに感謝をしておきたいというふうに思つておりますが、これらの運用についてはよろしくお願ひをしたいと思います。

ありがとうございました。

○委員長(尾辻秀久君) この際、委員の異動について御報告いたします。

○山口那津男君 公明党の山口那津男でございます。まず、防衛庁長官にお伺いしたいと思います。

本日、平野貞夫君が委員を辞任され、その補欠として岩本莊太君が選任されました。

○山口那津男君 公明党の山口那津男でございま

す。どうやつて国の平和と独立を守り、精強性を維持するか、そして国民の皆様方の御期待にこたえるかということにおいて、更に自衛官の募集には心してまいりたい。

防衛庁・自衛隊だけの問題ではなくて、政府全体の問題であるということ、そして、委員がよく御案内のことですが、私どもの自衛隊の現役の在り方あるいは予備役の在り方というのも含めて、私はもう一度きちんと議論をしていかなければいけないことだというふうに思つております。

その上で、これは単に防衛庁の一部の仕事といふだけではなくて、政府全体を通じてこの募集業務、これが強制力を用いない、あくまで一つの職業の選択肢の一つとして位置付けられていくわけありますから、これについての政府全体の取組とということを再検討しなければならないと思いま

す。

○山口那津男君 一口に自衛官と言いましても、多様な職種がありまして、しかも自衛官の仕事といふのは一面危険なもの伴う、そういう面もありますし、また一方で、資格や技術、知識、幅広い情報を入手するという、そういう有用な面もあるわけですね。こういった自衛官の職種に対する正当な理解を得られた上で応募していただくというのが一番望ましいわけであります。

そういう中にあって、中学を卒業する人たち、こういう人も生徒として募集する枠組みはあるわけですね。しかしながら、この中学卒業生については、職業選択の判断力といいますか、そういうものが必ずしも十分に形成されていないということもありますし、例え文書募集を禁止されるとかあるいは保護者を通じて行うとか、そういう制約を行政側が自ら課しているわけであります。

これについて、そうなりますと、一方で募集の方が、国の平和と独立があつていろんな議論ができるんだということを御理解いただいたというふうに私は思つております。

その中にあって、それでは自衛官というものをどうやって募集をしていくか。私どもは志願制を取つておるわけでございます。確かに、今就職の状況が変わつてしまりましたので、大勢の方が来ていただけるようになりました。しかし、もうそ

れでいいんだ、たくさん来るからそれでいいんだと、そんな話には絶対ならないはずでございました。

○政府参考人(宇田川新一君) 中学生に対する募集中広報でございますが、これは、当該中学生の保

てこの募集はなかなか国民のコンセンサスが十分に得られない中で大変苦労をした経過があつたと思います。近年、特に冷戦終了後、国際業務等が加わることによって、国民の期待や理解も徐々に広がつて募集環境も変わってきたというふうにも思つております。

す。どうやつて国の平和と独立を守り、精強性を維持するか、そして国民の皆様方の御期待にこたえるかということにおいて、地方連絡部におきましては、担当者を通じて行うこととしております。このようなことから、自衛隊生徒の採用試験のダイレクトメールを発送する場合については保護者を通じて行うことになるということになります。

したがいまして、地方連絡部におきましては、募集広報官の日ごろの活動を通ずるなど、あるいは地域の実情に精通しました募集相談員などから提供いただきことにより、適齢者の保護者の方の氏名に係る情報を得るということになろうかと思ひます。

○山口那津男君 先ほど来の議論の中で、地方公団体から防衛庁に提供するのは四情報に限定するということで、それ以外の情報の扱いについていろいろと議論があつたわけでありますけれども、しかし、今答弁がありましたように、その募集広報官が保護者の情報について地方公共団体以外のところから、町内会その他民間のところから情報入手する努力をするということ、これ自体は違法なんですか、不適切なんですか。どうなんですか、やつていいことなんですか。ここを明快に御答弁いただきたいと思います。

○国務大臣(石破茂君) それは違法なことではございません。それ、当然の業務として行うことでござります。

つまり、保護者の方が分からなければ保護者の方を通じてといふことができないわけですね。それはもう、例えば山口那津男さんのお父様あてなどというような、そういう手紙を出すわけにはいかぬわけであります。その方のお名前というものをいろんな努力によって知る、そして保護者の方、そして御本人という方に自衛隊募集の情報をお伝えするということでありまして、違法なことは全く思つておりません。

○山口那津男君 それでは念のためにお伺いしますけれども、これまで市町村等がいわゆる氏名、住所、年齢、性別等四情報以外の情報を地連に提供していたということがありました。今後はこういうことはしないということでありますけれども

も、じゃ、今までやつてきたことが違法だったのか、不適切だったのか、この点についてお答えいただきたいと思います。

○副長官(赤城徳彦君) その点につきましては、先ほども御答弁申し上げましたように、これまで法律、政令に基づいて適法に行ってきたわけで、その必要性についてはいろいろレベルはありますけれども、今後は必要最小限ということで四情報に限定したということでございます。

○山口那津男君 防衛庁の仕事の中には、例えば情報を保全する業務のように積極的に個人情報を収集することが職務とされている分野もあります。また、この募集業務も、募集の端緒を得る、端緒を与えるという点では一定の慎重さ、制約が必要でありますけれども、しかし、自衛隊にふさわしい人材を確保するという面ではやっぱり個人情報はたくさん入手する必要性もあるだろうと、その個人情報を積極的に入手する部門に回してはいけないと、こういう自ら制約を課す部分もあるだろうと思います。

そういう意味では、防衛庁の多様な仕事に即してその個人情報の取扱いについてやはり周知徹底をする、この個人情報保護の精神、情報公開の保護の精神、こういうことと、それから情報は積極的に入手する必要性とその限界、こういうことについてやはり徹底をする、理解をさせることが必要だろうと思います。この点について防衛庁長官の御認識を伺いたいと思います。

○副長官(赤城徳彦君) 御指摘のように、防衛庁には様々な情報がございまして、それをきちっと管理していくくと、これが大事でございます。もちろん、適切に保管したり、募集担当者以外が閲覧しないとか募集目的以外に使用しないと、こういうふうな管理を行つております。例えば、情報ファイルに管理する場合の扱いについてはこんなふうになつております、個人情報ファ

イルを複製する場合は管理者の許可を得るとか、セスの制御の措置を取るとか、そういうことを引きつと定めておるということで、今後とも、それを徹底してまいりたいというふうに考えております。

○山口那津男君 是非、当委員会の議論の趣旨も踏まえて、その徹底を図つていただきたいと思います。

最後に、片山大臣にお伺いしますが、自治体の防衛庁への対応、これがかなりばらつきがあるわけですね。情報提供してくださった自治体があるといつても三割前後とどまつてあるわけあります。しかし、この募集業務というものが国の法体系の中にきちんと位置付けられようとしているわけでありますから、これは、自治体においても、この協力関係というのがばらつきがないようにこれから図つていく必要があると考えております。あわせて、防災の関係でありますとか、あるいは国民保護法制、これから制定に向けて努力が行なわれていくと思いますけれども、こういうことの御理解も通じて、このばらつきをなくすような努力ということも一方ではお願ひしたいと思うんですが、その点の御認識を伺います。

○國務大臣(片山虎之助君) これは、何度も申し上げますように、法律に基づく受託事務なんですね、法定受託事務。したがいまして、それは誠実に市町村は執行してもらわなきゃいけません。だから、ばらつき等があるとすれば、まず、防衛庁において十分話し合つて、ばらつきをなくするよう、全部協力してもらうように。もう自衛隊もこれからは国民の自衛隊ですから、災害出動その他いろいろやつているわけでありますので、そういう意味での、自治体との、地方自治体と防衛

いと思っております。

○山口那津男君 終わります。

○吉川春子君 日本共産党的吉川春子です。

住基台帳四情報その他の情報の提供について伺います。

防衛庁は、四情報であれ親の職業であれ、今まで提供させてきたことは違法ではなかつたと、こ

ういう答弁に終始しまして、驚きました。そもそも、自衛隊が自衛官適齢者名簿として市町村から住基台帳の中学生の氏名、住所、生年月日、性別

の四情報の提供を受けることができるという法的な根拠をまず確認します。何ですか。

○副長官(赤城徳彦君) これは、もう何度もお答えしているところでございますので、また繰り返しになろうかと思いますが、自衛官等の募集に

行なわれるかと思いますが、自衛官等の募集に

いつ、これは地方連絡部が行つてゐるんですけど、それと同時に、この自衛隊法第九十七条です。こ

の規定に基づく法定受託事務として都道府県知事及び市町村長が自衛官の募集業務の一部を行つて

いると、こういうことでございます。

さらに、その規定を受けて自衛隊法施行令第百

十九条で、都道府県知事及び市町村長は自衛官の募集に関する広報宣伝を行うものとされておりま

す。そのため、地方公共団体においては、自衛官の募集に関する広報宣伝を効果的に行なうために、

自衛官に応募する可能性がある者を把握するとい

う観点から必要に応じて適齢者名簿の作成を行つてゐる。要するに、地方公共団体の法定受託事務で、その募集のために必要があるということから適齢者名簿の作成を行つてゐると。

○副長官(赤城徳彦君) ですから、そのため必要なものについて適齢者情報名簿を作つております。

○吉川春子君 や、資料の中に入るのかということを。

○副長官(赤城徳彦君) これは先ほどお答えした仕組みでございますので、その各地方公共団体が募集事務を行ふ、そのため……

防衛庁長官に伺いたいんですけれども、その四情報を市町村に提供させておりますが、これは個人情報であつて、百二十条で言つて、これらの資料には入らない、文言的にも入らないと思いますが、どうですか。資料の定義をおつしやつてください。もう、せつかく防衛庁長官お出ましいただいたので。

○副長官(赤城徳彦君) これは先ほどお答えした仕組みでございますので、その各地方公共団体が募集事務を行ふ、そのため……

○吉川春子君 や、資料の中に入るのかということを。

○副長官(赤城徳彦君) ですから、そのため必要なものについて適齢者情報名簿を作つております。

○副長官(赤城徳彦君) は、「内閣総理大臣は、自衛官の募集に関し必要なものについて適齢者情報名簿を作つております。

その提供については、この施行令百二十条では、「内閣総理大臣は、自衛官の募集に関し必要なものについて適齢者情報名簿を作つております。

あると認めるときは、「必要な報告又は資料の提出を求めることができる」でございますから、当然これは入つてゐるわけでございます。これ

はこの百二十条の趣旨にのつとつて、先ほど総務

大臣からの答弁にありましたように、この趣旨にのつとつてお願いベースで資料の提供をいただいているということです。

○吉川春子君 この資料を、個人情報を含めて読

ました。

それで、自衛隊九十七条の、都道府県知事及び市町村長は自衛官募集に関する事務の一部を行つてゐることを受けて政令が制定されていて、今言いました百十九条、百二十条、雜則ですね。

この規定は、百十四条の募集の告示から始まりまして、百二十条も自衛官の募集事務、実務が規定されたものですね。その中で、知事、市町村長の自衛官募集の広報宣伝、そして百二十条は、内閣総理大臣が自衛隊員募集が全体としてどうなつているか知るための必要な報告又は資料の提出であります。

あつて、個々の市町村に住む中学生が自衛隊に応募できる年齢になつたかどうかという、こういう個人情報じゃないですね。

むということでいいですか。イエスかノーで時間がないで答えてください。

○副長官(赤城徳彦君) これは募集に関し必要なものというふうに書いてあるわけで、その必要なものについては当然資料の提出を求めることがであります。無限定に何でも個人情報を得ていてることでございます。無限定に何でも個人情報を得ていてることでございます。

○吉川春子君 資料の提出というふうになつてますので、この資料の中に四情報プラスアルファの個人情報も含むと、こういうふうに解釈しているのですかと聞いています。簡単でしょ、答えてください。

○副長官(赤城徳彦君) これは当然その募集のために必要があれば報告又は資料の提出を求めることがでできるわけですから、そういうこの規定の趣旨を踏まえて資料の提出をいただいていた、四情報以外についても、当然必要があればそういうことでいただいていたということでおざいます。

○吉川春子君 資料の中に個人情報も含むということでおざいですね。防衛庁長官、うなづいていますので。いいですか。

○國務大臣(石破茂君) それはそういうことでござります。

○吉川春子君 総務大臣にお伺いいたします。住民基本台帳の閲覧の規定はあるんですけども、国の機関に個人情報を提供できる規定はあるんでしょうか。根拠規定を示してください。

○政府参考人(畠中誠一郎君) 住基法の規定のお尋ねでございますが、住基法では、何人に対する閲覧と何人からの交付請求について規定がござります。

○吉川春子君 提供の根拠は何条でしょうか、住基法の何条ですか。提供の規定がありますかと聞いています。

○政府参考人(畠中誠一郎君) 適齡者情報の提供の根拠規定についてお尋ねでございますが、これは先ほど赤城副長官からお答えになつたとおり、

自衛隊法の九十七条一項……

○吉川春子君 違います、違います。住基台帳のこと。

○政府参考人(畠中誠一郎君) 住基台帳には先生が御指摘の趣旨の規定はございません。

○吉川春子君 住基台帳には根拠規定ないんですよ。

それで、私は、この自治省が発行したコンメントアールを持っているんですけども、それによりますと、住民基本台帳法三十七条で、国の行政機関又は都道府県事務に所掌事務について必要があるときは、市町村に対し、住民基本台帳に記載されている事項に関する資料の提出を求めることがあります、これがです。

それで、これによりますと、求めることができるのは、元々国の行政機関又は都道府県知事が統計資料を得ようとする場合を想定しているもので、したがって、国の行政機関又は都道府県知事が公証力のある、公に証明という意味ですね、公証力のある個人の特定できる資料を必要とする場合は、本条に基づく資料の提供ではなく、第十二条の住民基本台帳の閲覧又は第十二条の住民票の写しの交付の請求によるほかはないと考へると、これは自治省がコンメンタールで明言しているところです。たとえ行政機関の要請があつても、右から左へ情報提供することはしないという取扱いになっています。住基台帳はプライバシー保護の厳密な取扱いを求められているからですね。

こうした住民台帳の規定に照らせば、この規定でも提供できるのは資料であつて、個人情報ではない。防衛庁に四情報提供することとはすべきではない。それとも、自衛隊は別なんですか。総務大臣、どうですか。

○國務大臣(片山虎之助君) 住基法は、もう何度も言いますように、何人でも閲覧や写しの交付ができるんですよ。今回のこの適格者情報は、なる

ほど、住基法に載っている情報ではありますけれども、これは自衛隊法九十七条の一項と施行令百二十条に基づいての資料として求めているんです。

○吉川春子君 住基法に根拠があるから自衛隊が決めているわけじゃない。自衛隊法や施行令について求めているんですね。だから、今回の場合には、自衛隊の、自衛隊というか防衛庁の場合には、法令に基づいているから、そういう法令がないほかの省庁は閲覧や写しの交付でやってもらうと、こういうことになります。

○吉川春子君 多くの国民は、住民基本台帳に提供できる根拠があるから自衛隊が求めているんだなというふうに考えていらっしゃるんじゃないでしょうか。

それで聞きます。総務大臣、政令による委任の問題について伺います。

住民基本台帳に、ほかの行政機関に対して住基台帳の四情報等の個人情報を提供できるという規定はありません。にもかかわらず、自衛隊施行令百二十九条、政令ですね、この資料に、住民基本台帳の個人情報が入るというふうに防衛庁長官もさつき答弁されましたけれども、こんな政令を勝手に防衛庁が作るということは委任立法の限界を超えてますよ。

つまり、政令というのは、いいですか、政令といふのは法律を実行するため内閣が決めるものであつて、国会の手は経ていません。法律といふのは国会の手を経て決めますけれども、一応基本的に法律で決められていることを実行するためには政令といふのは作られるわけであつて、各省が政令で住基台帳の個人情報の提出を決めれば、総務省はどの省庁にも四情報の提供を認めるということではないと思うんですね。政府の機関がこういうふうにして勝手に、政府の機関といふのは防衛庁ですけれども、法律に根拠のない政令を作つて、そして法律の域を超えて四情報を提供させているということは恐るべきことじやないですか。法律のイロハさえ知つていればこんなこと分かるんですよ。どうですか。

○國務大臣(片山虎之助君) 政令というのは今の憲法の下では授権と執行なんですよ。授権というの

は、法律によつて授権する、権限を委任する。それを、細かいことは施行令でいく。根拠は法律なんですよ。あとは、法律に決まったことの細かい執行を書く、この二種類なんですよ。

○吉川春子君 自衛隊法にそんな提供できるなんという規定はないんで、法律と同じなんですよ。だから、住民基本台帳法の、自衛隊法は、この四情報の提供については、これは特別法になるん

で、国会で決めた法律なんですよ。国会で決めた法律でそういうことを明定しているわけですから、それは何ら法律違反ではない。だから、住民基本台帳法の、自衛隊法は、この四情報の提供については、これは特別法になるん

で、国会で決めた法律なんですよ。国会で決めた法律でそういうことを明定しているわけですから、それは何ら法律違反ではない。

○吉川春子君 自衛隊法にそんな提供できるなん

といふのは、いろいろ事務を、それを政令で決めているわけであつて、個人情報という非常に重要なものを住基台帳はやっぱり大事に守らなければいけないから、国の行政機関であつてもそれは閲覧だと、複写だということを決めているじゃないですか。これはそのコンメンタールでちゃんと今……

○國務大臣(片山虎之助君) 勝手に書いているんだよ。

○吉川春子君 勝手に書いたんですか、大臣。このコンメンタール、勝手に書いたと言われましたけれども、こんなもの勝手に書いたなんと言われたら、それは……

○國務大臣(片山虎之助君) 政府が出したもの

じゃないでしょ、それは。名前が書いてあるでしょう、それを書いた人の。

○吉川春子君 違いますよ、違いますよ、これ。このコンメンタールはですね、自治省行政局振興課編、こうなつてあるんですよ。これを勝手に、勝手に書かれたなんということであつてはどんでもないことですよ、大臣。

それで、ここには……

○國務大臣(片山虎之助君) 委員長、ちょっと。

○吉川春子君 もう一つと待つてください、私が質問しているところですよ。ここには、ちゃんとその資料の中には、個人情報は含まれないと。これはやっぱりその四情報あらは住民基本台帳に決められている個人情報といふのは大事にしなきやならないと、守らなきやいけないという、これは自治省のきちっとした態度なんですよ。それが法律にも決められているんです。その法律に決められていないものを勝手にまた法律で、特別法との関係と言つたけれども、特別法というのは法律同士ですから、政令が特別法になるなんということはありませんよ。そういうものを国会も通らないで政令で決めて、四情報の提供は求められると、いや、そのほかのセンシティブ情報だつていんだと、こういうめちゃめちゃな議論は、少なくともやっぱり法律、法治国家でしよう、きっちとそういうものに基づいて執行しなきやいけないんじゃないですか。

○吉川春子君 法令の根拠なんてないです。ちゃんとこの大事にしなきやならないと、守らなきやいけないという、これは自治省のきちっとした態度なんですよ。それが法律にも決められているんです。その法律に決められていないものを勝手にまた法律で、特別法との関係と言つたけれども、特別法というのを勝手に。まだ法律で、特別法との関係と言つたけれども、特別法といふのは法律同士ですから、政令が特別法になるなんということはありませんよ。そういうものを国会も通らないで政令で決めて、四情報の提供は求められると、いや、そのほかのセンシティブ情報だつていんだと、こういうめちゃめちゃな議論は、少なくともやっぱり法律、法治国家でしよう、きっちとそういうものに基づいて執行しなきやいけないんじゃないですか。

○吉川春子君 今、片山大臣、大変重要なことを言わされましたよ。これは、各法律について、立法が今まで繰り返しろんな問題を国会で追及されたりますし、いろんなものありますよ。それに基づいて私たちは質問しているのに、これは政府の見解じやないと、いい加減なものだみたいなそういうおつしやり方だと、もう論戦の根拠が失われるんじゃないですか。

それで、もう一つ私質問します。

憲法上の権利の委任についてなんですかと、も、政令に対してどういうものが委任できるかと、いうのは、学者の間でもあるいは判例の間でもいろいろと積み上げられてきているわけです。それで、憲法上の権利、精神的自由を制限する場合の立法の委任は明確であり厳格でなければならぬことは、憲法のコンメントアールに書いてあります。

○吉川春子君 違いますよ、役所の名前ですよ。だから、それは立法者としていろんなことは書いたかも知れぬ、しかしそれは役所の名前じゃなくて何かの研究会か何かじゃないですか。よく調べてください。

○吉川春子君 違いますよ、役所の名前ですよ。

○國務大臣(片山虎之助君) ただ、これは公式な見解になるかもしれないけれども、そういう手続は経ていないんですよ。だからそれが書いてあることはほとんど正しいと思うけれども、一〇〇%それが正しいわけじゃないです、公のあれとしては、それは単なる解釈の本なんですよ。それから、四情報は公開情報なんですよ。その公開情報を自衛隊法及びそれに基づく施行令に基

づいて出すのが何がおかしいんですか。ちゃんと法令の根拠もあるじゃないですか。(発言する者多し) 静かにしなさいよ。質問者はこっちなんですよ。その法律に決められていないものを勝手にまた法律で、特別法との関係と言つたけれども、特別法といふのは法律同士ですから、政令が特別法になるなんということはありませんよ。そういうものを国会も通らないで政令で決めて、四情報の提供は求められると、いや、そのほかのセンシティブ情報だつていんだと、こういうめちゃめちゃな議論は、少なくともやっぱり法律、法治国家でしよう、きっちとそういうものに基づいて執行しなきやいけないんじゃないですか。

○吉川春子君 法令の根拠なんてないです。ちゃんとこの大事にしなきやならないと、守らなきやいけないという、これは自治省のきちっとした態度なんですよ。それが法律にも決められているんです。その法律に決められていないものを勝手にまた法律で、特別法との関係と言つたけれども、特別法といふのは法律同士ですから、政令が特別法になるなんということはありませんよ。そういうものを国会も通らないで政令で決めて、四情報の提供は求められると、いや、そのほかのセンシティブ情報だつていんだと、こういうめちゃめちゃな議論は、少なくともやっぱり法律、法治国家でしよう、きっちとそういうものに基づいて執行しなきやいけないんじゃないですか。

それで、総務大臣、今、私、憲法の問題も言いましたけれども、本当は法制局長官でも来てほしいところですけれども、今日は呼んでません。呼んでませんので——いやいや法制局長官の役割も多し) 静かにしなさいよ。質問者はこっちなんだよ。

それで、総務大臣、今、私、憲法の問題も言いましたけれども、本当は法制局長官でも来てほしいところですけれども、今日は呼んでいません。呼んでませんよ。

そうじゃなくて、こういう問題について防衛庁が今まで繰り返しろんな問題を国会で追及されたりますし、いろんなものありますよ。それに基づいて私たちは質問しているのに、これは政府の見解じやないと、いい加減なものだみたいなそういうおつしやり方だと、もう論戦の根拠が失われるんじゃないですか。

それで、もう一つ私質問します。

憲法上の権利の委任についてなんですかと、も、政令に対してどういうものが委任できるかと、いうのは、学者の間でもあるいは判例の間でもいろいろと積み上げられてきているわけです。それで、憲法上の権利、精神的自由を制限する場合の立法の委任は明確であり厳格でなければならぬことは、憲法のコンメントアールに書いてあります。

○國務大臣(片山虎之助君) 自衛隊法の九十七条の一項は、政令で定めるところにより、自衛隊の募集に関する事務を行うと書いているんですよ。政令の定めるところにより、自衛隊の募集に関する事務、その政令を受けて施行令に付す規定があるんですよ。その一つが、募集のために必要な報告をしたり資料の提出をするということがあるんですよ。したがって、これは法律の授権に基づいているわけですから、全く何の問題もないと、こういうわけですよ。

それから、今あなたが言われたことは、個人情報保護法の、条文については聞いてください、あらかじめ規定がありますよ。必要最小限度の目的に応じた情報の範囲でやりなさいと、目的外の利用や提供はもう特別の場合にだけに限定的に認めると、こういうことでござりますから、今まで防衛庁がやつたやつが、それは違法とかなんとか言つていいんじゃない。しかし、いろんな議論があるんです。したがって、これは法律の授権に基づいているわけですから、全く何の問題もないと、こういうわけですよ。

防衛庁長官、首ばっかり振つていいで答弁してください。そういうようなことを、法律を踏み外して、法律を踏み外して政令を作つて、何度も言いますけれども、政令というのは官僚が作文すればそのままいくんですね。国会で議論するわけじゃないんですよ。政令は、そういう政令で、住基台帳の認めていないものまで政令で決めて、そしてしかもいろいろ問題が起きていると、こういうようなこと、おかしいんじゃないでしょうか。それに対する反省は全然ないんですか、防衛庁長官。

○國務大臣(石破茂君) どうも委員の法理論が実を言うと理解できなくて恐縮なのでありますけれども、要は、私どもは法に基づいて政令を作つてあるんで、今回は公開四情報に限ると、こう言つているんで、我々もその方がいいでしょうと、こう言つているんですよ。

我々も、個人情報、行政機関の保有する個人情報の保護をするという観点から、今完全に意見は一致しているんですよ。今までのものが違法だとかなんとかということじゃありませんよ。しかし、いろんな御懸念や御議論があるんなら、この際、四情報で我慢してもらって、その範囲でしっかりとやらわなきやならないんであります。かりやつてもらうと、こういうことがあります。

○吉川春子君 自衛隊法の九十七条は、都道府県知事及び市町村は、「政令で定めるところにより、自衛官の募集に関する事務の一部を行う。」自衛官の募集に関する事務の一部ですね。そして、その「協力を求めることができる。」と第二項でなっています。

これは、そういうことを、防衛庁がその事務をしますよと、でもほかの法律に抵触するようなことをしていいという授権ではないと思うんです。それがやつぱり日本が、日本の国が決めているいろんな法律の整合性の中で授権することができるんであって、住基台帳でこういう個人情報はきちんと保護されていると、国の行政機関といえどもその提供はできないんだという立場者の意思です。立法者がそういう解釈をしているんですよ。これはやつぱり日本が、日本の国会が決めているいろんな法律の整合性の中で授権することができるんであって、住基台帳でこういう個人情報はきちんと保護されていると、国の行政機関といえどもその提供はできないんだという立場者の意思です。立法者がそういう解釈をしているんですよ。

防衛庁長官、首ばっかり振つていいで答弁してください。そういうようなことを、法律を踏み外して、法律を踏み外して政令を作つて、何度も言いますけれども、政令というのは官僚が作文すればそのままいくんですね。国会で議論するわけじゃないんですよ。政令は、そういう政令で、住基台帳の認めていないものまで政令で決めて、そしてしかもいろいろ問題が起きていると、こういうようなこと、おかしいんじゃないでしょうか。それに対する反省は全然ないんですか、防衛庁長官。

いて法定受託事務になつてゐる。我々がお願いをし、いたぐと、そういう形になつておるわけでありまして、そこには違法といふものは全くございません。委員が何を問題にしようとしておるのか、私はどうも今ひとつ理解しかねるところがございますが。

政令といふのは確かに、そういうようなものではございませんね。しかしながら、そこに基づいていふる政令が法的根拠、先ほど来、総務大臣も述べておられますとおり、法的根拠はきちんとあるものであり、そしてそこにおいて違法なことは何ら行はれていないわけでござります。ですから、委員が何を問題にしようとしておるのか、もう一度御教示いただければ大変幸いだと思ひます。

○吉川春子君 こういう感覺の防衛庁長官が住民基本台帳の情報を集めて、そして、集めてとおつしやいましたでしよう。自分で集めなきゃいけないんですよ。これから自分で集めると言つたじやないですか。そういうことをやられるということに対しても、国民は物すごく不安を感じると思ひます。

もう一つ聞きます。

新美先生が、さつき岡崎議員も取り上げましたけれども、この方は政府の個人情報保護法案制定化委員会のメンバーでいらっしゃると伺つております。この先生が、自衛隊法や施行令は一般的な規定で、具体的な記載はない、住基台帳に明文規定がない以上提供はできないものと解釈すべきだと、このように言つているんです。それから、小早川先生も、この人は住基ネット関係で政府の座長もお務めになつた方で、情報公開審議会委員もされていますけれども、言つてみれば、政府から招聘され、そういう法律作りにお二人とも絡んだ先生ですけれども、百二十条に個人情報保護の観点はないと、このように言つているわけですよ。

防衛庁長官、私の言つていることが全く分からぬ、これはもう本当に恐るべきこと、悩まし

い、嘆かわしいことですよ。そんな防衛庁長官に個人情報を大事にするなんていうことはもう期待できませんじやないです。

でも、片山大臣、こういう先生方がこの施行令に対しても、非常にこういうのは住基台帳法に明文規定がない以上提供はできないと、こういうふうにおっしゃつてることについてどう思つてますか。政府が一生懸命お願いして法案を作つていただきたい先生方じやないですか。こういう学者の意見について耳を傾けないんですか。

○国務大臣(片山虎之助君) インタビューの記事とというのは大変圧縮されて出ますからね、正確に先生方の御意見かどうか私は分からぬと思うんですよ。

ただ、吉川委員、お分かりいただきたいのは、四情報は公開情報なんですよ、そうでしよう。この情報に基づいて資料として市町村長が出す、法定受託事務なんだから。何がおかしいんですか、何のわかるでも何人でも閲覧できるし、写しの交付ができるんですよ。それについて自衛隊法や施行令に基づいて資料として出しますが、四情報。

○吉川春子君 私は、自分の考えはもちろんそろ質問しているんですよ。その自治省、今は総務省ですけれども、名前が変わつただけじゃないですか。この仕事については引き続きやつてあるわけです。だから、そういうことで、その資料の中には個人情報は含まれないんだと、こういうふうにおっしゃつてあるんですよ。

それで、担当大臣をお伺いしたいんですけども、もう時間がなくなりましたので、資本の提供というのをあちこちに書いてあるんですけども、この資料の中には全部個人情報というのを含めて考えるんでしょ

うか。どうですか。細田先生、大臣、どうです

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げます。資料といふのは、ちょっと法制的には正確でないかもしれません、いろんな行政文書ですか。

○吉川春子君 でも、片山大臣、こういう先生方がこの施行令に対しても、非常にこういうのは住基台帳法に明文規定がない以上提供はできないと、こういうふうにおっしゃつてることについてどう思つてますか。政府が一生懸命お願いして法案を作つていただきたい先生方じやないですか。こういう学者の意見について耳を傾けないんですか。

今、正にこれまで行政機関における個人情報の取扱いは基本的にルールがございませんで、唯一電算機個人情報、ファイル化されたものについてのルールしかなかつたわけでございまして、それを抜本的に強化すべきということで、今新しい行政機関法案すべての個人情報を対象にして規制の制定をお願いしているところでございまして、これがだれでも何人でも閲覧できるし、写しの交付ができるんですよ。それについて自衛隊法や施行令に基づいて資料として出しますが、四情報。

○吉川春子君 もうとんでもない答弁ですよ。資料の中に個人情報が含まれるなんて、そんな解釈、できます。

担当大臣にもう一度伺いますけれども、法律の中で、政令も含めて資料という言葉がたくさん出てくると思いますけれども、そういう中に果たして個人情報を一般的に含めていいのか悪いのか、その点について慎重な検討をしていただきたいと思いますが、その点は明言できますか。

○国務大臣(細田博之君) 第二条で定義を先ほどお読みしましたようにはっきりしておりますので、その中身が何であるかということは今後やはり判例とかいろいろな法令の適用に応じて次第になお考へで結構ですが、伺います。

○吉川春子君 すごくやつぱり、四情報だつたらば当然のことのように提供していくんだと、こういうことでは全然ないということを、私は、旧自治省現在の総務省のコンメントアルに基づいて、また学説、判例に基づいて指摘をいたしました。これがあいまいになるということは非常に行政機関に対する不信感も高まりますので、その点は防衛庁長官、総務大臣、くれぐれも個人情報の扱いについてはもう万全を期してもらいたい。この問題についてはまだ引き続きやることとなりまして、時間ですので、私の質問は終わります。

○森ゆうこ君 国会改革連絡会(自由党・無所属の会)の森ゆうこでござります。

防衛庁リスト問題、適齢者情報の収集問題を教訓に、防衛庁にはしっかりとした情報管理、危機管理をしていただきたいと思います。防衛庁長官に募集のための適齢者情報収集の問題、この二つの問題についての私は決意を伺いたいと思います。

昨年の防衛庁リスト問題、そして今回の自衛官募集のための適齢者情報収集の問題、この二つの問題の本質は一体どこにあつたのでしょうか。世間では、今回の問題が起つたことをきっかけに、防衛庁のみならず行政機関が個人情報を収集すること自体が悪いことだという意見まで出ています。そのようなところに問題の本質があるのであります。国家機密を預かる防衛庁が必要な情報を収集し適正に活用することは当然のことであり、それが悪いことであるはずがありません。

大臣がむしろこの点について、国民に対してよく理解、そして納得していただけるよう明快なメッセージを勇気を持って発するべきだと私は思います。今回の問題は、国の安全保障と、それを担当すべき防衛庁の情報収集、情報管理、危機管理の在り方そのものが問われた問題ではなかつたかと。すなわち、防衛庁リスト問題でも新聞記者に内部情報が漏えいしたことこそそもその事の発端であり、防衛庁においてそのような情報管理が行われていたことの方がむしろ大きな問題であると考えます。

また、防衛庁リスト問題や今回の適齢者情報問題に關し防衛庁の対応を見てみると、本当に適切な危機管理が行っていたのか、首をかしげざるを得ません。国家の安全保障を担う組織がこのようないい加減な危機管理しかできなかつたことがこの問題の本質であり、今後の我が国の安全保障を考えた場合、最も大きな問題なのだと思います。

有事法制も衆議院を通過し、本日から参議院で本格的に審議が始まるわけです。今後、我が国のお安全保険に対し、防衛庁の果たす役割はますます大きくなると考えますが、これまでのこのような対

応しかできないような組織に、我が国のお安全や國民の生命をゆだねてよいものか不安を感じざるをめるとともに、今後の情報管理の徹底、危機管理を徹底していただき、「度どこのような失態を起さないようにしていただきたい。

防衛庁長官に、今後の取組について決意を伺いました。

○國務大臣(石破茂君) リスト問題をどう思うかということですが、私は長官に就任いたしましたときに、情報公開法の趣旨というものをきちんと理解し徹底させることができたと申します。その記者会見で申しました。

今度の問題も同様なんだろうと思つております。今度の問題は、四情報に限る、じやそれが必

要なのか十分なのか、そういう議論が何か交錯をしてしまったような気がします。私は、四情報以外というものの提供があったとしても、それが即違法だというわけではありません。そのところをきちんと申し上げるべきは申し上げ、徹底すべきは徹底をいたしまして、国民の御負託にこたえる一番大事なのは法の徹底、シビリアン

力でやるわけですが、本当に精強な自衛隊というものはを作るためにそれ以外の情報を収集することには、これはむしろ当然のこととございます。そうしなければ精強な自衛隊というのは作れない。委員御案内思いますが、服務の宣誓ということがあつて、事に臨んでは身の危険を顧みずという人をを集めるわけですから、それはもう私どもきちんと御指摘を踏まえまして、今後更に努力をしてまいります。

○森ゆうこ君 ありがとうございました。

個人情報保護、そして情報公開、さらには国家機密の保護ということも防衛庁には求められるわけでございます。この点に関しまして今、たまたま長官からもはつきりとしたお考えを述べていた

しかし、市町村からいただく場合には四情報に限つて、あとはやるということで、私どもは今までい加減なことをしてきました。ただ、やはり、今回も思うのですけれども、この法の趣旨というものをきちんと御指摘を呼ぶわけで、きちっとした質問に対しても、この委員会の審議においてからも望みまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○福島瑞穂君 社民党的福島瑞穂です。

四情報以外の情報の内訳を見てびっくりしましました。戸籍の情報などが入っています。本籍は現在

地方連絡網全国各地に何百か所あるわけです、何十か所もあるわけですね。そうしますと、本当に第一線の広報官たち、みんなよく法の趣旨は分かっているわけですから、そこで先ほど総務大臣から三割の自治体しか御協力いただけないというお話をありました。そういう厳しい中で本当にみんないろいろなことを考えながらやっておるわけでございます。彼らの努力というものがあつて自衛隊は成り立っていると言つても過言ではないと

何十か所あるわけですね。そうしますと、本當

一般的履歴書のマニュアルからは削除をされています。それは、本人の能力によって採用するのであって親の職業は関係ない、親の職業を書かせるということは様々な差別につながるので履歴書か

らは削除されています。

先ほど、いい加減なことをやつてきたとは思えないという答弁がありましたが、ひどいですよ。もう一度徹底をしてまいりたいと思っておりました。危機管理もできないような防衛庁にこの国を任せられるかというような御指摘は、一部からいたたいております。しかしながら、私は私どもの防衛庁がそんなにいい加減な組織だとは思つておりません。きちんと申し上げるべきは申し上げ、徹底すべきは徹底をいたしまして、国民の御負託にこたえる一番大事なのは法の徹底、シビリアン

危機管理もできないような防衛庁にこの国を任せられるかというような御指摘は、一部からいたたいております。しかしながら、私は私どもの防衛庁がそんなにいい加減な組織だとは思つております。なぜこの履歴書にも載つていらないようなことを勝手に取つているわけじゃないですか。こんな情報を取りつけるのか。

○副長官(赤城徳彦君) これは、統柄の欄には子といふうに書いてありますけれども、それがどういったものであるかということは必ずしも明確ではありません。きちんと申し上げるべきは申し上げ、徹底すべきは徹底をいたしまして、国民の御負託に

ござります。この点に関して今、たまたま長官からもはつきりとしたお考えを述べていた

だけござります。この点に関しまして今、たまたま長官からもはつきりとしたお考えを述べていた

だけござります。この点に関しまして今、たまたま長官からもはつきりとしたお考えを述べていた

だけござります。この点に関しまして今、たまたま長官からもはつきりとしたお考えを述べていた

だけござります。この点に関しまして今、たまたま長官からもはつきりとしたお考えを述べていた

だけござります。この点に関しまして今、たまたま長官からもはつきりとしたお考えを述べていた

だけござります。

○國務大臣(石破茂君) それは、私どもの募集において必要な範囲において調べるということです。

ざいます。ですから、先ほど答弁申し上げましたように、では親御さんがどこにお勤めで、どの時間に行けばお話をできるのかということが必要な場合があるとすれば、その範囲において調べるということでありまして、すべてそういうものを調べてというようなつもりは全くございません。

それは調査をいたしますときには、当然これは本当に必要なものなのかどうなのかということをきちんと確認をされなければいけないことで、必要な範囲においてということにおいて何ら変わりはございません。

○福島瑞穂君 これを一般の民間企業や他のところが言つたら、本当に大問題ですよ。つまり、本の能力においてのみその人を採用するということが崩れるじゃないですか。親を探してということ自身も問題ですし、職業欄を書かせることも問題ですよ。家族欄を書かせることだって差別にながるという議論があり、本籍地だって今ないですよ。どうしてこんなことをやるのかそのことについての一切の反省がない。今日ここの答弁で言つていることが一般的に通用すると、これは大問題です。

それと、四情報。ですから、親の職業を調べるとか、それは身元調査ではないんですか。本籍地を書かせるのは何の意味があるんですか。

○副長官(赤城徳彦君) この四情報以外にいろいろ情報をいただいていたわけですけれども、これは履歴書に何を書くかというものはちょっと性格が違っています。地方公共団体が法定受託事務としてその募集事務の一部を扱うと、それに必要なものについて適齢者情報としてあの名簿を、適齢者名簿を作つていたわけでござりますから、それは募集の事務に必要なものだということで、個々については先ほど御答弁いたしましたように、例えば親の職業についても、親の方に連絡をする便宜という募集の事務に必要があつてそういうことを行つてました。

それから、本籍については、日本国籍を確認するとか、そういう募集の事務のための必

要あります。では親御さんとお勤めで、どの時間に行けばお話をできるのかということが必要な場合があるとすれば、その範囲において調べるということでありまして、すべてそういうものを調べてというようなつもりは全くございません。

それは調査をいたしますときには、当然これは本当に必要なもののかどうなのかということをきちんと確認をされなければいけないことで、必要な範囲においてということにおいて何ら変わりはございません。

○福島瑞穂君 これを一般の民間企業や他のところが言つたら、本当に大問題ですよ。つまり、本の能力においてのみその人を採用するということ自身も問題ですし、職業欄を書かせることも問題ですよ。家族欄を書かせることだって差別にながるという議論があり、本籍地だって今ないですよ。どうしてこんなことをやるのかそのことについての一切の反省がない。今日ここの答弁で言つていることが一般的に通用すると、これは大問題です。

それと、四情報。ですから、親の職業を調べるとか、それは身元調査ではないんですか。本籍地を書かせるのは何の意味があるんですか。

○副長官(赤城徳彦君) この四情報以外にいろいろ情報をいただいていたわけですけれども、これは履歴書に何を書くかというものはちょっと性格が違っています。地方公共団体が法定受託事務としてその募集事務の一部を扱うと、それに必要なものについて適齢者情報としてあの名簿を、適齢者名簿を作つていたわけでござりますから、それは募集の事務に必要なものだということで、個々については先ほど御答弁いたしましたように、例えば親の職業についても、親の方に連絡をする便宜という募集の事務に必要があつてそういうことを行つてました。

それから、本籍については、日本国籍を確認するとか、そういう募集の事務のための必

要であつて、履歴書として応募するときにどう書くかというものとはまた別でございます。

○福島瑞穂君 珍妙な回答ですよ。しかも、人権感覚やつぱりないと思います。住所が分かっていてればそこに親が通常はいるわけですね。親の会社に電話をするわけでもない。

それから、おかしいですよ、なぜ履歴書に本籍地を書かせないか、なぜ履歴書に家族欄を書かせないか、親の職業を書かせないか、それは差別を生むから、問題があるから書かせないのに、募集の際に必要だから取ればいいとすると本当に問題ですよ。それは差別を生きたことがさっぱり分かっていらないですよ。いまだに、いい加減なことをやつてきたとは思えな、違法ではなかつたと言つんであれば、それは本当に問題だと思います。

それから、四情報でも、取るのは、内部で動かすのは問題であると考えます。閲覧、交付を請求すれば、閲覧、交付においては正当な目的があるかどうかを窓口が判断します。交付を、住民票の交付を受ける、四情報について受けた場合には、そのためには料金を払わなくてはいけません。また、それは窓口でもチェックができるわけです。

私は、四情報についても内部で流すのは何のチエックもできずにこれは問題であると、こういじやないです。先ほど他の委員からも指摘があ

りました。

私は、四情報についても内部で流すのは何のチエックもできずにこれは問題であると、こういじやないです。先ほど他の委員からも指摘があ

ました。

人も閲覧できる四情報に限ろうということで限つたわけで、これは何人も閲覧できるものでござりますから、しかも元々は自衛隊法、また施行令に基づいて、募集のために必要があれば資料の提供、報告を受けることができるというその規定の趣旨に基づいて行つてしたもの、それを更に必要最小限の何人も閲覧できる四情報に限ると、こういう趣旨でございますから、それがいかぬというのはちょっととどうかなと、正に適法に適正にやつてしまつて他のチェックができないことが問題です。

○福島瑞穂君 閲覧や交付については個別にきちんとやらなくちゃいけない。それが内部で流通をしてしまつて他のチェックができないことが問題です。

それから、ちょっとと話が戻つて済みませんが、どうして住民票の閲覧、交付において四情報に限られたのか。それは、他の情報が外部にいるか、出ることによって、ほかの人が知る本人以外の人間が知ることによって差別を生んだりプライバシー侵害ができるからです。ところが、今日出てきたのは、統柄はあるわ本籍はあるわ保護者はあるわ、筆頭者ですよ、これは戸籍筆頭者だから戸籍って普通の人は見れないんですよ、戸籍は本籍地も戸籍筆頭者も見れないですよ、身分事項欄も見れないですよ。

ですから、住民票上四つの条項に無理やり、無理やりと、四条項、プライバシー侵害の観点からこれしか閲覧できない、交付ができないと

です。普通の企業が本籍地を知つたら、これは大問題です。普通の企業が親の身元調査、職業を調べて、それをやつたら大問題です。先ほどおつしやつたじやないですか、親の職業を調べるとか。それは、もしそれが普通の企業が、例えば公務員でもそうです、身元調査をしたということが明らかになつたら、例えば本籍地の特別なリストが出て取つたこととかあります。それは本当に大問題、大人権問題になつたわけです。そういう例えれば身元調査をすること、本籍地を入手すること、例えばそれが部落差別になつたり、外国人差別になつたり、あるいは様々な、婚外子差別になつたり、親の職業による差別になつたり、(発言する者あり)いや、それはそうですよ。これは、普通の企業がやつたら大問題のことを、一般的な条項があるということを利用して、理由として防衛庁が取つてきたと、そのことに対する反省が全くな

要であつて、履歴書として応募するときにどう書くかというものとはまた別でございます。

○福島瑞穂君 珍妙な回答ですよ。しかも、人権感覚やつぱりないと思います。住所が分かっていてればそこに親が通常はいるわけですね。親の会社に電話をするわけでもない。

それから、おかしいですよ、なぜ履歴書に本籍地を書かせないか、なぜ履歴書に家族欄を書かせないか、親の職業を書かせないか、それは差別を生むから、問題があるから書かせないのに、募集の際に必要だから取ればいいとすると本当に問題ですよ。それは差別を生きたことがさっぱり分かっていらないですよ。いまだに、いい加減なことをやつてきたとは思えな、違法ではなかつたと言つんであれば、それは本当に問題だと思います。

それから、四情報でも、取るのは、内部で動かすのは問題であると考えます。閲覧、交付を請求すれば、閲覧、交付においては正当な目的があるかどうかを窓口が判断します。交付を、住民票の交付を受ける、四情報について受けた場合には、そのためには料金を払わなくてはいけません。また、それは窓口でもチェックができるわけです。

私は、今までやつてきたことに対する反省も全くなく、必要な情報は取れるんだ、そして四情報についても内部であればチェックなく取れるんだと、こういう答弁だつたら、本当にこの個人情報保護法案できたら、行政内部で情報がどんな形でたらい回しにされるか、本当に危ないですよ。

普通の企業が本籍地を知つたら、これは大問題です。普通の企業が親の身元調査、職業を調べて、それをやつたら大問題です。先ほどおつしやつたじやないですか、親の職業を調べるとか。それは、もしそれが普通の企業が、例えば公務員でもそうです、身元調査をしたということが明らかになつたら、例えば本籍地の特別なリストが出て取つたこととかあります。それは本当に大問題、大人権問題になつたわけです。そういう例えれば身元調査をすること、本籍地を入手すること、例えばそれが部族差別になつたり、外国人差別になつたり、あるいは様々な、婚外子差別になつたり、親の職業による差別になつたり、(発言する者あり)いや、それはそうですよ。これは、普通の企業がやつたら大問題のことを、一般的な条項があるということを利用して、理由として防衛庁が取つてきたと、そのことに対する反省が全くな

として自ら募集事務を行うという自らの事務でございます。その募集のために必要があれば適齢者情報という形で様々な情報をその中で集積をしていく、これはどういう、会社であれ何であれ、募集をするために必要があればどこにその働き掛けをすればいいか、どこへ連絡をすればいいか、ダ

イレクトメールをどういうふうに発送すればいいか、そのための情報というのはそれは独自に努力をして蓄積をしていくものだと思います。

しかし今回、限るというのは、地方公共団体から提供していただく情報としては四情報に限定し

よう、これは必要最小限だ、その基準は何人も閲覧できるものだと、そういうことで四情報に今後限定をしていくということでござりますので、御理解をいただきたいと思います。

○福島瑞穂君 私は、今までやつてきたことに対する反省も全くなく、必要な情報は取れるんだ、そして四情報についても内部であればチェックなく取れるんだと、こういう答弁だつたら、本当にこの個人情報保護法案できたら、行政内部で情報がどんな形でたらい回しにされるか、本当に危ないですよ。

普通の企業が本籍地を知つたら、これは大問題です。普通の企業が親の身元調査、職業を調べて、それをやつたら大問題です。先ほどおつしやつたじやないですか、親の職業を調べるとか。それは、もしそれが普通の企業が、例えば公

務員でもそうです、身元調査をしたということが

明らかになつたら、例えば本籍地の特別なリスト

が出て回つたこととかあります。それは本当に大問題、大人権問題になつたわけです。そういう例え

れば身元調査をすること、本籍地を入手すること、

例えばそれが部族差別になつたり、外国人差別になつたり、あるいは様々な、婚外子差別になつたり、親の職業による差別になつたり、(発言する

者あり)いや、それはそうですよ。これは、普通の企業がやつたら大問題のことを、一般的な条項があるということを利用して、理由として防衛庁が取つてきたと、そのことに対する反省が全くな

いじやないです。

○国務大臣(石破茂君) 必要なことを必要な範囲において調べておるということでございます。それは、そういうことが分からなければ私どもは国を守る、精強な自衛官というものを募集することができないからやつておるわけです。自衛官は必要なとか、そういうお考えにお立ちであればそれは議論を守る自衛隊、それを構成する自衛官を募集するためにやつておる、何ら違法なことはいたしておりません。

○福島瑞穂君 また答弁がずれると思います。その人がどういう人なのか、どうして本籍、じや、本籍地と何か関係があるんですか。本籍地を知ることが、その人が国を守るかどうかについて必要があるんですか。それはおかしいじやないです。

つまり、本人の能力や本人の適性や、というか、差別ということが分かっていないですよ。本人の能力以外のことによつて身元調査をされたり差別をされるのがおかしいのに、様々な情報を取つて、しかもこれは行政に頼んで、内輪で取つて、全部、それが全く問題ないというのは全くおかしいですよ。

じゃ、次に行きます。結構です。

八条の、今回の議論が非常に問題だというふうに思つるのは、今回、個人情報保護法第八条二項の三には外部提供の規定があります。そうしますと、この法律がもし通つた暁には、この「前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。」と。これまでできなかつたはずの適齢者名簿のよつて、これまでできなかつたはずの適齢者名簿のよつて、当該保有個人情報を利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。」というこ

とで、外部提供ができるわけです。そうしますと、この法律が通つた暁には、もつともと内部における外部提供が行われるのではないか。大変危惧をされるのですが、この点についてはいかがですか。

○政府参考人(松田隆利君) お答えを申し上げます。

本行政機関法案におきましては、個人の権利利益の保護の観点から、目的外の提供を厳しく制限していることは既にあるお答えを申し上げています。

すなわち、目的外提供を原則禁止といたしまして、これが例外的に許容されますのは、法令の定める事務の遂行に必要な限度である場合であり、かつ個人の権利利益を不当に損なうことで、だれもが納得できる客観的な理由が必要であるということを御説明申し上げているわけでございます。

この法案は、これも既に申し上げているところでございますが、これまで、この個人情報の言わば保護の法制としては、電算処理された個人情報報を対象とした現行法があるわけでございますが、これをすべての行政機関が保有する個人情報に基づくということで、自衛隊法に基づいて行わる事務に当たつて必要な事務ということです。この四情報以外のものにつきまして、必要か必要な判断というのは第一次的には行政機関の長が判断することになると思います。私どもから今この段階で、この募集事務に必要でないとはなかなか言えないと考えております。

○福島瑞穂君 しかし、今日の答弁でも、四情報に限ることが望ましいが、かつてにおいて別に違法でもなく何ら問題がなかつたという答弁ですね。そうしますと、この二号の「相当な理由のあるとき」、そして三項の「他の法令の規定の適用を妨げるものではない。」、この解釈によりますと別に、私は四情報であつても内部提供は問題

である、何らチエックが働くかない、閲覧、交付であれば窓口でのチエックが働くけれども、何の根拠もなくやつてていると思いますが、今日の答弁だと、四情報に限ることは望ましいが、別に今までなくて提供できるかという論点も出てくると思

で問題はなかつたということであれば、この解釈によつては、四情報以外でもやつてもこの法律に反することは言えないんですか、どうですか。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げます。先ほども御答弁申し上げておりますように、目的外提供については原則禁止ということで、その例外的に許容される場合は、三点申し上げたま

りますが、法令の定める事務の遂行に必要な限度であり、かつ個人の権利利益を不当に損なうおそれが認められない場合で、その上で相当な理由に基づくということで、自衛隊法に基づいて行わる事務に当たつて必要な事務ということです。

この八条は、「行政機関が法令の定め」、ちょっとこの八条は、「行政機関が法令の定め」、ちょっと個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。」と、八条は利用及び提供の制限を言つております。ですから、今日だと何も問題がないことになつてしまふ。八条は結局ざるになつてしまふのではないかといふふうに非常に思います。つまり、今の今日の話で、情報提供、問題なかつたということであれば、内部で情報をほかのようなり方で提供したとしても問題がなくなるわけで、そのような感覚でこの法律が運用されるのであれば本当に問題であるというふうに思います。

○福島瑞穂君 いや、違いますよ。この八条は、「行政機関が法令の定め」、ちょっと個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。」と、八条は利用及び提供の制限を言つております。ですから、今日だと何も問題がないことになつてしまふ。八条は結局ざるになつてしまふのではないかといふふうに非常に思います。つまり、今の今日の話で、情報提供、問題なかつたということであれば、内部で情報をほかのようなり方で提供したとしても問題がなくなるわけで、そのような感覚でこの法律が運用されるのであれば本当に問題であるというふうに思います。

○福島瑞穂君 それでは、どうですか、もしこの個人情報保護法案が成立していたとして、この四情報以外について外部提供したことについて、内部提供といいますか、したことについて、これはこの個人情報保護法八条に反するのか反しないのか、大臣、いかがですか。

○国務大臣(片山虎之助君) あれ、地方団体は、今回の行政機関個人情報保護法の適用ありませんから。

○福島瑞穂君 ただ、内部で出すとして、例えば、これは条例が必要ではないか、あるいは条例がなくて提供できるかという論点も出てくると思

います。

そうしますと、大臣、もう一回確認をしますが、今日の答弁だと、四情報に限るといつても、人、四情報以外についてもし提供があつたとしで、この法律上、何ら問題がないということですか。

○国務大臣(片山虎之助君) この行政機関個人情報保護法は、あなたが言わされることには関係ないんでですよ。問題は、住民基本台帳法と自衛隊法及びその施行令の関係なんですよ。四情報については何ら問題がないと想ひますし、募集に必要な限度において、それ以外についても私は違法の問題は直ちに生じないと想ひます。

○福島瑞穂君 いや、違いますよ。この八条は、「行政機関が法令の定め」、ちょっと個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。」と、八条は利用及び提供の制限を言つております。ですから、今日だと何も問題がないことになつてしまふ。八条は結局ざるになつてしまふのではないかといふふうに非常に思います。つまり、今の今日の話で、情報提供、問題なかつたということであれば、内部で情報をほかのようなり方で提供したとしても問題がなくなるわけで、そのような感覚でこの法律が運用されるのであれば本当に問題であるというふうに思います。

○福島瑞穂君 いえ、本当にこの個人情報の取扱いについて問題がないと言つて、私の質問を終わります。本当にこの個人情報そのものの行政情報の取り回しが内部で行われるというふうに強く危惧を申し上げて、私の質問を終わります。

○委員長(尾辻秀久君) 速記を止めてください。  
〔速記中止〕  
○委員長(尾辻秀久君) 速記を起こしてください。

い。

これより、本会議の間、休憩いたします。

正午休憩

午後一時四十一分開会

○委員長(尾辻秀久君) ただいまから個人情報の保護に関する特別委員会を開いたします。

休憩前に引き続き、個人情報の保護に関する法律案、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案、情報公開・個人情報保護審査会設置法案及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の以上五案を一括して議題とし、質疑を行います。

○委員長(尾辻秀久君) この際、片山総務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。片山総務大臣。

○国務大臣(片山虎之助君) 午前中の答弁について、答弁の正確性を欠いた点がありましたので、改めて答弁いたします。

「住民基本台帳法逐条解説」による住民基本台帳法第三十七条の解説に関してであります。この「住民基本台帳法逐条解説」は、自治省行政局振興課編著でありますけれども、担当者の私見によるものも含まれておるものであり、必ずしも政府の公定解釈を示しているものではございません。

「住民基本台帳法逐条解説」においては、第三十七条第一項の資料の提供には、公証力のある個人が特定できる資料を想定していない旨を記述しておりますが、これは、住民基本台帳法においては、住民基本台帳の閲覧及び住民票の写しの交付の手続が規定されていることを踏まえ、このようない解釈をしているものであります。

しかし、住民基本台帳に記載された情報については、住民基本台帳法上の法律の規定に基づく

情報提供がなされることを否定しておらず、例えば刑事訴訟法第百九十七条第一項に基づく照会に応じる場合など、情報提供がなされることもあります。

自衛官の募集に係る適齢者情報の提供については、自衛隊法第九十七条第一項及び同法施行令第百二十条の規定に基づき市町村長に対して依頼しているものであり、住民基本台帳法の関係で問題となることはないものと考えております。

以上であります。

○委員長(尾辻秀久君) 質疑のある方は順次御発言願います。

○内藤正光君 民主党の新緑風会の内藤でございますが、先週に引き続きまして、今日も七十分ほどお時間をいただきまして、質問をさせていただきます。

まず、片山大臣、ちょっと事前レクなかつたん

で恐縮なんですが、裁判管轄の特例についてお考えをお尋ねしたいと思うんですが、私たち、この委員会、衆議院の委員会においてもそうなんですが、やはりこの個人情報保護法においても裁判管轄の特例を行なうべきだということを主張をしてまいりました。

そういう主張に対しまして片山大臣は、こう

いった問題は司法制度改革全体の中で議論していくべきだということを何度もおっしゃったわけ

ござります。私もその辺の司法制度改革の推進本部のことをいろいろ調べておりまして、片山大臣

も、また細田大臣も本部員として加わっているわ

けでございまして、確かにそのおっしゃった項目

も行政事件訴訟の見直しというところに入つております。これらを期限を区切ってちゃんと結論を

出すというふうに書いてありますね、平成十六年十一月三十日までに措置を講ずべきものと。この措置を講すべきものの措置とは何かと聞いたたら、

これは法律、もし必要なならばそういう趣旨の法改正を行うんだというちよとお返事もいただいてはいるわけなんです。

中でも、現時点における状況、その議論の状況なんですが、幾つかはその方向性がおおむね一致しているものがあるようです。その一つが、行政訴訟へのアクセスを容易にするために行政事件訴訟の特例ですね。これは、大体この本部の中では議論の指向性は一致している。つまり、実現すべきだという方向で一致しているという話を伺いましたが、大変安心しているところでございます。

そこで、総務大臣にお尋ねしたいのは、本部員として片山大臣のこの裁判管轄の特例について、

これ、個人情報保護法というものにくつ付けての考え方でなくとも結構です、司法制度改革という流れの中で裁判管轄の特例についてどういうお考

えをお持ちなのか。やるべきなのか、いやいや、ちょっと慎重にすべきだと、そういう個的な政

治家としてのお考えをお尋ねしたいと思います。

○国務大臣(片山虎之助君) 私も細田大臣も司法制度改革本部のメンバーでございますが、余り、大変熱心なメンバーというところまでは実は行つておりませんで、いろんな会議に出て議論を聞かせていただいておりますけれども、自分自身のしつかりした考えを必ずしも持つに至つております。

せんが、私は行政事件訴訟というのでは、これは必要なことだと思いますね、よその国では行政裁判所もあるところあるんですから。だから、司法裁判所が行政事件裁判所的な性格を持つてやつてい

ると。そういう意味では、基本的にはやつぱりアクセスをできるだけ広くするという方が方向としては正しいと思います。

やはり、絶えず行政というのは国民からの監視があるという、この緊張感の中でよりよいものになつていくんですね。ですから、もつと住民のアセスを容易にするために、裁判管轄の特例と

いうのは本来、今回この保護法の中でもやつていいべきものだと私は思っています。

○内藤正光君 是非、まずはちょっと熱心な本部員として頑張っていただきながらければいけないとは思いますが。

やはり、絶えず行政というのは国民からの監視があるという、この緊張感の中でよりよいものになつっていくんですね。ですから、もつと住民のアセスを容易にするために、裁判管轄の特例と

いうのは本来、今回この保護法の中でもやつていいべきものだと私は思っています。

また、情報公開法ではないいろいろな議論の中で特例的措置として入れ込んだということなんですが、しかし、この個人情報保護法、行政機関個人

情報保護法の場合は、情報公開請求とはちょっと異なつて、個人的な切実な事情から個人の立場で訴えるというケースが多いわけですよ。どちらか

が、しかし、この個人情報保護法、行政機関個人

情報保護法の場合は、情報公開請求とはちょっと

異なつて、個人的な切実な事情から個人の立場で訴えるというケースが多いわけですよ。どちらか

が、しかし、この個人情報保護法、行政機関個人

情報保護法の場合は、情報公開請求とはちょっと

異なるといつてもいい。運動論的なものと個人の立場で訴える、どちらが弱いかというと、やはり個人の立場で訴える方がなかなか難しい。ハーダル

が大きいわけですよ。だからこそ、情報公開法で認められたのだったら、当然のこととして、私はアクセス

はこの個人情報保護法の中でも認められるべきも

のだと思うんです。  
ちょっと、再度お考えをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(片山虎之助君) 内藤委員の言われる  
のは一つの考え方だと、私もそういうふうに思  
います。

そこで、基本的な方は司法制度改革の中で結  
論、方向付けをしてもらうことにしても、当面は、  
できるだけ権限委任しまして、地方の機関の長  
に、そういうことで運用上アクセスが行きやすい  
ようにいたしたいと、こう思いまして、情報公  
開法と、議論はありますよ、考え方は。しかし、  
なるほど個人情報の方が極めてそういう意味では  
特殊個性的ですよね。情報公開の方がもう少し広  
いというか評論家的というのか、そういう観点  
がありますので、そういうものを踏まえながら、  
司法制度改革の中でしつかり議論していくべき事  
項ではないかと、こう思いますが、お気持ちちは、  
お考えはよく分かります。

○内藤正光君 本当に、ちょっと事前通告してい  
なくて、答えられればということでお尋ねしたい  
んですが、もう既に、具体的にどういう  
場合を出すまでの間、委任ができるん  
だ、委任でやつていくんだということをおっしゃ  
るわけなんですが、もう既に、具体的にどういう  
形になつて表に出されているんでしようか。

○国務大臣(片山虎之助君) それは、各省はそれ  
ぞれ御検討かもしれませんが、まだ、私は承知し  
ております。

ただ、何度も答弁させていただきましたよう  
に、多いのは本当に教育と医療なんですよ。九割  
ぐらい、年次によつてはあれがござりますので、  
まあ七、八割というところでしようか。そういう  
意味では、やっぱり関係の省庁にはそういう意味  
での十分な御検討を賜ろうと、こういうふうに  
思つております、法案が通りましたら。もう既に  
検討はしているかもしませんけれども、まだ私  
だけ承知していないのかもしませんが、そうい  
うふうに考えております。

○内藤正光君 この行政機関法の所管大臣とし  
て、少なくとも、この九割を占めるという教育と  
医療の分野において具体的にどういったケースが  
委任できるのか、それを早急に分かりやすい形で  
示すようにお約束していただきたいんですが。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げま  
す。今、大臣からもある御答弁申し上げましたよう  
に、情報公開法のケースとちょっと違いまして、  
個人情報の場合は、個人情報を実際保有している  
のが現地機関に相なるわけでございまして、した  
がいまして、できるだけ地域の方のそういう抗告  
訴訟上の便宜に資するというようなことで委任を  
推進していきたいということで申し上げていると  
ころでございますが、現状はそういうことでござ  
いまして、大臣からも御答弁申し上げましたよう  
に、この法律の施行後、各機関において現地機関  
への開示に絡む権限を委任していく、そういう方  
向で努力していきたいと思つております。

○内藤正光君 濟みません、施行後というの  
は、正確に言うとどういうことですか。全面施行な  
のか施行後なのか、その辺も、言葉の定義もはつき  
りしてください。

○政府参考人(松田隆利君) 恐縮でございます。  
公布後でございます。この法律が成立いたしま  
したならば、そういう方向で努力してまいりたい  
と考えております。

○内藤正光君 事務方の方では努力してまいりた  
いとおっしゃつていただいたわけなんですが、や  
はりここは、所管大臣としてやはりその辺の決意  
をまずお示しいただく必要があるかと思いま  
す。お願いします。

○内藤正光君 公布から施行まで少  
し時間がありますから、その間に方針を出しても  
らいます、各省庁に。

速やかに準備を進めていただくようお願いしたい  
と思います。

と思います。

さて、では、通告をしてありました一般法につ  
いて何点か質問させていただきたいと思います。  
まず、中小企業への配慮という点でござります  
が、情報化時代の今日、どの事業者も生産性向上  
を利用するというのは不可欠なんだろうと思いま  
す。

だとかマーケット拡大のためにインターネットを

てなかなか難しいと思ひます、これだと単に平た  
く条文しか書いてありませんから。ですから、例  
えば分かりやすくかみ碎いてガイドラインを策定  
するなど、中小企業への配慮、負担とならないよ  
うな私は配慮が行われるべきだと考えますが、そ  
の辺のようになっていらっしゃるのか。もし、  
受けはいたしますが、では、個人情報取扱事業者  
になると、結構多いですよ、そういうのは。とは  
なるなんだけれども、自ら法務部門のようなどこ  
を持たない大企業ではないようなところ、いわゆ  
る中小、ベンチャーや、そういうたところへの配慮  
はどうなのかということなんですが、この個人情  
報保護法の第四章第一節の事業者の義務といふと  
ころで、事業者が判断求められているところ、結  
構多いわけですね、いろいろな条文の中で。

例えば十八条の四項、例示をさしていただきま  
すと、例えばこういうふうに書いてあるんですよ  
ね。十八条の第四項の一號で、これは利用目的通  
知の適用除外のところだとは思いますが、「利用  
目的を本人に通知し、又は公表することにより本  
人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利  
益を害するおそれがある場合」、こういった場合  
は適用除外になるわけですね。

それで、その次の第二号では「利用目的を本人

に通知し、又は公表することにより当該個人情報  
取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれ  
がある場合」というように、随所にこういうふう  
に各条文に「おそれがある場合」だとか何々すべ  
きだとかいうような決まりというか、ところがあ  
るんですが、ただ、事業者にしてみると、「害す  
るおそれ」とはどこまでを言うのかとか、あるいは  
まだ、どこまでの義務を果たさなきやならない  
のかとか等々いろいろ判断といいますか、事業  
者が本当に真剣に考えて判断しなきゃいけないと  
ころが随所に散見されるわけなんですが、実際に  
私の周りでITベンチャーの経営者がいるわけな  
んですけど、この点でもやはりかなりの不安を感じ  
ています。

以上の観点から、私は、これを読めといつたつ  
てなかなか難しいと思います、これだと単に平た  
く条文しか書いてありませんから。ですから、例  
えば分かりやすくかみ碎いてガイドラインを策定  
するなど、中小企業への配慮、負担とならないよ  
うな私は配慮が行われるべきだと考えますが、そ  
の辺のようになっていらっしゃるのか。もし、  
受けはいたしますが、では、個人情報取扱事業者  
になると、結構多いですよ、そういうのは。とは  
なるなんだけれども、自ら法務部門のようなどこ  
を持たない大企業ではないようなところ、いわゆ  
る中小、ベンチャーや、そういうたところへの配慮  
はどうなのかということなんですが、この個人情  
報保護法の第四章第一節の事業者の義務といふと  
ころで、事業者が判断求められているところ、結  
構多いわけですね、いろいろな条文の中で。

○内藤正光君 事務方の方では努力してまいりた  
いとおっしゃつていただいたわけなんですが、や  
はりここは、所管大臣としてやはりその辺の決意  
をまずお示しいただく必要があるかと思いま  
す。お願いします。

○内藤正光君 公布から施行まで少  
し時間がありますから、その間に方針を出しても  
らいます、各省庁に。

速やかに準備を進めていただくようお願いしたい  
と思います。

ターベースの関係の業界ですか、何らかの団体に入っているようななケースでは、そういう団体はくまなく各省から御連絡をして、こういうケースはこういうふうに考えておりますよというガイドラインは、これ全部作成準備段階に入つております。

まあ、これは法律が厳密に言うと通らないと着手できないことになつておりますが、やはり事態は緊急を要しておるということで、関係各省、本当に努力をして、いろんなひな形を基にしながら、しかし業界、産業界の実情を考えるところがあつたこともあるなということをガイドラインの案文を作つておりますので、今後、それに基づく広報啓発など、必要な団体には当然やりたいと思っておりますし、それから、個別に来る人もあると思うんですね、自分は団体に属していないけれどもどうしたらしいだろうか。これはまた、かかるべきサービスをして余り迷惑が掛からないように、これは私が今初めて申すことでございますけれども、そういうことも、広報的な活動もしつかりやつていただきたいと思います。

この法律ができたから自分で読めというわけにいかないというのを正に内藤議員がおつしやつたとおりでございまますから、しかもそれが、しっかりと運用が個人情報の保護という意味では一番いいわけでござりますから、事前に、例えばソフツウェアをちゃんと整備するとか、社内の管理をしっかりとおりでございまして、これは、民間団体による自主的な取組を尊重する。この個人情報保護法案そのものが民間同士の、民民の個人情報の保護に関するルールとか、そういう在り方を規定しているものでございまして、そういう意味で思いますが、今のところ中小企業団体がどうするかというと、業種別団体でございませんのでどうしようかということでございますけれども、事実上、例えば商工会連合会とか中小企業の商工会役に立つようなことをしていただきたいと考えております。

○内藤正光君 その関連ではあります、第三十一条以降、言つてしまえば第二節なんですが、

「民間団体による個人情報の保護の推進」ということで認定個人情報保護団体のことが述べられます。

まあ規定されていると思います。

この団体、ぱつと見れば分かるように、民間発意の団体であつて、その役割は何かといつたら、本当に苦情を要しておるということです。だから、しかし業界、産業界の実情を考えるところがあつたことは法律が厳密に言うと通らないと着手できませんが、やはり事態は緊急を要しておるということで、関係各省、本当に努力をして、いろんなひな形を基にしながら、しかし業界、産業界の実情を考えるところがあつたことは法律が厳密に言うと通らないと着手できませんが、やはり事態は緊急を要しておるということです。

そこで、この際、委員会の審議を通じてこの団体のイメージをよりはつきりさせるためにお伺いしたいんですが、民間発意の団体とはいながらも、条文にこういうふうに書き込むからにはあるイメージを持つているだらうとは思います。どんな設立形態を予想してこういう条文を書いているのか、あるいはまた、苦情処理のほかどんな活動を期待しようとしているのか、この辺のところを分かりやすく、イメージが膨らむよう教えていただけますでしょうか。

○大臣政務官(大村秀章君) お答えを申し上げます。

今、委員會が認めましたように、この第二節、三十七条以降に十数条にわたりましてこの認定個人情報保護団体という制度の条文がある、もうおつしやるとおりでございまして、これは、民間団体による自主的な取組を尊重する。この個人情報保護法そのものが民間同士の、民民の個人情報の保護に関するルールとか、そういう在り方を規定しているものでございまして、そういう意味で思いますが、今のところ中小企業団体がどうするかというと、業種別団体でございませんのでどうしようかということでございますけれども、事実上、例えば商工会連合会とか中小企業の商工会役に立つようなことをしていただきたいと考えております。

おつしやいましたように、事業は、ここに書いたとおりでございましたと四十二条、「苦情の処理」と、四十三条の「個人情報保護指針」、いわゆる民間による自主的なガイドラインの作成ということをございまして、これが、この二つが中心になるわけでござりますけれども、こうしたものを作成する目的は、この指針に従うよう協力を求めるわけですが、うちの会員といふのはこの団体を主務大臣が認定をする、そういたしますと、その認定個人情報保護団体という名前を使えるわけですが、会員を公表して、うちの会員といふのはこの団体が窓口になると、いふことは分かります。

ただ、この団体について衆參を通じて余り取り上げられてはいないので、私自身もまだイメージがはつきり描き切れていないところがあります。

そこで、この際、委員会の審議を通じてこの団体のイメージをよりはつきりさせるためにお伺いしたいんですが、民間発意の団体とはいながらも、条文にこういうふうに書き込むからにはあるイメージを持つているだらうとは思います。どんな設立形態を予想してこういう条文を書いているのか、あるいはまた、苦情処理のほかどんな活動を期待しようとしているのか、この辺のところを分かりやすく、イメージが膨らむよう教えていただけますでしょうか。

○大臣政務官(大村秀章君) お答えを申し上げます。

正にこの点は内藤議員おつしやるとおりかなと、この法律は、先ほど私申し上げましたように、やはり民間同士のルール、そして取扱いを決めているものでございまして、苦情につきましてもやはりその個人と、個人本人とそして事業者との間で自主的に話し合いでいただいて解決をしていただくというのを行政としてのガイドラインを作つています。

そういふ意味で、これも先ほど大臣が言われましたように、國、各府省も、役所もこのガイドラインを、行政としてのガイドラインを今作つていただきました。ただくように鋭意作業を進めていただいているわけですが、この法律が成立をした暁には、是非こういった認定個人情報保護団体、この制度も是非活用していただき、そして多くの団体が自主的にそういうルールを作つて活動しておられる意味で悪意を持つたといいますか、なかなか

扱いが難しい、そういう方は中にはおられることが想定されるわけでございまして、そうなりますと、なかなか当事者間で解決をしないという場合も予想されるわけでございます。

そういう場合には、この認定個人情報保護団体といふのは正に、直接当事者同士というよりも、本人からその団体の方にも話を聞いていただいて、そして四十三条でガイドラインを作っておりますし、また四十二条でそういったことで苦情の受付そして相談とか助言、そういうものを間に入つてやるという制度でございます。そういう意味で、もちろん、どうしても最後までおれは納得しないと、こういうことで訴えられる場合は、もちろんその後に行政主務大臣への申出といいますか苦情ということもあると思いますし、また最後には、最終的にはやはり裁判でということにもなるかと思いますが、あくまでも民間同士の自主的な解決ということであれば、その各事業者が加入しているこうした事業者団体が一応認定されますこの認定個人情報保護団体、相当大きな役割を果たすものだというふうに我々は思つております

し、是非そういうふうな団体としてこれを育てていただきたいというふうに思つております。  
○内藤正光君 だんだん分かってきました。基本的にはこういつた認定団体をベースにして、まず問題が発生したら民間の調整で問題解決を図つてくれというところがまず第一段階にあって、しかしそれを超えるような事案、社会的に大変大きな影響を及ぼすようなそんな大きな事案に対しても、そこそこにはある程度の仕組みになっているなど、そこでそのときになつて初めて主務大臣なるものが出てくるという仕組みになつていて、それはだんだん分かつてきなんですが、だから余り心配するなどおっしゃるかもしれません、しかしやはりそこには一抹の不安があるわけで

あります。そのため、この委員会でも、各党各議員の皆様方から、この点非常に強く御懸念の声があります。今非常に御理解いたいて、そもそも個人のベースでできるだけ自分の力で話し合い、また自分の個人情報を守るように交渉していく、ただく、そしてさらにそこに事業者団体等が入つていて、あらかじめ指導あるいは基準等もお話しして調整を図つていただく。しかし後に、社会的に非常に大きな問題とか、なかなか個人のみでは対応し難い大きな問題とか、なかなか個人のみでは対応し難い大きな問題とか、な

きやならないんです、これは初めて今具体的に申し上げることですが、やはりこの法律通りましたら内閣府に各省連絡会議を設立しようと思いまして、関係各省に入つてもらいます。こういう例は過去にもいろんな例でございました。全省に、関係省に入つてもらつて、それを基本方針で書いてもいいし、書くかどうかは今後の問

数の省庁にまたがるような事業者の場合あるいはも想定されるわけでございまして、そうなりますと、なかなか当事者間で解決をしないという場合も予想されるわけでございます。

そういう場合には、この認定個人情報保護団体といふのは正に、直接当事者同士といふのも、本人からその団体の方にも話を聞いていただいて、そして四十三条でガイドラインを作つておりますし、また四十二条でそういったことで苦情の受付そして相談とか助言、そういうものを間に入つてやるという制度でございます。そういう意味で、もちろん、どうしても最後までおれは納得しないと、こういうことで訴えられる場合は、もちろんその後に行政主務大臣への申出といいますか苦情といふことがあると思いますし、また最後には、最終的にはやはり裁判でということにもなるかと思いますが、あくまでも民間同士の自主的な解決ということであれば、その各事業者が加入しているこうした事業者団体が一応認定されますこの認定個人情報保護団体、相当大きな役割を果たすものだというふうに我々は思つております。

○國務大臣(細田博之君) この委員会でも、各党各議員の皆様方から、この点非常に強く御懸念の声があります。今非常に御理解いたいて、そもそも個人のベースでできるだけ自分の力で話し合ひ、また自分の個人情報を守るように交渉していく。ただく、そしてさらにそこに事業者団体等が入つていて、あらかじめ指導あるいは基準等もお話しして調整を図つていただく。しかし後に、社会的に非常に大きな問題とか、な

きやならないんです、これは初めて今具体的に申し上げることですが、やはりこの法律通りましたら内閣府に各省連絡会議を設立しようと思いまして、関係各省に入つてもらいます。こういう例は過去にもいろんな例でございました。全省に、関係省に入つてもらつて、それを基本

題としても、きちんとそういう対処をするということにいたしまして、いやしくもこれは国で取り上げざるを得ないぞと、大変な社会問題でこううマスコミにも取り上げられた、あるいは政党からも取り上げられている、社会問題化しているかあるいは関係省庁であるか、問題提起をしてもらつて、自分の省としては報告微収に踏み切りたい、皆さんどうでしようかということをつて、それについて、ああ、この業は私の省も関心ありますと、だから私も連名で報告微収等もいたします。主務大臣がやるべきことは助言だとあるにはまた勧告だと命令等々があろうかと思いまですが、この条文を素直に読むならば、複数の省庁から、こういつた勧告だとあるいは助言が複数の省庁からなされるということはまずあり得ないというふうに理解してよいのかどうか、お尋ねします。

○國務大臣(細田博之君) この委員会でも、各党各議員の皆様方から、この点非常に強く御懸念の声があります。今非常に御理解いたいて、そもそも個人のベースでできるだけ自分の力で話し合ひ、また自分の個人情報を守るように交渉していく。ただく、そしてさらにそこに事業者団体等が入つていて、あらかじめ指導あるいは基準等もお話しして調整を図つていただく。しかし後に、社会的に非常に大きな問題とか、な

きやならないんです、これは初めて今具体的に申し上げることですが、やはりこの法律通りましたら内閣府に各省連絡会議を設立しようと思いまして、関係各省に入つてもらいます。こういう例は過去にもいろんな例でございました。全省に、関係省に入つてもらつて、それを基本方針で書いてもいいし、書くかどうかは今後の問

題としても、きちんとそういう対処をするということにいたしまして、いやしくもこれは国で取り上げざるを得ないぞと、大変な社会問題でこううマスコミにも取り上げられた、あるいは政党からも取り上げられている、社会問題化しているかあるいは関係省庁であるか、問題提起をしてもらつて、自分の省としては報告微収に踏み切りたい、皆さんどうでしようかということをつて、それについて、ああ、この業は私の省も関心ありますと、だから私も連名で報告微収等もいたします。主務大臣がやるべきことは助言だとあるにはまた勧告だと命令等々があろうかと思いまですが、この条文を素直に読むならば、複数の省庁から、こういつた勧告だとあるいは助言が複数の省庁からなされるということはまずあり得ないというふうに理解してよいのかどうか、お尋ねします。

○國務大臣(細田博之君) この委員会でも、各党各議員の皆様方から、この点非常に強く御懸念の声があります。今非常に御理解いたいて、そもそも個人のベースでできるだけ自分の力で話し合ひ、また自分の個人情報を守るように交渉していく。ただく、そしてさらにそこに事業者団体等が入つていて、あらかじめ指導あるいは基準等もお話しして調整を図つていただく。しかし後に、社会的に非常に大きな問題とか、な

きやならないんです、これは初めて今具体的に申し上げることですが、やはりこの法律通りましたら内閣府に各省連絡会議を設立しようと思いまして、関係各省に入つてもらいます。こういう例は過去にもいろんな例でございました。全省に、関係省に入つてもらつて、それを基本方針で書いてもいいし、書くかどうかは今後の問

題としても、きちんとそういう対処をするということにいたしまして、いやしくもこれは国で取り上げざるを得ないぞと、大変な社会問題でこううマスコミにも取り上げられた、あるいは政党からも取り上げられている、社会問題化しているかあるいは関係省庁であるか、問題提起をしてもらつて、自分の省としては報告微収に踏み切りたい、皆さんどうでしようかということをつて、それについて、ああ、この業は私の省も関心ありますと、だから私も連名で報告微収等もいたします。主務大臣がやるべきことは助言だとあるにはまた勧告だと命令等々があろうかと思いまですが、この条文を素直に読むならば、複数の省庁から、こういつた勧告だとあるいは助言が複数の省庁からなされるということはまずあり得ないというふうに理解してよいのかどうか、お尋ねします。

○國務大臣(細田博之君) この委員会でも、各党各議員の皆様方から、この点非常に強く御懸念の声があります。今非常に御理解いたいて、そもそも個人のベースでできるだけ自分の力で話し合ひ、また自分の個人情報を守るように交渉していく。ただく、そしてさらにそこに事業者団体等が入つていて、あらかじめ指導あるいは基準等もお話しして調整を図つていただく。しかし後に、社会的に非常に大きな問題とか、な

きやならないんです、これは初めて今具体的に申し上げることですが、やはりこの法律通りましたら内閣府に各省連絡会議を設立しようと思いまして、関係各省に入つてもらいます。こういう例は過去にもいろんな例でございました。全省に、関係省に入つてもらつて、それを基本方針で書いてもいいし、書くかどうかは今後の問

題としても、きちんとそういう対処をするということにいたしまして、いやしくもこれは国で取り上げざるを得ないぞと、大変な社会問題でこううマスコミにも取り上げられた、あるいは政党からも取り上げられている、社会問題化しているかあるいは関係省庁であるか、問題提起をしてもらつて、自分の省としては報告微収に踏み切りたい、皆さんどうでしようか

ことにして、いやしくもこれは国で取り上げざるを得ないぞと、大変な社会問題でこううマスコミにも取り上げられた、あるいは政党からも取り上げられている、社会問題化しているかあるいは関係省庁であるか、問題提起をしてもらつて、自分の省としては報告微収に踏み切りたい、皆さんどうでしようか

ことにして、いやしくもこれは国で取り上げざるを得ないぞと、大変な社会問題でこううマスコミにも取り上げられた、あるいは政党からも取り上げられている、社会問題化しているかあるいは関係省庁であるか、問題提起をしてもらつて、自分の省としては報告微収に踏み切りたい、皆さんどうでしようか

ことにして、いやしくもこれは国で取り上げざるを得ないぞと、大変な社会問題でこううマスコミにも取り上げられた、あるいは政党からも取り上げられている、社会問題化しているかあるいは関係省庁であるか、問題提起をしてもらつて、自分の省としては報告微収に踏み切りたい、皆さんどうでしようか

ないかというふうに思うのですが、大臣のお考えをお尋ねしたいと思います。

○政府参考人(畠中誠二郎君) お答えをいたしました

住基法上の規定では、市町村、都道府県及び指定情報処理機関がそれぞれの管理する部分について責任を負うことになりますが、一方で都道府県知事は指定情報処理機関に対して、先ほど先生御指摘ありましたように、「必要な措置を講すべきことを指示することができる。」ということとされておりまして、また、本人確認情報処理の実施の状況に関し必要な報告を求め、又は指定情報処理機関の事務所に立入検査を行うことができるものとされておるところでございまして、こういった権限の範囲内において都道府県知事も責任を負うことになつておるものでございます。

また、総務大臣も、総務大臣は指定情報処理機関に対して監督規定もございますので、その範囲において責任を負うということになるというふうに考えております。

○内藤正光君 確認させていただきたいのは、いろいろな監督義務だとか、いろいろあります。本来、これは行政事務なんですよ、紛れもない。紛れもない国だと地方自治体がやるべきものを、効率化という観点で、ちょっと存在がはつきりしないこのセンター、正に民間ですよ、民間にやられておいて、何か問題が起きて、権利侵害が起きないんですか。適用され得ますか、何か問題が起きた場合。

○政府参考人(畠中誠二郎君) 国賃法のお尋ねでございますが、先ほど申し上げましたように、総務大臣は法律の規定に基づきまして、例えば三十条の二十二で監督命令等をすることができる、それからまた報告を聴取し、立入検査をすることができるという規定がございまして、また指定の取消し等の規定もございます。

それで、こういう監督責任を解怠してそういう事故が発生したとなれば、その監督責

任の懈怠に対する責任が生ずるということにならうかというふうに考えております。

○内藤正光君 条文では、正におっしゃっていた大いだように、監督上必要な命令をすることができる規定ですよね。というように、かなり義務じゃないですね。というように、かなりダイレクトに国だと自治体が法的責任を負いにくいような構図になっているんですよ、これは。

〔委員長退席、理事若林正俊君着席〕

私の問題提起したいのは、繰り返しになりますが、本来、国だと地方自治体がやるべき行政事務を、効率化という観点で、民間であるところの指定機関、すなわちセンターですよ、そこに委任させて、問題が起きてても国が直接責任を負わない、というのは私はいかがなものかと思うんですが、本当にこれがなまらな

が、本来、国だと地方自治体がやるべき行政事務を、効率化という観点で、民間であるところの指定機関、すなわちセンターですよ、そこに委任させて、問題が起きてても国が直接責任を負わない、というのを言つておるんです。これだと、することができるというふうになつていて、本当にこれなかなか国だと自治体に法的責任を問うということは難しい仕掛けになつておるんですよ。そこを私は問題提起しているんです。いかがですか。

○政府参考人(畠中誠二郎君) お答えいたしました

本来、この住民ネットのシステムにつきましては市町村と都道府県の事務でございまして、責任問題云々ということからすれば、市町村又は都道府県がその管理する範囲で責任を負うというのが第一義的な責任の帰属だというふうに考えられるんじゃないかなというふうに考えております。

○内藤正光君 市町村あるいは都道府県の管理の範囲内で責任を負う。

じゃ、例えば、いろいろな細かな事例が、細かには言えませんが、例えばこのセンターの違法行為によって権利侵害が起きた場合、これは市町村あるいは自治体に直接法的な責任を問うこと、どういう場合があり得ますか、逆に言うと。

○政府参考人(畠中誠二郎君) お答えいたしました

機関が不注意な事務処理で御本人というか他人に損害を与えたという場合は、第一義的にはその指定情報処理機関の責任ということになろうかと思

います。先ほども申し上げましたように、三十条の二十九でございますが、「都道府県知事又は指定情報処理機関は、当該本人確認情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他当該本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならぬ。」という規定がございまして、第一義的には都道府県又は指定情報処理機関が責任を負う。

それで、その都道府県知事又は総務大臣の監督責任がございますので、そういうことが起ころうな可能性があるのに不注意を見逃しておるというふうな、見逃して適切な措置を取らなかつたということになれば、その範囲で都道府県知事又は総務大臣の責任が生ずるということにならうかというふうに考えております。

○内藤正光君 例えば住基法のたしか三十条の十の三項、ごらんいただけますか。三十条の十の三項ですね。よろしいですか。これ行わない規定と、つまり都道府県が——その条文見付けられましたか。これ読んでいただければ分かるように、都道府県が本人確認事務をだれかに委任した場合、もう委任してしまった限りは都道府県自体は行わないものとすると、行わないというふうになつておられますよね。つまり、もう全部委任してしまつたら、後、都道府県は一切その事務は行わない、委任しちゃつておるわけですから。

そういった条文がある中で、本当にこれ責任つて、問えます。もう都道府県は一切これで行わな

いというふうに言い切つちやつておるんですけど、この条文で、事務は、それに関する事務は、私

は、この条文があるとなかなか自治体の法的責任

というのを問うことは難しいんじゃないかなと思

うんですが、いかがでしょう。

○政府参考人(畠中誠二郎君) お答えいたしました

先生今御指摘の三十条の十の第三項でございま

すが、これは指定情報処理機関に委任して指定情報処理機関が行つておる事務については都道府県は行わないという規定でございまして、これは当然のことでございまして、指定情報処理機関で行つておるから

ものについては都道府県が行わない、当然のことと規定したものでございます。それのみの規定でございまして、また、それのみの規定でございま

す。それで、都道府県知事が責任を負わないんじゃないかということでございますが、先ほども申しましたように、市町村、それから都道府県、それから指定情報処理機関はそれぞれの管理する範囲において直接それを責任を負うということでございまます。

例えれば、市町村はCSですね、コミュニケーションサーバーの管理責任を負います。それから指定情報処理機関は、指定情報処理機関サーバー、全民の本人確認情報を保存しておりますが、と、都道府県ネットワークの管理責任を負うということでございます。

〔理事若林正俊君退席、委員長着席〕

そのほかに、当然監督責任という、委任をしておりますので、その監督責任ということも当然考慮されますので、その範囲でその監督責任が生ずる場合もあるということを先ほどからお答えして

いるところでござります。

○内藤正光君 ちょっと視点を変えて、これもせんが、センターが保有する情報というのは基本的に原則公開になつていますよね。となると、たとえそれらを外部に漏えいしても何の罪が問えるのかつて、聞えないんですね、きっと原則公開になつているのですから、ちゃんとした手続を経て入手すれば入手できる情報を外

部に漏れいしたといつても、これは問えないと思うんですね。

うんですか。ちょっとお尋ねしたいんですが、そういう情報を持ったセントーに対しても、なぜ公務員法を上回るような厳しい罰則規定を科しているんですか。ちょっとお尋ねします。その辺が分かららないんです。

○政府参考人(畠中誠一郎君) お答えいたしました。

先生御指摘のように、四情報につきましては、これはネットの話でございませんで、基本台帳法上、何人も閲覧できるということになつておりますが、ネット、住基ネットにつきましては、その四情報のほかにプラス二情報、住民基本台帳、住民票コードですね。失礼しました、コードとそれらの変更情報を計六情報持っております。特にこの住基コードにつきましては慎重な取扱いを要する。例えば法律上も、何人もその住基コードの告知を求めてはいかぬということを書いてござりますので、市町村、取り扱う職員のみならず、指定情報処理機関につきましても国家公務員、地方公務員の守秘義務規定以上の守秘義務規定を課しているところでございます。

○内藤正光君 時間の関係もありますので、ちよつとここで確認したいのは、やっぱり普通に読むと、何か国だとか地方自治体が直接に法的責任を負うこと何か巧みに回避しているような構図になつてているような気がしてならないんですが、そうではないということをいいんですね。

○政府参考人(畠中誠一郎君) そうではございません。それそれが責任を負うという法律上の規定になつてございます。

○内藤正光君 なぜちょっとこういう質問をしてきたかというと、実は行政機関法の方の問題に戻るわけなんですが、保有の定義をお尋ねしたいと思います。簡単な読みますと、「この法律

において「保有個人情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをい

う」と。

そこで、この保有の概念なんですが、仮に同法が定義する行政機関以外が持つ情報を、他の機関が持つ情報をネットワーク上で見た場合、これは保有に当たるんですか。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げます。

保有の概念ですが、当然、個人情報を管理する責任といいますか、権限を持つて、例えば廃棄することができるとかいうようなことで保有している

にどこかで閲覧をする、アクセスをするだけの状態では保有とは考えておりません。

○内藤正光君 では、ダウンロードをするような場合は、これは保有に当たるんですか。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げます。

ダウンロードしまして、その機関として、行政機関としてその情報を保有する、処理する、管理する状態になれば保有ということになろうかと存じます。

○内藤正光君 分かりました。

ダウンドロードしまして、その機関として、行政機関としてその情報を保有する、処理する、管理する状態になれば保有ということになろうかと存じます。

○内藤正光君 時間の関係もありますので、ちよつとここで確認したいのは、やっぱ普通に読むと、何か国だとか地方自治体が直接に法的責任を負うこと何か巧みに回避しているような構図になつているような気がしてならないんですが、そうではないということをいいんですね。

○政府参考人(畠中誠一郎君) そうではございません。それそれが責任を負うという法律上の規定

いるわけですね。ちなみに、たしか第何条ですか。あるんですね。第三者機関。これ、普通民間のセンターにそんなものを設置は義務付けないですね。大体、通常は行政機関の中に設置を

務付けるものなんですが、そこまでやるのはなぜなのかといったら、これは将来的にはやはりこの四プラス二情報だけのみならず、もしかしたらいろいろ膨らんでくるんだろうと。

そういったときに、例えば行政機関が物理的に直接保有しないまでも、そういったセンターの情報を見出し、またダウンロードすることでこの個人情報、行政機関法を、適用には当たらなくなつてしまいますが、私はそういうことはありませんが、そういうことをちょっと確認をさせていただきたまうですが、まず、そもそも六情報以上将来的にも増やさないんだということを言い切つてしまえばそこで終わってしまうんですが、その後の見解を。

○内藤正光君 お答えいたしました。

○政府参考人(畠中誠一郎君) お答え申し上げます。

現行法上、六情報以外に持ち得るということはありません。

○内藤正光君 誤解をしていただきたくないのは、こういった委員会の場で言うのは問題かなとは思うんですが、私は、個人的にはやはりいつまでも六情報でいいのかなという気持ちします。

やはりこれからITを活用して行政サービスの向上を図っていくためには、本当それだけじゃ何の意味もないと思います、何の意味も。だからこそ

たるということですね。そこを確認させていただいたならば本当にあとどうだろかと存じます。

物理的に所有する場合は、これは正しく保有に当たります。そのためには、たしかにその

帰するような仕組みにしなきゃいけないということが私は大事だと思います。で、そのことを、別に答弁は要りませんが、申し上げ、総務大臣、何かございますか。もしあったら、答弁お願いします。

○國務大臣(片山虎之助君) 地方自治情報センターは、元々は地方団体のいろんな共同のシステム開発のためでありますよ。税のことや、あるいは給与やいろんな内部管理事務をやる場合に一つの団体だけじゃなかなかできないという、能力もない、お金も掛かるというので、共同開発のためにできました。

ただ、長い歴史がありますから、ここを指定情報処理機関にしたらどうだろうかということで法律ができたときの指定行為があつたと思いますけれども、私も財團法人でいいのかなという気はいつもしているんですよ。総務委員会でも、衆議院の、何度もお答え申し上げておりますけれども、もう少し県と、都道府県と市町村と指定機関の事務と権限と責任の配分をきちっと整理する必要があるかもしれませんね。私は今一応できていると

思いますけれども。

そして、基本的には行政機関個人情報保護法とは違うんですよ。住基というのは、これは都道府県と市町村の共同の事務といいますか、共同のネットワークですから、それの委任を受けて情報センターが仕事をやっていくと、こういう関係ですから、ストレートに行政機関個人情報保護法は出でこないんだけれども、しかし精神はそれは同じじやなきやいけませんよね、扱いや精神は。だから、そういうことを踏まえて、今の指定情報処理機関である地方自治情報センターの在り方、位置付け、これは少しいろいろ議論させていただきました。

それから、今はそれで責任を取るようになつているんですよ、指定情報処理機関も都道府県も市町村も。ただ、総務省の方は、これはこの監督だ

とかあるいは企画立案だと、そういうことなんですね。制度を作るとか、いろんな安全上の監督

私はここで問いたいわけなんですね。

例えば、地方自治情報センターはどうやらはほどの地方自治情報センターとの関係、ちよつと

さつきの一番最初の話に戻るわけなんですが、やはり個人情報の物理的な所有形態、保有形態はどうか、あくまで最終責任は、そういったセンターだと訳の分からぬところに帰するんじや

なくて、国だとか地方自治体に直接法的な責任ですね。制度を作るとか、いろんな安全上の監督

をやつたり、そういうかかわり方はしておりますが、元々は市町村や都道府県の事務を共同でやるんですから、その限りでは直ちにストレートな責任は出ない、監督責任は出ると、こういうことでございまして、今いろいろお話を聞いていまして、やつぱり正鵠を得たというんですな、正鵠を得た指摘も相当ござりますので、十分今後検討させていただきたいと、こういうふうに思つております。

○内藤正光君 ちょっと、行政機関法ではございますが、多少テーマは変わりまして、ちょっと十四条についてお尋ねしたいと思います。

ページ数で言えば十七ページだと思います。三項の口なんですね、三項の口をごらんいただきたいと思います。ちょっとと読ませていただきます

と、「行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこと」とされ

ているものその他の当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」というような条文がござい

ます。

条文読むとちょっと難しいんですが、要は、ケースとしては、企業の秘密情報だと医療情報等のことを想定しての話だと思うんですが、必要

だから秘密にするからちょっと行政機関に渡してくれないかという約束の下で譲り受けたもの、当

時の状況においてはこれは公開すると問題があるからということで譲り受けたものの情報の扱いについて言つていると思いますが、しかし、問題は現在開示することの可否であるわけですから、現在の状況こそがやはり重要なんだとは思います。

だから、この現在と当時といふものの意味合いですね。しかし、幸いなことにこの条文では、「当時の状況等に照らして」と、「等」と書いてあります

が、平たく言えば、現在の状況というのと「等」に含まれるのかどうか。つまり、当時は確

かにいろいろな状況があつて公開するとまずいといふことで譲り受けた情報も、時間の経過に伴つ

ます。

○内藤正光君 お答えを申し上げます。

○政府参考人(松田隆利君) お答えを申し上げます。

○内藤正光君 十分明確な答弁をいたいだいたとは思いますが、当時は不開示が適当だということ

で、当時は不開示が適当だということをうなづいて、やはりここはオープンにしても構わない

だろ、開示しても構わないだろうという判断をされたら開示することもあり得るという理解でよろしいわけですね。端的で結構です。

○政府参考人(松田隆利君) 先生御指摘のとおりでございます。

○内藤正光君 はい、分かりました。

○内藤正光君 では、続きまして、第十五条の部分開示という規定について質問をさせていただきたいと思いま

す。これでは十九ページになろうかと思ひますが、もつと正確に言えば、私が興味があるのは、部分

開示と一部墨塗りによる文書の公開の権利性といふものとの関係なんですが、御案内のように古い話なんですが、二十年前の大阪府の知事の交際費の問題に関連して、これを公開するかどうかという

ときに、最高裁は平成十三年に出した最高裁判決は、一部墨塗りをしたもののが開示というものの権利性を否定した判決だったと思います。

しかし、その後、各地方自治体の公開のありようを見ていきますと、決して必ずしもその最高裁判決にのつとつたものでもないし、また、元々のことをいえば、当時の大阪府の特殊な事情があったんだろうとは推測はいたしますが、ちょっと確認ま

でに質問をさせていただきたいのは、一部墨塗りによる公開の権利性というものについて、この十五条はどういうふうに解釈したらよろしいんで

しょうか。

○内藤正光君 お答えを申し上げます。

○政府参考人(松田隆利君) お答えを申し上げます。

○内藤正光君 お答えを申し上げます。

○内藤正光

○国務大臣(細田博之君) 法案第五十条で適用除外することによりまして、担保措置としての主務大臣の関与のみならず、個人情報の取扱いに際しての義務や本人関与についても除外することとなることから、除外の外延を明確に限定する必要があります。このために、事業者の主体と取扱いの目的の二つの要件で範囲を定めているわけでございます。

これは、仮に目的のみの限定では、例えば、これは例示でございますが、金融事業者が個人情報を事業用に利用している場合に、例えば政治家の支援にも利用したから一部でも政治活動目的を含むので除外であるとか、これらに言わば引っ掛けで主体でない者がこういう目的でやつたということがありますと、そういうことを許すことが不適切な場合が種々想定されると、こういうことによつたわけでございます。

また、主務大臣の関与に関しては、法案第三十五条第一項で、主務大臣は政治活動の自由を妨げてはならないとしておりますので、この場合は、主体にかかわりなくすべての政治活動に対してもその自由を妨げてはならないとしているところでございます。

このように、法案は憲法上の配慮が必要な範囲については十分手当てされておりまして、政治活動の自由を尊重したものでございます。

なお、NPOや市民団体、労働組合であっても政治団体に該当する可能性もあり得ることからあります。労働組合の多くは、その目的の中に例えば政治活動といううのが入つておるところが多いわけですが、ざいますけれども、そういったところに該当する可能性もあり得るということから、その場合に、実態によりまして適用除外になる場合もあります。

○吉川春子君 労働組合をダイレクトに適用除外にしなかつた理由は何でしょうか。今、大臣がおっしゃったように、政治活動にかかわる部分があるとときは適用除外になるというお話をしたが、労働組合の活動自体、適用除外というふうになさ

らなかつた理由を伺います。

○国務大臣(細田博之君) これにつきまして、法案の第五十条一項は、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由については憲法上も保障されており、個人情報保護法案においてもその自律性が確保されるべきとの観点を踏まえまして、これらの分野について法案第四章の個人情報取扱事業者の義務について適用除外するものであります。

なお、市民団体、NPO、労働組合についても、例えれば法案第五十条第一項に規定する著述を業として行う者に該当し、個人情報を著述の用に供する目的で取り扱うような場合には、法案第四章の義務規定は適用除外となるわけでございます。その他のものについても同じでございます。

○吉川春子君 労働組合は、憲法の二十八条、労働基本権、労働三権が規定されておりますし、この総則規定は憲法二十五条の健康で文化的な最低限度の生活を有するというとの保障、つまり生存権の保障であります。これも正に非常に憲法上の重要な存在だと思うんですけれども、これを除かれた理由、憲法上重要な権利ということからすると労働組合も入つてくるようだ思うのですが、そこはどうでしょうか。

○国務大臣(細田博之君) 個人情報保護法的目的等からいたしまして、もちろん議員がおっしゃいましたような労働に関する基本権は明確に憲法上規定されているわけでございますが、本来、この個人情報に関連する基本的な自由というのは、やはり表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由について非常に大きな関連をしてお

ります。労働組合の多くは、その目的の中に言えば政治活動といううのが入つておるところが多いわけですが、ざいますけれども、そういったところに該当する可能性もあり得るということから、その場合に、実態によりまして適用除外になる場合もあります。

○吉川春子君 労働組合をダイレクトに適用除外にしなかつた理由は何でしょうか。今、大臣がおっしゃったように、政治活動にかかわる部分があるとときは適用除外になるというお話をしたが、労働組合の活動自体、適用除外といふうになさ

対して個人がクレームを言ってきても、それでこの法律から除外するというところまではやはり至らない、一線を画すべきところではないかといふうに法論理として考えたわけでございます。

が、ただ、一般の労働組合なりNPOや市民団体が普通に活動して、こういった問題に巻き込まれたり、抵触したり、報告徴収を受けたりといふことはまず考えられないことでございます。

○吉川春子君 それは、適用除外になっている各団体についても同じことが言えるわけです。そして、憲法上の重要性ということからいつても、日本憲法の場合は伝統的な自由権だけではなくて、いわゆる社会権を規定しているということが最大の特徴でございまして、これを担つて活動している団体を自由権の憲法の規定にないからとう理由で適用から外したということは、私は理解に苦しむわけです。

それで、労働組合の主務官庁になるのは厚生労働省だと思うんですけども、労組の活動を個人情報保護の観点から報告を求め、命令を発する、こういう監視を厚生労働省ではすることになるんですね。

○政府参考人(藤井昭夫君) 厚生労働大臣が主務大臣として関与することが可能になると思いますが、個別具体的にどういう関与があるかというようなのは、やっぱりまず具体的なケースを見た上で適切に判断していただきたいと思っております。

○国務大臣(細田博之君) ちょっと私から。今お答えしましたが、主務大臣というときに、実は先ほどちょっと、これも早く始まつたものですから重ねてちょっと申しますと、こういうことに方針を今決めたところであります。

委員会としては今日初めて申し上げるんですけど、主務大臣というものについて非常に大きな御懸念が各議員からも示され、また、二つ、三つとあつたらどうするんだ、運用はどうするんだといふようなお話をございますので、一般的、一般論でございますけれども、厚生労働省は後で見えた

ときにお答えいただきたいと思いますが、内閣府において、この法律について、この運用の基本的な各省連絡会議を持ちます。そして、どういうことが今起こっているかとか、どういうふうに

対処したか、どういう苦情が出てきたかという相互通絡体制を密にすることも大事でございますし、どんな例が、いろんなところで出てきて、出でてくる可能性がありますから、そしてなおかつ、個人のレベルでは基本的にはこの法律は処理されるわけですけれども、個人のレベルのみにおいてはとても処理できない、政府が乗り出して報告徴収やら命令やら勧告やら、こういうことをやらなければならぬというときには——すぐ終わりますから、見えたようですか。

それはその場で、我が省はこういう報告徴収をしたいと思うということを言い出してもらいまして、それじゃ、私の省も実はこういう関係が深いですから、じゃ一緒にやりましょうということでその場で合議しまして、それは相当悪質な場合ですかから、もう世の中で取り上げられたり、いろいろな問題があつてこれは是非報告徴収しなきやならないということもある場合は相當な大きな波及効果がある場合でございますが、そういった場合は共同で、対象に御迷惑が掛からないようにきちんと統一して、しかし、もちろん主務大臣はその手を挙げた省の連名で出し、その後もそのようになります。

主務大臣として労働組合に対して報告を求めるということになると思うんですけども、どういう場合にどんな内容の報告を求めるのか、その労働省が今到着されたようなんですけれども、主務大臣として労働組合に対して報告を求める

○吉川春子君 ちょっととテンポが速過ぎて、厚生労働省が今到着されたようなんですけれども、主務大臣として労働組合に対して報告を求める

う場合にどんな内容の報告を求めるのか、その点、今一部、細田大臣の方からも補足的に御答弁いただきましたが、主務官庁であります厚生労働省から答弁をしていただきたいと思います。

○政府参考人(青木豊君) 法案の三十二条で規定

人情報を保護する観点から、その四条の、施行に必要な限度において個人情報の取扱いに関する行

うといふに非常に限定されておりますので、やつていただきたいと思つております。

○吉川春子君 重ねて伺いますが、その必要な限度とは何ですか。それで、だれがこの限度を判断するんですか。

○政府参考人(青木豊君) これは、必要というのはこの条の、法律条文の施行を行います厚生労働大臣といふに思つておりますけれども、この必要な限度というのは、具体的な基準とかそういうものは規定されているわけではございませんので、この規定の趣旨からしまして、必要最小限度で行うということだといふに理解をしておりまます。

○吉川春子君 非常に必要な限度というのはあいまいな表現であると同時に、これは主務大臣が判断するということで非常に無限ではないか、何でもできるんじゃないかという感じがいたしました。それで、細田大臣、これは市民活動委縮法であつてはならないと思うんですね、個人情報保護法はね。そういう点で、やっぱり主務大臣制とあいまいな条文で市民活動に入れる結果になると、いうことが非常に恐れられております。主務大臣による三十四条一項の勧告、命令の規定はもちろんでけれども、一般の団体は報告を求められただけでもう非常にびびるわけですね。だから、やっぱり自由な市民活動を萎縮させる結果にならないような保証がどこにあるのかということを伺いたいと思います。

それで、ちなみにやっぱり第三者機関を作つて行うべきであると私は考えますが、それはできなんだと繰り返し答弁いただきましたので、それはそういうふうに聞いておきますけれども、要するに市民活動を萎縮させるような、そういうことにならない保証がこの法律のどこにあるのか、そ

の点を伺いたいと思います。

○国務大臣(細田博之君) この三十一条の報告徵収の規定のように、「この節の規定の施行に必要な限度において」とあるわけでございますけれども、益の保護に最小限必要なものであるということです。やつていただきたいと思つております。

○吉川春子君 重ねて伺いますが、その必要な限度とは何ですか。それで、だれがこの限度を判断するんですか。

○政府参考人(青木豊君) これは、必要というのはこの条の、法律条文の施行を行います厚生労働大臣といふに思つておりますけれども、この必要な限度というのは、具体的な基準とかそういうものは規定されているわけではございませんので、この規定の趣旨からしまして、必要最小限度で行うということだといふに理解をしておりまます。

○吉川春子君 非常に必要な限度というのはあいまいな表現であると同時に、これは主務大臣が判断するということで非常に無限ではないか、何でもできるんじゃないかという感じがいたしました。それで、細田大臣、これは市民活動委縮法であつてはならないと思うんですね、個人情報保護法はね。そういう点で、やっぱり主務大臣制とあいまいな条文で市民活動に入れる結果になると、いうことが非常に恐れられております。主務大臣による三十四条一項の勧告、命令の規定はもちろんでけれども、一般の団体は報告を求められただけでもう非常にびびるわけですね。だから、やっぱり自由な市民活動を萎縮させる結果にならないような保証がどこにあるのかということを伺いたいと思います。

それで、ちなみにやっぱり第三者機関を作つて行うべきであると私は考えますが、それはできなんだと繰り返し答弁いただきましたので、それはそういうふうに聞いておきますけれども、要するに市民活動を萎縮させるような、そういうことにならない保証がこの法律のどこにあるのか、そ

報の保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする」となっております。

○国務大臣(片山虎之助君) これは、個人情報の保護に万全を期するという意

な限度において」とあるわけでございますけれども、実は「必要な限度において」という文言は、この法令におきましては、主務大臣が必要と

判断すれば報告徵収を認めるという趣旨ではあり

ません。これは全くテクニカルタームとしてそう

なつておるんではございませんが、主務大臣が無限定

に報告徵収を行つたり権限を振るうことのないよ

う、むしろ、とにかくどうしても、必要な場合に

おいてという言葉の代わりに、つまり報告徵収し

なければどうしても事態が進まないという事態に

限つてできるという意味でございます。

その点は前例その他から見て明らかでございま

すので、例えば、こういう場合はもう非常に多数

の人からこれはおかしいと、何とか調べてほし

い、それに対して役所は、まあそうはいつても法

律上は個人との間でやってくださいよと言つて話

をそちらにお任せして、どこへ、じゃ行つてどう

ぞ相談してくださいと言つけれども、どうしても

らちが明かないで、かつ相当悪質で社会問題化す

る新聞や国会等でも取り上げられるほど非常に

問題になるということになると、先ほど言いまし

たような各省幹事会で協議をして、この団体には

どうしても、これは違法な情報漏れ等を毎度繰り

返して、しかもあまつさえこの情報を売買してお

ると、微妙な情報をですね、というようなことで

どうしても報告徵収をせざるを得ないのでどうだ

うかと、関係省もそれに賛成という場合にのみ

行う規定でござります。

○吉川春子君 市民活動を萎縮させるような法律

にならないよう、引き続きこの点はほかの項目

でも質問をしていきたいと思います。

それで、時間の制約がありますので、住基不ツ

トの稼働の条件について総務省、総務大臣にお伺

いいたします。

○吉川春子君 要するに、ほとんど大部分、ほと

んどですか。

つまり、政府は、三千二百ぐらい

今、自治体があるとして、全部をつないで本格的

に稼働しようとしているわけですから、人口

の少ない自治体もいるし、人口が多くても、コン

ピューターを運営したり管理したりする技術者が

いないという自治体も一杯あるわけですね。

例えば、長野県、私、長野県出身なのでちょっと

と長野県のことと言いますと、人口が数百人、五

百人とか六百人とか、こういう自治体が結構ある

んですよ、村。

そういうところまで全部つなぐわ

けですから、やっぱりきちっとこういう村にも町

にも、あるいはもっと大きなところでも整備がで

きていないところはあると思うんですけども、

そういうことも含めて、やっぱりその体制がき

ちつと取れない限り非常に危険なものですね、

個人情報を全部つなぐわけですから。

〔委員長退席、理事林芳正君着席〕

そういう意味でいえば、さつき質問をいたしま

りますけれども、個人情報保護法基本法制の特別

法が行政機関個人情報、さらに、特別法でござい

ますからこれは地方でございますけれども、国

もございませんが、法的な位置付けとしてはそ

ういうことなので、住基法全体で完結した安全措

置を取ることが必要だと、こういう考え方で今の規

定を置いているんです。

ただし、住基は住基は住基ですけれども、それ以

外の個人情報保護の法制がないということは、

やっぱり国民の皆さん何となく不安になるから、

個人情報保護ということで官も民も全部網を掛け

よう、國も地方も網を掛けようと。また、行政機

関については、民よりもきつく透明性や適正性と

いうのを確保しようとすることで今回の法律がで

きたわけでありまして、この法案が通るというこ

とが、この附則第一項の「所要の措置」の

もうほとんど大部分だと私は思つております。

そこで、ちなみにやっぱり第三者機関を作つて

行うべきであると私は考えますが、それはできな

んだと繰り返し答弁いたしましたので、それ

はそういうふうに聞いておきますけれども、要す

るに市民活動を萎縮させるような、そういうこと

にならない保証がこの法律のどこにあるのか、そ

う御意見がありましたよね、お二方。一万円の

ものを守るのに百万円の設備をしていると。そういうこともありますので、我々は万全だと思つてあるんです。

だから、ただ、ここで今はとんど大部分と言つたのは、この法律ができてしつかり運用すれば私はもうほとんど大丈夫だと思いますが、これから先いろんなことがあるから、「三%は残しておかにやいかぬから、ほとんど大部分と言つたんであります。まずこの法律を作ることがここで言つている所要の措置になると。これは、この附則は「政府は」と書いているんですよ、「政府は」と。こういうふうに書いていまして、地方自治体の方は、何度も申し上げますように、我々は個人情報保護条例を全部作ってくれ、あるいは中身も点検してくれと、こういうことを言つておりますから、これはこれで、住基を除く、そういうプライバシー保護、セキュリティ対策というものは地方自治体にやつてもらうと、こういうふうに思つております。

〔理事林芳止君退席、委員長着席〕

○吉川春子君 大臣が具体的に地方自治体のそういう担当者なり村役場まで出でていって車座でお話をされたことがあるかもしれません。でも、実際そういう担当者と話してみますと、もう不安が一杯なんですね。これは非常に、漏れるんじやないかとか、そういう形、それから専門の技術者がきちっと置かれているというところもそんなにたくさんないんですね。そういう実情は御存じですよ。

だから、そういうことも含めて、私は、個人情報の保護に万全を期する、いろいろ不法に漏れないうようにするとか、それは法律ができるというこ

と、そういうことがやつぱり個人情報の保護の万全を期すると、こういう意味じゃないですか。そ

ういうことが必要なんじゃないですか。どうですかな。大勢あると、やっぱり専門の職員もなかなか来てくれないし、確保が難しい。やっぱりそろく、元気にして、専門家も入ってきて、ちゃんと大勢あると、やっぱり専門の職員もなかなか来てくれないし、確保が難しい。やっぱりそ

ういうふうに書いていまして、地元自治体の方は、何度も申し上げますように、我々は個人情報保護条例を全部作つたんです、中を研修をやつていきますよ。それから、いろんなこ

れから援助をしていこうと思うし、小さな市町村

は共同でやつてくれと言つているんです、いろん

なことを共同で。一つの町村だけじゃ駄目なんだから、介護保険と同じように、市町村連合でも何

でもいいんですから。

そういうことで全体をしつかりやつていいこうと

思つておりますし、今とにかく全国じゅうつない

で、何度も言いますけれども、基本的には四情報

なんですから、あとは住民票コードと変更情報な

んですから。何にも問題起つていいじやない

ですか。起つていれば、どうぞひとつ御指摘を

賜れば、即時に対応いたします。

○吉川春子君 各自治体の担当者、担当部局に本

当に万全なのかということを、じゃお調べになつ

たらいいと思うんです。不安の声が一杯出てくる

と思います。

私は長野県が準備が整つていないよと申し上げ

たんじやなくて、人口が、たまたま自分が育つた

県ですから、人口がこんなに少ない村がたくさん

ありますよと、こういうところでも全部コン

ピューターを管理する、そういう体制はできてい

ますよ、アナログ人間で。でも、そういう人ばかり

ではなくて、本当にそういうものを扱える技術

者がきちっと端末にいる、市町村レベルにいる

と、そういうことがやつぱり個人情報の保護の万

全を期すると、こういう意味じゃないですか。そ

ういうことが必要なんじゃないですか。どうです

か。

○国務大臣(片山虎之助君) 長野県は少し合併し

てもらわにやいかぬのですよ。百人や五百人がそ

ういうふうに書いていまして、地元自治体の方は、何度も申し上げますように、我々は個人情報保護

条例を全部作つたんです、中を研修をやつしてい

ますよ。

だから、法律の整備ができることとコンピュー

ターの一番末端の接続する市町村がそういう管理

の技術者 担当者がきちっと備わっているという

ことがあります。

まず、警察庁に聞きたいんですが、資料はさ

けあおつちやいけませんよ。むしろ、不安があ

ればそれを具体的に言つていただきたいと、それに対応

してクリアしていくことが必要なんですよ。

○国務大臣(片山虎之助君) だから、去年から今

年にかけて自ら点検をやってもらつて、全部点検

リストはこっちが作つたんですよ。県や、都道府

県や指定情報処理機関作つたんです、点検して

もらつた結果をせんだけて発表しましたように、

この中を

一割ぐらいは満点じゃないというんで、この中を

これから分析をして、個別指導をやるんですよ。

二次稼働が八月ですから、七月ぐらいまではそ

ういう、きつちり、今、吉川委員も御心配のよう

な、少し長野県は丁寧にやらせてもらいますけれ

ども、そういうことで指導してまいりたいと思つ

ております。

○吉川春子君 合併を進めるなんということは政

府が言うべきじゃなくて、これは地方自治ですよ

ね、地方分権ですから。そんな発言はちょっと取

り消していただきたいと思うんですけれども、そ

れは合併するかどうかは自治体に任せればいいん

であつて。

しかし、大臣、非常にこの住基ネットに対する

不安が多くて、これからもし八月の下旬に大量に

抜けるというような事態が起らないとも限らな

いでしよう。それぐらい不安なんですよ、末端

は。

ですから、個人情報の保護に万全を期するとい

うことで、そういうことも併せてちゃんとした体

制を整えてやる、一片の紙切れの法律ができれば

それで済むというほど単純なものでないといふこ

とは、地方自治のベテランである総務大臣はもう

よく御存じのはずとと思います。そういうことの確

認なんすけれども、それはそれでよろしくござい

ますか。

○国務大臣(片山虎之助君) 住基の二次稼働につ

いては万全の対応を取つていいないと、こういう

ふうに思いますけれども、不安だ不安だとと言つ

て、具体的に何がどう不安か言わないと、不安だ

ります。

まず、警察庁に聞きたいんですが、資料はさ

ちつと読んできてるからね。

○政府参考人(栗本英雄君) 拝見させていただきたい

ております。

○宮本岳志君 私は、この中身について、生のもの

の渡すから正確なものかどうか調べよと要求いたしましたが、お調べになりましたか。

○政府参考人(栗本英雄君) 先ほども御答弁申し上げましたように、委員の方から示されました資料は拜見させていただきました。

その資料を拜見させていただきまして感じましたことは、一つの資料につきましては、大変特定の個人に関する非常に具体的な記載がございました。その方の名前、プライバシーにかかるような内容の資料だと判断をしております。

それからまた、もう一点は、前回の委員会のときも答弁申し上げましたが、先生御指摘の資料につきまして、どのような経緯で先生が入手されましたかについては存じておりませんけれども、既に報道されておりました資料とも非常に同様の内容であるというように拜見させていただいた見ております。それは、すなわちは、既に報道されております内容の資料につきましては、その報道内容からも、現在、恐喝事件で捜査中の被害会社から持出したその資料であることが報道されておりますが、その内容と非常に同様の内容だというように判断をいたしているところでござります。

それらを踏まえまして、照会したか否かというお尋ねでございますので、先ほど申し上げましたように、第一の特定の個人に関する具体的な記載があるものにつきましては、今申し上げましたように、警察として、その種の資料に該当する資料があるのか否かにつきましては、正に個人の名前またプライバシーにかかる大変重要な問題だと言ふべき大変重要な問題だということでございますので、照合したか否か含めまして、その資料の存否については答弁を差し控えさせていただきたいと存じます。それからまた、他の資料につきましては、前回も御答弁申し上げましたように、これまでの捜査

の中で、現在、警視庁におきましてその買取り要

求の対象となりました内部資料を精査をいたしました。その資料が作成され、また入手された状況、犯行に使用されるに至った経緯、資料に記載されている事実の有無等について現在解明をしております。

○宮本岳志君 この資料ですね、これ。この資料

は、全部名前が書いてて、どこの警察署についても、その捜査の中で、視野に入れて現在捜査を進めているところでございます。

また、警視庁におきましては、当この恐喝事件

の捜査状況、またその事件の捜査の中で明らかになつた事実関係を踏まえつつ、お尋ねの件についても所要の調査を尽くした上で、厳正に対処してまいりたいと考えているところでございます。

○宮本岳志君 捜査に差し支えると言えばすべて良しというわけじゃないんですね。

それで、前回私がお示しをした資料というの

は、そんなややこしい説明をするまでもなく、

はつきりしているんじゃないですか。この金融会社

から、大手金融会社からどここのだれだれとい

う警察官、十人余りの警察官に毎夏冬に付け届け、ビール券が何枚という枚数で配られている

と、そういう資料だったでしょ。そんなもの

調査するのはすぐできるんじゃないですか。すぐ

調査して、それをここに報告すると約束できますか。

○政府参考人(栗本英雄君) 拝見させていただき

ます。したがいまして、私どもとして、どのような

作成の経緯かについては現時点ではまびらかになつてないわけでございますので、そのような

点も含めまして、先ほど申し上げましたように、現在の恐喝事件捜査の中で、当該資料等について

の作成、入手の状況、またその犯罪に至つた経緯、また資料そのものの事実関係の有無等これ

を真剣に解明した上で、その中において警察職員等の被疑事案あるいは犯罪に触れるような行為があれば、厳正に対処してまいりたいと考えております。

○宮本岳志君 事実なのかどうかを調べて出せと

言ってるんじゃないですか。事実なのかどうか確

かめて出せばいいんじゃないですか。話にならぬ

じゃないですか。事実なのかどうかと、あなたが

この捜査の状況を踏まえつつ、所要の調査を行つた上で、厳正に対処してまいりたいと申し上げて

いるところでございます。

○宮本岳志君 この資料ですね、これ。この資料ですね。これ、全部名前が書いてて、どこの警察署まで出ているんじゃないですか。これを調査して、これが事実であるかどうかということを

できないと。駄目です、そんなの。話、進みませ

んよ、そんなのじゃ。

○政府参考人(栗本英雄君) 先ほど申し上げまし

たように、先ほどの、捜査できちつと解明をいたすと、それを踏まえて、その事実関係を踏まえて、さらには所要の調査を行つて、厳正に対処する

ということで御理解を賜りたいと思います。

○宮本岳志君 駄目ですよ、そんなの。駄目です。

○政府参考人(栗本英雄君) おかけいいですか。私が一

も報道等によりましても消費者金融会社の作成した資料であるということが報道されていると私は認識しております。

○宮本岳志君 おかしいじゃないですか。私が一

駄目ですよ。駄目ですよ、そんなの。

○委員長(尾辻秀久君) 質問を続けてください。

○委員長(尾辻秀久君) 速記を止めてください。

○委員長(尾辻秀久君) 速記を起こしてください。

○宮本君、質疑をお続けください。

○宮本岳志君 恐喝事件は恐喝事件でしょ。し

かし、ここに書いていることは恐喝事件じゃない

んですよ。皆さん方のところへビール券が配られ

たということでしょう。これを事実を調査してい

ただいて出してもらわないところな法案の審議は

続けれられないと言つてゐるんです。約束してくだ

さい。

○宮本岳志君 恐喝事件は恐喝事件でしょ。し

かし、ここに書いていることは恐喝事件じゃない

んですよ。皆さん方のところへビール券が配られ

たということでしょう。これを事実を調査してい

ただいて出してもらわないところな法案の審議は

続けれられないと言つてゐるんです。約束してくだ

さい。

○宮本岳志君 先ほどそのような資

料が、恐喝事件の中で使われておるわけでございませんから、その資料がどのような経緯で作成されましたが、まだそれが事実なのか否か、そういうもののか、またそれが事実なのか否か、そういうもののかをきっちりと踏まえた上で私ども所要の調査をきちっと行って厳正に対処すると申し上げておるわけ

でございまして、よろしく……。

○宮本岳志君 事実なのかどうかを調べて出せと

言ってるんじゃないですか。事実なのかどうか確

かめて出せばいいんじゃないですか。話にならぬ

んじゃないですか。事実なのかどうかと、あなたが

言つたんじゃないのか。

○政府参考人(栗本英雄君) ですから、先ほど申

し上げましたように捜査状況、捜査の中で明らかになつた事実関係などを踏まえて、その上で所要の調査を行い、厳正に対処しているということを

申し上げておるわけでございますから、よろしく御指導を……。

○宮本岳志君 駄目ですよ、そんな答弁。言つて

くださいよ。駄目です、今のは。駄目です。

○政府参考人(栗本英雄君) 今の資料はあくまで

も報道等によりましても消費者金融会社の作成した資料であるということが報道されていると私は認識しております。

○宮本岳志君 おかしいじゃないですか。私が一

駄目ですよ。駄目ですよ、そんなの。

○委員長(尾辻秀久君) 質問を続けてください。

○委員長(尾辻秀久君) 速記を止めてください。

○委員長(尾辻秀久君) 速記を起こしてください。

○宮本君、質疑をお続けください。

○宮本岳志君 調査して報告できますね。

○政府参考人(栗本英雄君) 先ほど申し上げまし

たように、捜査状況を踏まえつゝ、しつかりと所要の調査を行つた上で厳正に対処してまいりたいと考えております。

○宮本岳志君 これがどういう事件かということを本当に深刻に受け止めなきや駄目ですよ、あなたが一

駄目ですよ。駄目ですよ、そんなの。

○政府参考人(栗本英雄君) 先ほどそのような資

料が、恐喝事件の中で使われておるわけでございませんから、その資料がどのような経緯で作成されましたが、まだそれが事実なのか否か、そういうもののかをきっちりと踏まえた上で私ども所要の調査をきちっと行って厳正に対処すると申し上げておるわけ

でございまして、よろしく……。

○宮本岳志君 事実なのかどうかを調べて出せと

言ってるんじゃないですか。話にならぬ

んじゃないですか。事実なのかどうかと、あなたが

決して外に出してはならないはずの個人信用情報が違法に提供されていた。それが次のこの号で明らかになっていますよ。私、それに関する資料、ここに持っています、すべて持っています。

これが正に前回指摘した武富士からの資料を持ち出したとされている人物、仮にN氏といたしましょう。このN氏が武富士の在職中に警察からの依頼で行ったジャパン・データ・バンク、JDBのデータベースへの不正なアクセス記録の証拠ですか。何時何分、だれがどうアクセスした今までここに出ていますよ。

そして、正に局長に見てもらった、贈賄リストに常連のように登場している元警察署長、今は警察庁交通企画課の課長補佐をやっている方です（資料を示す）。

よ。その方に對して、その方、仮に下としますよう。このTが不正なアクセスの依頼に関連して武富士のNに出した手紙の表書き、これですね。（資料を示す）

これがNあての表書きですね。そして、これがその手紙の文面なんですよ。N様、御多忙のことろ申し訳ありません、よろしくお願いいたします、取扱いについては万全を期しますと、こう言つて、つまり、自分の、自分の部下の警察官の信用情報を武富士を通じて調べさせて、それを受け取つていたと。そのことが、この、これは正に動かぬ証拠なんです。

ここまで事実が明らかになっていて、警察と武富士との癒着について、国会に対しても責任持つた報告する、当たり前じゃないですか。

○政府参考人（栗本英雄君）先ほど申し上げましたように、現在は捜査中でいろいろ支障がござりますが、ある段階に至つた時点でも所要の捜査を厳正に行つて対処するということを申し上げたわけでもございますから、御理解を賜りたいと思います。

○委員長（尾辻秀久君）宮本君、質問続けてください。

○宮本岳志君 調査をして報告をするという約束をさせていただきたい。いかがですか。

○委員長（尾辻秀久君）速記を止めください。

〔速記中止〕

○委員長（尾辻秀久君）速記を起こしてください。

宮本君、もう一度質問してください。

○宮本岳志君 調査をして、報告を国会に対しても踏まえて国会に報告してまいりたいと思います。

○政府参考人（栗本英雄君）先ほど申し上げたよ

うに、厳正な調査を行つた上で、その調査状況を

○宮本岳志君 調査をして、報告を国会に対しても

○宮本岳志君 この資料をざつと見ますと、警察

○宮本岳志君 この事件は、この事件は重大な問

題なんですね。いいですか、いいですか。（細田

大臣、これは金融信用情報なんですよ。御存じの

○宮本岳志君 この事件は、この事件は重大な問

題なんですね。いいですか、いいですか。（細田

も、今度つたようなことが事実で、金融機関から情報漏洩がある。不正な提供があるとすれば、この法律が施行されれば非常に大きな事案になり得ると思いますけれども、ただ、いろいろ環境が分かれませんので、それから、正にそういう事態がもし事実とすれば、そういうものに早く対処をするためにもこの法案が必要でございますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○宮本岳志君 この資料をざつと見ますと、警察官の情報ばかりを集めている。アクセス時間がありましたから、どの時間にどういうアクセスの仕方をしたか全部分かるわけですよ。警察官ばかりです。しかも、これと、こうやって依頼して、警察官の名前、ここにこのN氏の部下の名前全部あります。これ全部、警察官、現に警察官ですよ。これを渡して調べてくださいと。つまり、警察官がそういう金融業者からお金を借りて不祥事という事例がある、だから事前に上司が調査しているわけですよ。そういうことのためにこの名簿を渡して、そしてJDBにアクセスして、全部、自分の部下の一人一人について調べてくれということでも引き出している。これ、実は記者が一人一人当たつてみたら、なるほど自分が借りた直後に、この時期に、引き出された時期に、君は借金しているそうだねという話が上司からあつたと、当事者の証言までこの記事に出ていますよ。

こんな問題を解明することなしに、この法案を纏々と審議するというわけにいかないですよ。大臣、我々みんな選挙区に帰つて、個人情報保護法というのができたらいいですね。しかし雑誌を読んだら、金融会社と警察とがツツーで、犯歴データが流れたり個人信用情報が流れたり、好きな勝手やつているそうじやないですかと、こう聞かれて、いや、実はその辺については大した調査もしてもらえないかつたけれども、一応法律はできたんですけど。そんなばかなと言えますか。この問題を徹底的に明解にして、そして本当にこの穴をふさぐにふさわしい法律になつているかどうかとい

うことをしっかりと議論するというのは当然、当委員会の国民に対する責任だというふうに思いますが、その立場で今後とも質問を続けていきたいと思います。

○森ゆうこ君 大変緊迫した雰囲気になつたわけですから、私も前の委員会でも申し上げました、きちっと質問にはきちんと答えていただきたく思います。

○森ゆうこ君 大変緊迫した雰囲気になつたわけですから、私も前の委員会でも申し上げました、きちっと質問にはきちんと答えていただきたく思います。

○國務大臣（細田博之君）ちょっと私の所管であるかどうかという問題があります。

私は、今、個人情報の保護法というのはまだ、これから成立をお願いしているわけですが、今、十分な資料を伺つたわけじゃありませんけれども、電気通信分

野について総務大臣の御答弁がありました。そのほか議題に上つてきておりますのは、例えば金融

分野とか医療分野がございます。ただ、これをどういう形で規制するような個別法を定めたらいいかということについては、実は相当詰めていく



とになりますと、例えば父親とかおじいさんとか、過去にいろんな刑事訴追を受けた、しかし名譽がある、こんな情報じゃ困ります、もうどんどん広がっていく、お亡くなりになつた方を追いかけるようなことになりますので、むしろ、別の目的であれば、別の目的によって何らかの改善策といいますか、対処策を考えるべきであつて、個人情報保護法という一般論によつて死者に対する個人情報はこれで追及できるようになります。ところが、別な目的によって何らかあるというような話はなかなかできないんで、そういう意味から、死者に対する情報が今生きていた対象としようというところに限度を設けているわけがございます。

○森ゆうこ君 厚生労働省に伺いたいんですけれども、医療機関におきましては、ほかにも遺伝子情報などセンシティブな個人情報を取り扱つております。大臣からは先ほど、医療関係で個別法を制定するに当たつては大変難しい、しかし必要であれば取り組まねばならない、取り組んでいくというふうなお答えがあつたわけですから、厚生労働省ではこのよくな分野についてはどのようになります。

○政府参考人(篠崎英夫君) 医療に関する情報、情報などセンシティブな個人情報を取り扱つておられます。

○森ゆうこ君 厚生労働省に伺いたいんですけれども、医療機関におきましては、ほかにも遺伝子情報などセンシティブな個人情報を取り扱つておられます。大臣からは先ほど、医療関係で個別法を制定するに当たつては大変難しい、しかし必要であれば取り組まねばならない、取り組んでいくといふうなお答えがあつたわけですから、厚生労働省ではこのよくな分野についてはどのようになります。

○森ゆうこ君 細田大臣、今ほどの厚生労働省の検討を行つていらっしゃいますか。

○政府参考人(篠崎英夫君) 次に十回目でございまます。大臣の御指摘のようなどころが最大の議論の争点になつておるところでございますけれども、私どもとしては、まずはこのガイドラインを策定することによってある程度きめ細かく対応できるのではないかというふうに考えております。

○森ゆうこ君 続けて厚生労働省に伺いますが、今先生の御指摘のようなどころが最大の議論の争点になつておるところでございますけれども、私どもとしては、まずはこのガイドラインを策定することによってある程度きめ細かく対応できるのではないかというふうに考えております。

○政府参考人(篠崎英夫君) 次に十回目でございまます。大臣の御指摘のようなどころが最大の議論の争点になつておるところでございますけれども、私どもとしては、まずはこのガイドラインを策定することによってある程度きめ細かく対応できるのではないかというふうに考えております。

○森ゆうこ君 細田大臣、今ほどの厚生労働省の見解、報告を聞いて、いかがでしょうか。ガイドライン作成後、必要であれば、それが個別法の制定の参考になるとお考えでしょうか。

○国務大臣(細田博之君) まず、一番大事なのは、IT基本戦略の練り直しの作業中でございます。六月には新しい基本戦略を発表いたします。

最初の基本戦略は、日本は非常にインターネットでも、光ファイバー網その他の設置、社会資本環境が遅れまして、もう大変だと。世界で二十位になった、二十五位になつたという話で。それから、大変、子供から高齢者まで、コンピューターに親しむ環境がないと。それから、あらゆる法律が、政府も自治体も対応できていない。個人の取引についても対応できていない。それ、全部やつたんですね。これは大変な国会の御苦勞も得て、一応環境整備しました。

しかし、環境整備までは行つたんですけども、その次の段階がある。これは実際に利活用することが大事だということで、これはもう一生懸命今対応して発表しますけれども、その中の重要な問題の一つはやはり情報セキュリティでありまして、非常に外からの攻撃に弱いわけです、企業も政府も個人もですね。

がございまして、これの適切な管理を行つていきた、これで対応していきたいと思つております。また、カルテ開示につきましては、先ほどの検討会のことを申し上げましたけれども、その中で、遺族へのカルテ開示についても対応していくべきだということに意見が大体集約をしておりまして、私どもとしては、ガイドラインを策定をして、きめ細かくこの辺のところに配慮しながらガイドラインを策定することによってこの問題に対応していきたいというふうに思つております。

○森ゆうこ君 この委員会では度々指摘されております、ネットワーク社会においては個人情報の保護は極めて重要な課題であります。

この法律ができまと、ネットワーク社会での制度面での整備はまず第一歩ということになされることはなると思います。したがつて、今後は、システム面での整備、すなわち情報システムのセキュリティ対策に重点的に取り組んでいかなければならぬと思いますが、この点に関しまして、先日お話をありました情報セキュリティ文化の構築、そしてまた、それを根付かせるということにつきまして、この個人情報保護法というものがどのように資するのかという観点も入れて、この法律ができるのではないかというふうに考えております。

○国務大臣(細田博之君) 私はIT担当の国務大臣でございますので、現在、IT基本戦略の練り直しの作業中でございます。大臣の御決意を伺いたいと思います。

○森ゆうこ君 細田大臣、今ほどの厚生労働省の見解、報告を聞いて、いかがでしょうか。ガイドライン作成後、必要であれば、それが個別法の制定の参考になるとお考えでしょうか。

○国務大臣(細田博之君) まず、一番大事なのは、IT基本戦略の練り直しの作業中でございます。六月には新しい基本戦略を発表いたします。

最初の基本戦略は、日本は非常にインターネットでも、光ファイバー網その他の設置、社会資本環境が遅れまして、もう大変だと。世界で二十位になった、二十五位になつたという話で。それから、大変、子供から高齢者まで、コンピューターに親しむ環境がないと。それから、あらゆる法律が、政府も自治体も対応できていない。個人の取引についても対応できていない。それ、全部やつたんですね。これは大変な国会の御苦勞も得て、一応環境整備しました。

しかし、環境整備までは行つたんですけども、その次の段階がある。これは実際に利活用することが大事だということで、これはもう一生懸命今対応して発表しますけれども、その中の重要な問題の一つはやはり情報セキュリティでありまして、非常に外からの攻撃に弱いわけです、企業も政府も個人もですね。

なかなかこれは問題があるわけで、これに対する対策をきちっと取ろうということで、余り詳しくは言いませんけれども、今まで内閣官房に、三年前に情報セキュリティ対策推進室を設置いたしまして、サイバー攻撃等から守るにはどういったいいかというような検討を専門家の間で進めていますけれども、やはり欧米各国等に比べますともう余りにも体制が弱いんじやないかというところで、政府も、あるいは各省も含めて、それから地方公共団体、企業、それぞれにこの情報システムのセキュリティ対策を充実しようとする。具体的には、例えば国家の予算を付けてでもいろんな具体的な対策を取ろうという中身の提言が間もなく、もう提言の中身は書いてありますが、採択されたが、パブリックコメントに付しますので、その段階でもまた皆さん方も、案ができるておりますから、お読みいただきたいと思いますが、そういう段階でございます。

○森ゆうこ君 ありがとうございました。

○福島瑞穂君 社民党的福島瑞穂です。

先ほど、警視庁の中における個人ファイルの問題、それからそれの流出の問題、あるいは部下の借金の状況についてそれを上司が情報を得ているという問題等の指摘がありました。衆議院の議論を聞いておりましても、実は民間と行政とありますと、行政機関の保有する個人情報についての正直言つてまだ議論が、衆議院の場合は正直言つて弱かつたんじゃないかというふうにも思つております。その意味で、行政の方が莫大なる情報を持つてゐるわけですから、先ほど提起された問題、先日、私も少し質問をしましたが、集中審理をしてくださるように強く要望をいたします。

今朝、自衛隊の公募の防衛庁適齢者名簿問題について議論になりました。その中でも、個人情報収集の根拠規定が明確でなければ収集の範囲は行政機関の解釈次第になつてしまふのではないかとうことが明らかになつたというふうに思つておられます。

ところで、この行政機関の保有する個人情報で

すが、開示請求の場合の除外規定、それから第五章の四十五条「適用除外等」、かなり規定が設けられております。それが、一体何がそれに当たるのかということについてよく分からないので教えてください。

四十五条は完全に適用除外となつております。例えば四十五条は完全に適用除外となつております。例えば刑若しくは保護処分の執行については適用しないとなっているんですが、先日も保護

房に収容されている自分の記録に関して出してほしいといった場合、これに当たるといふに当たるんでしょうか當たらないんでしょうか、まず、ちょっとその確認からさせてください。

○政府参考人（松田隆利君）お答えを申し上げます。四十五条の適用除外は、いわゆる犯歴、前科等に関する個人情報であるわけでありますと……○福島瑞穂君済みません、結論だけで結構です。

○政府参考人（松田隆利君）よく分かりました。○福島瑞穂君「ごめんなさい。それはこの間聞いたので、結論だけで結構です。当たるか当たらないいかだけ。

○政府参考人（松田隆利君）この条項に先ほど先生御指摘のものが該当するかどうかにつきましては、私ども、その情報の詳細を承知いたしておりますので、直接お答えすることは差し控えさせていただきたいと存じます。

○福島瑞穂君この間質問してちょっとと分からなかつたので、今日、結論をお聞きしたんですが、自分が例えれば保護房で、いつ革手錠入れられて、何時に入れられてというような情報で、前科前歴とは違うので、ではこれは除外規定にはならないということでおろしいですね。

○政府参考人（松田隆利君）この四十五条の刑若しくは保護処分の執行ということですね、そういうに係るものについては適用しないということになります。例えば刑若しくは保護処分の執行については適用しないとなっているんですが、先日も保護房に収容されている自分の記録に関して出してほしいといった場合、これに当たるといふに当たるんでしょうか當たらないんでしょうか、まず、ちょっとその確認からさせてください。

○政府参考人（松田隆利君）お答えを申し上げます。四十五条の適用除外は、いわゆる犯歴、前科等に関する個人情報であるわけでありますと……○福島瑞穂君いや、どなたが当たつて、どれが当たらないかは重要で、除外事由が条文に書いてあるので、何が当たり、何が当たらないかはやはり教えていただきたいというふうに思います。といふのは、自分の情報なんだけれども一切出てこないといふことが結構あるので、実際自分が知りたいるいふのが裁判を起こしたいというときに情報が出てこなければ困ると思うんですね。いかがですか。

○政府参考人（松田隆利君）お答え申し上げます。○福島瑞穂君「ごめんなさい。それはこの間聞いたので、結論だけで結構です。当たるか当たらないいかだけ。

○政府参考人（松田隆利君）よく分かりました。○福島瑞穂君「ごめんなさい。それはこの間聞いたので、結論だけで結構です。当たるか当たらないいかだけ。

○政府参考人（松田隆利君）この条項に先ほど先生御指摘のものが該当するかどうかにつきましては、私ども、その情報の詳細を承知いたしておりますので、直接お答えすることは差し控えさせていただきたいと存じます。

○福島瑞穂君この間質問してちょっとと分からなかつたので、今日、結論をお聞きしたんですが、自分が例えれば保護房で、いつ革手錠入れられて、何時に入れられてというような情報で、前科前歴とは違うので、ではこれは除外規定にはならないということでおろしいですね。

○政府参考人（松田隆利君）この四十五条の刑若しくは保護処分の執行ということですね、そういうに係るものについては適用しないということになります。例えば刑若しくは保護処分の執行については適用しないとなっているんですが、先日も保護房に収容されている自分の記録に関して出してほしいといった場合、これに当たるといふに当たるんでしょうか當たらないんでしょうか、まず、ちょっとその確認からさせてください。

ので、どういう事案かを御説明しますので、事前に資料を示しますので教えてください。

十四条「保有個人情報の開示義務」で、一号、二項の口で……

○福島瑞穂君 第十一条の一です。

○政府参考人（松田隆利君）十四条の何号でございましょうか。

○福島瑞穂君 一号です、はい。

○政府参考人（松田隆利君）人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要で、認められる情報でござりますか。

○福島瑞穂君 いや、「ごめんなさい。第十四条の一号です、一項。

○政府参考人（松田隆利君）分かりました、はい。

○福島瑞穂君お答え申し上げます。

これにつきましては、開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報について不開示情報に対することがあります。そこで、この判断の基準は、先ほど申し上げましたように、他の行政機関に提供するのと同じような公益上の理由が認められます。

○福島瑞穂君是非、本人の同意なく学会などで発表されることが嫌だという声なども聞こえておりますので、この学術目的のため、あるいは統計上使えることについては限定的にしてくださるようお願いをいたします。

○福島瑞穂君短い時間で食い下がるとあれですが、これはこの間質問しました。それから、情報公開法にのつとて不開示、開示が争いになつて

いる事案なので、要するにコンメンタールではありますが、例えば国立病院等におきまして、例えば難病に関する個人情報がございまして、その個人情報を本人に開示することによって逆に本人の生命、健康に重大な害がといいますか、害するおそれがある情報の場合には開示しなくともいいことがあります。

○福島瑞穂君統計や学術研究であれば、統計の作成又は学術研究であれば個人情報が提供できるというふうになっています。統計の場合も若干問題だとは思うのですが、学術研究であれば個人情報が提供できるとなつておりますが、例えれば治療前と治療後の経過を写真で見せるとか、事例報告で患者の個人情報が学会などでかなり詳細に報告をされると。現在では遺伝子解析は本人同意がないことでも過去には国立循環器センターが健康診断で

集めた血液を無断で遺伝子解析を行うという問題も起きております。

ですから、学術目的の特別な理由というのはどうなもので、どのようなものか駄目で、だれが決めるのか、その判断の客觀性をどのように担保するかについて教えてください。

○政府参考人（松田隆利君）お答え申し上げます。この四号でございますが、これは行政機関、他の行政機関等に提供するのと同じくらいの公益上の理由があるということで、公益法人とかその他の機関に提供することが目的外提供としてできるという、そういう特別の理由ということであるわけでありますけれども、今おっしゃられました判断をするのは正にこの提供主体でございます行政機関の長ということでありまして、その判断の基準は、先ほど申し上げましたように、他の行政機関に提供するのと同じような公益上の理由が認められるということでございます。

○福島瑞穂君お答え申し上げます。

○政府参考人（松田隆利君）十四条の何号でございましょうか。

○福島瑞穂君 一号です、はい。

○政府参考人（松田隆利君）人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要で、認められる情報でござりますか。

○福島瑞穂君 いや、「ごめんなさい。第十四条の一号です、一項。

○福島瑞穂君お答え申し上げます。

これにつきましては、開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報について不開示情報に対することがあります。そこで、この判断の基準は、先ほど申し上げましたように、他の行政機関に提供するのと同じような公益上の理由が認められます。

○福島瑞穂君是非、本人の同意なく学会などで発表されることが嫌だという声なども聞こえておりますので、この学術目的のため、あるいは統計上使えることについては限定的にしてくださるようお願いをいたします。

○福島瑞穂君短い時間で食い下がるとあれですが、これはこの間質問しました。それから、情報

公開法にのつとて不開示、開示が争いになつて

いる事案なので、要するにコンメンタールではありますが、例えば国立病院等におきまして、例えば難病に関する個人情報がございまして、その個人情報を本人に開示することによって逆に本人の生命、健康に重大な害がといいますか、害するおそれがある情報の場合には開示しなくともいいことがあります。

○福島瑞穂君統計や学術研究であれば、統計の作成又は学術研究であれば個人情報が提供できるというふうになっています。統計の場合も若干問題だとは思うのですが、学術研究であれば個人情報が提供できるとなつておりますが、例えれば治療

前と治療後の経過を写真で見せるとか、事例報告で患者の個人情報が学会などでかなり詳細に報告をされると。現在では遺伝子解析は本人同意がないことでも過去には国立循環器センターが健康診断で

○政府参考人（藤井昭夫君）お答えします。

個人情報の保護に関する法律案第二十五条で、個人情報取扱事業者が開示に当たつて判断すべき基準を設けているところでございます。それぞれ一号、二号、三号あるわけですが、大体、一号は、言わば依頼者なんかも含めてだれか第三者、本人あるいは依頼者本人あるいはその他の第三者の権利利益を侵害するかどうかというものが判断基準になると。それから二号は、これは事業者自らの業務運営でござりますから、今御指摘の例なんかでは、弁護士自らの業務の適正な遂行に支障があるかどうかというものが判断基準になると。

いずれにしても、そういうものに支障があるということであれば開示しなくともいいということを法律案は明記しておるわけですが、ただ、御指摘の例の場合は、それぞれ、刑法、それから弁護士法で守秘義務が定められているようでございましたがいまして、他法令で出してはいけないという言わば禁止規範があるという場合は、第三号に「他の法令に違反することとなる場合」はこれまで、この場合は、競合と申します、法律用語で競合というのを並び立つという意味で申し上げているんですが、その競合関係、どちらかに掛かって、開示しなくてもいいということになると、○福島瑞穂君 例えど、担当している刑事案件で、被害者が問題があるんじやないかと、被害者について人柄やいろんな点について調査をする、調べてあるといふに、相手方から自分のことをそんなに調べるのはおかしいと、個人情報開示請求、訂正、利用停止請求を受ける、このように場合はいかがでしようか。

○政府参考人(藤井昭夫君) 情報の受取の場合は必ず提供する側と受ける側の二つの論点があるううふうに考えております。

○福島瑞穂君 例えど、担当している刑事案件で、被害者が問題があるんじやないかと、被害者について人柄やいろんな点について調査をする、調べてあるといふに、相手方から自分のことをそんなに調べるのはおかしいと、個人情報開示請求、訂正、利用停止請求を受ける、このように場合はいかがでしようか。

○政府参考人(藤井昭夫君) その弁護士の方が実際にそういう被害者の方の実情を調べる必要性があるかどうかというようなのは、正にその弁護士の方々のお仕事の目的からいって、そういう仕事が、そういうデータ収集が必要かどうかという判断になると思います。通例の場合は当然のこととして必要だということでやつておられるということ

とですから、それをこの法律案が拒否するということはまずないと思います。

○福島瑞穂君 ちょっと細かくなつて済みませんが、例えど弁護士法二十三条の二に基づく照会がありますが、例えど離婚事件やつていて、夫が外国人で、外に、海外にもう行つてしまつたか、日本の中にまだいるのかという場合に、入管などに問い合わせても、それは個人情報ですから一切示すことはできませんというようなことで教えていただけないんですね。つまり、相手がどこにいるのか、あるいは外国に行つたかというので随分訴訟のやり方が違つてくるわけですが、その弁護士受けるようになるのか受けないのか、あるいは戸籍の、弁護士は職務上必要があれば戸籍が取れるわけですが、そのような点についてはいかがでしょうか。

○政府参考人(藤井昭夫君) 情報の受取の場合は必ず提供する側と受ける側の二つの論点があるううふうに考えております。

○福島瑞穂君 例えど、担当している刑事案件で、被害者が問題があるんじやないかと、被害者について人柄やいろんな点について調査をする、調べてあるといふに、相手方から自分のことをそんなに調べるのはおかしいと、個人情報開示請求、訂正、利用停止請求を受ける、このように場合はいかがでしようか。

○政府参考人(藤井昭夫君) その弁護士の方が実際に協力するかどうかというものは、それはまた入管法なりのいろいろな法律の趣旨等にも関係してくることだろうと思いますので、後は行政機関法の、個人情報保護法の問題かもしれないけれども、若干関与するかもしれませんけれども、ちょっとそこは私の方からはお答えするのは難しいと思つています。

○福島瑞穂君 行政機関の保有する個人情報の八

条の方で、「前項の規定にかかるらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を取り扱つてはならない」とあります。

○福島瑞穂君 ちょっと細かくなつて済みませんが、例えど弁護士法二十三の二に基づく照会がありますが、例えど離婚事件やつていて、夫が外国人で、外に、海外にもう行つてしまつたか、日本の中にまだいるのかという場合に、入管などに問い合わせても、それは個人情報ですから一切示すことはできませんというようなことで教えていただけないんですね。つまり、相手がどこにいるのか、あるいは外国に行つたかというので随分訴訟のやり方が違つてくるわけですが、その弁護士受けるようになるのか受けないのか、あるいは戸籍の、弁護士は職務上必要があれば戸籍が取れるわけですが、そのような点についてはいかがでしようか。

○政府参考人(藤井昭夫君) 情報の受取の場合は必ず提供する側と受ける側の二つの論点があるううふうに考えております。

○福島瑞穂君 いや、行政が悪いことばかりやつていうのではなくて、行政情報が膨大な情報を持つていると。今朝の防衛庁の問題でもそうしますと、この判断によって物すごく広くなつたり、内部でいわゆる情報のたらい回しと言つて言葉が悪いですが、起き得るわけで、この判断については、「所掌事務の遂行に必要な」というのであれば、極端に言えば何でもオーケーという場合に限定するのか、総務大臣、いかがでしようか。

○国務大臣(片山虎之助君) 国の役所は全部法令に基づいて仕事をして、役所の中の局、部あるいは課というのを全部それぞれの委任のいろんな規定に基づいてやつっているんです。だから、所掌事務というのは割にはつきりしているんです。だから、所掌事務の範囲内でやるといふことはいいんです。

○福島瑞穂君 いや、行政が悪いことばかりやつていうのではなくて、行政情報が膨大な情報を持つていると。今朝の防衛庁の問題でもそうしますと、この判断によって物すごく広くなつたり、内部でいわゆる情報のたらい回しと言つて言葉が悪いですが、起き得るわけで、この判断については、「所掌事務の遂行に必要な」というのであれば、極端に言えば何でもオーケーといふ場合に限定するのか、総務大臣、いかがでしようか。

○国務大臣(片山虎之助君) 国の役所は全部法令に基づいて仕事をして、役所の中の局、部あるいは課というのを全部それぞれの委任のいろんな規定に基づいてやつっているんです。だから、所掌事務の範囲内でやるといふことはいいんです。

○福島瑞穂君 いや、行政が悪いことばかりやつていうのではなくて、行政情報が膨大な情報を持つていると。今朝の防衛庁の問題でもそうしますと、この判断によって物すごく広くなつたり、内部でいわゆる情報のたらい回しと言つて言葉が悪いですが、起き得るわけで、この判断については、「所掌事務の遂行に必要な」というのであれば、極端に言えば何でもオーケーといふ場合に限定するのか、総務大臣、いかがでしようか。

以上で終わります。

○山口那津男君 公明党の山口那津男でございま  
す。

午前中十分しか質問の時間がありませんでした  
ので、主として午前中取り上げられたテーマの延  
長としてこれから幾つか質疑させていただきたい  
と思います。

まず、再三御答弁で現れていることがあります  
けれども、一つ一つ確認をさせていただきたいと  
思います。

自衛隊の地方連絡部が市町村から適齢者名簿を  
入手すること、それ自体違法な面があるんじよ  
うか。

○副長官(赤城徳彦君) お答えいたします。

地方連絡部が市町村から適齢者名簿を入手する  
ことについてのお尋ねでございますが、ちょっと  
いま一度整理してお答えをさせていただきたいと  
思います。

これは、自衛官等の募集については、地方連絡  
部、防衛庁の地方連絡部が行つております。それ  
と同時に、自衛隊法の九十七条の規定に基づい  
て、法定受託事務として地方公共団体が募集事務  
の一部を行つております。この規定を受けて、隊  
法九十七条の規定を受けて、施行令の百十九条で  
すけれども、これが、地方公共団体が自衛官の募  
集に関する広報宣伝を行うものとしております。  
つまり、地方公共団体が法定受託事務として募  
集事務の一部を行い、広報宣伝を行うと。その広  
報宣伝を効果的に行うという必要性のために適齢  
者名簿の作成を行うと。要するに、地方公共団体  
がその募集事務の一部を行う、広報宣伝を行  
う必要があります。適齢者名簿の作成をすると、まずこ  
ういうことでございます。

一方、防衛庁としては、地方連絡部が自衛官の  
募集を行います。その円滑な実施のために、自衛  
隊法施行令の百二十条、これは再三出ております  
けれども、「内閣総理大臣は、自衛官の募集に關  
し必要があると認めるときは、都道府県知事又は  
市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求

めることができる。」というこの規定の趣旨を踏  
まえて適齢者情報の提供についての依頼を行つて  
きたところでございます。

こういう関係でございまして、したがいまし  
て、地方連絡部が市町村から適齢者情報の提供を  
受けていることは適法であるというふうに考え  
てございます。

○山口那津男君 今のお答えですと、まず地方公

共団体が自身の法定受託事務として適齢者名簿を  
作成するということはあり得るということでした  
ね。そのできている名簿を自衛隊、防衛庁側から  
提供を求める、それに応じると、こういう関係で  
あるというふうに理解をいたしました。

そこで、この適齢者名簿を入手するに当たつ  
て、その内容、盛り込む情報の範囲、内容、これ  
について法的な制約というのはあるんですか。

○副長官(赤城徳彦君) この入手に当たり、適齢  
者名簿の入手に当たり、その内容の法的な制約と  
いうことでございますが、まず、先ほどお答え  
いたしましたように、地方公共団体が法定受託事務  
として募集事務の一部を行い、その必要上から適  
齢者名簿を作ります。したがつて、地方公共団体  
がこの名簿を作成するに当たって、当然ですけれ  
ども、地方公共団体の所掌事務を遂行する上での  
必要性と、まずそういう限定があると思います。

その作成しました適齢者名簿、これについて、  
自衛隊法施行令百二十条の規定の趣旨を踏まえ提  
供を受けるわけありますけれども、ここにも自  
衛官の募集に関し必要があると認められるとき  
と、こういう限定があります。

いずれにしましても、何でも作つていいとか何  
でも提供を受けていいということではありません  
で、自衛官の募集に関し必要があると認められるとき  
と、こういう限定があります。

して、現に自治体から提供される情報は、これま  
での実績からすると、相当なばらつきがあつた  
と。そしてまた、一般的の国民から見れば、情報が  
行き過ぎている、提供し過ぎている、それに懸念  
を持つと、こういう不安もあつたわけであります。

ですから、この「必要があると認めるとき」  
というのは、これはちょっと明確性を欠くのでは  
ないか、もうちょっと絞るような考え方を取る必  
要があるのでないかと思うわけであります。

先ほど來の答弁では、防衛庁自らこれを制約す  
る、縮めるという方針をお取りになるということ  
がありましたけれども、この施行令の決め方自  
体、これに問題はないかどうか、この点はどう認  
識されていますか。

○副長官(赤城徳彦君) この一連の法律、政令、  
この制度上は、自衛官の募集に関し必要があると  
認められるときに適齢者名簿を作り、またその提  
供を受けと、こういうことでござります。

したがつて、純粹に法令上どうかと、こういう  
ことでありますと、広報宣伝をします。例えば地  
方公共団体がいろいろな広報宣伝をする、それに  
当たって、例えば郵便番号が必要だとか、あるい  
は電話番号で直接当たりたいとか、そういう必要  
性があつて適齢者名簿を作る、これは法令上も認  
められたことです。それから、施行令百二十条の  
趣旨を踏まえて、それを提供を受けるという、こ  
れもその地方連絡部が募集の事務を行つわけであ  
りますから、その募集事務を行う上でそういうふ  
うな情報が必要であると認められると、それも法  
令の範囲、募集のために必要なものであります。

ただ、それは必要だと、必要についてはその濃  
淡はある、午前中の質疑の中でもここまで必要な  
のかねということがありました。例えば職業につ  
いて、それは実際にそこへ出向いていくときに、  
あるいは連絡を取るときに一定の有用性は認めら  
れるし、それはこれまで必要性があるということ  
でやつてしまひました。国籍についてもそうでござ  
います。しかし、そこは程度問題がありますの  
で、今後はその必要最小限に限ると、慎重な扱い

をするという意味で四情報に限定をするという、  
そういう扱いをするということでござります。

○山口那津男君 もし地方公共団体から提供を受  
ける情報を四情報にこれから限るということを明  
確に実施していくのであれば、この施行令もその  
限度で変えるというお考えはないですか。

○副長官(赤城徳彦君) これは、これまでそれぞ  
れの地方公共団体もそういう事務を行いますと、  
法定受託事務で、地連、地方連絡部も行いますと  
いうことで、それぞれの地域の実情とか必要性に  
応じてそういう名簿を作り、またその情報の提供  
をいただいていたということで、法令上は、そ  
れ、必要性が認められれば適法にそういうことが  
行えるわけです。

ただ、その必要性といつても最小限に限るとい  
う意味で四情報に限るわけでござりますけれど  
も、これは運用として、運用としてといつてもき  
ちつと長官からの文書でそれに限定をするわけで  
ありますと、そういう必要最小限の四情報に限定  
をするという扱いをするわけでござりますけれど  
も、それは運用としてそういうふうにきちつと  
行つてまいるわけでござりますので、施行令上必  
要性、募集に関し必要なものと、こういうふうに  
書いてある、そこをいじくるという必要性はない  
だろうと。

要するに、運用上四情報に限定をしていくとい  
う扱いをきちっとこれからしていくわけでござい  
ますから、それで足りるんではないかというふう  
に考えております。

○山口那津男君 念のため聞きますが、この募集  
に関して必要と認める、必要な情報とというのは、  
何も地方公共団体から得られる情報に限られてい  
るわけではないはずですね。いろんな必要性に基  
づいていろいろなところから、ソースから情報を得  
るということになるだろうと思います。ただし、  
今、運用上、地方公共団体から提供を受けるのは  
四情報に限ると、こうお決めになつたわけであり  
ますから、この部分については少なくとももつと  
明確なルール、施行令に細かく書くかどうするか

は別にして、もつとつきりこの点を分かりやすく説明する必要があるんじゃないですか。どうお考えですか。

○副長官(赤城徳彦君) 先ほど申し上げましたように、これ、施行令上は必要性があるというふうなことで書かれております。そこがあいまいではないかとか、あるいはきつと限定がされるのかどうかというところでございますが、これ、四情報に限るという扱い、これについては昨年の十一月に担当者会議でその趣旨を伝えたところなんですが、その指示を徹底するために、この四月の二十四日、防衛庁長官の命により通達という形で発出をいたしました。これは決していい加減なものではありませんで、防衛庁長官の通達でございまして、この通達の趣旨は今後とも維持される、徹底をしてまいりたいというふうに考えております。

○山口那津男君 ジや、ちょっとと言ひ方を変えましょ。この施行令百二十条というのは、地方公共団体から募集に関する得る情報に関してのみ決められたものなんですか。それとも、地方公共団体以外のところからも必要に応じて得る情報についても当てはまる施行令なんですか。どっちなんですか。

○副長官(赤城徳彦君) お答えいたします。

ちょっとと今、施行令そのものがすぐ出てこなかつたのでありますけれども、そこには都道府県又は市町村と、こういうふうに書いてありますて、そこに限定した規定になつております。○山口那津男君 そうやつて限定した規定になつているんだつたら、地方公共団体から入手する情報は四情報に限ると、こうやって運用方針を決めたんですから、それに倣つて施行令を変えるといふことも選択肢の一つだと私は思います。ちょっと検討していただきたいと思います。答弁は要りません。

それと、募集については幾つかの段階があります。まず応募する端緒、きっかけ、これを応募対象者に与えるという場面で必要な情報と、実際

に応募てきて、その人が採用するにふさわしいかどうかという段階で得る情報というのはやっぱり密度が違うと私は思っています。それを一律に扱っているとどうも誤解が生ずるという気もいたします。

私は、実際に応募したいという希望があつてアプローチしてきた方に対するその方の持つている情報については、より詳しい情報を入手するといふことは認められて当然だらうと思います。そして、両者にとって最良の選択が得られる、こういうことを目指すのは当然だらうと思います。ですから、その情報入手の必要性も段階によつていろいろ違う面もあるんではないかと、その点についても御検討いただきたいというふうに思います。さて、それで念のためにお聞きしますけれども、総務大臣、住基台帳の四情報、これは何人も閲覧できるわけですから公開情報だという答弁でありました。

〔委員長退席、理事若林正俊君着席〕

そうすると、自衛隊の募集関係者が募集のために必要ですから閲覧してくださいと仮に請求に行つたとします。その場合に、何らかの正当な理由がないから拒否すると、こういうことがありますか。それとも、それは、募集のために閲覧請求に来たら、それはもちろん閲覧させるのは当然だということになるんでしょう。○国務大臣(片山虎之助君) それは正当な理由があるんですから、閲覧をさせたり少し書き付を求めるのは当たり前なんです。しかし、そんなことをする必要はないんですよ。施行令の百二十条があつて、知事と市町村長は、報告を出したり、資料の提出を求められたら出さなきゃいけぬのです。

さあそこで、自衛隊の募集業務というのは少子高齢化時代を迎えてなかなか別な側面で困難な点も出てきているだらうと思います。また、地連が市町村から提供された適齢者情報、これが今後四情報に限られた場合であつたとしても、これをどう使うかというのはいろいろ考え方があると思います。

これまでその提供された情報を用いて募集業務にどの程度の因果関係があつたか、これ、私なりに調べてみました。二士の募集に関して言いますと、これ、必ずしも提供情報がなくても募集実績の上がっている地域、あるいは同世代における採用比率といいますか、これが高い地域もあるんですね。逆に、提供情報率が非常に高い地域であつ

ややこしいことする必要はないんですが、今お願ひベースだから、お願いベースではうちはそうはいきませんよというところは、閲覧したり写しの交付を、写しの交付をもらうということはありますから。その場合に、断る理由には正当な理由があるんです。ですから、お願いベースで自発的に提供いただけないとしても、閲覧に、請求にわざわざ来ればこれを拒否する理由も何にもないんですね。

ですから、こういう前提を御理解いただければ、私は自治体の側からもつと積極的な対応があつてしかるべきだと思うんです。それが、残念ながら自発的に提供いただいているのは三割の自治体にとどまつていて、このことの方が私はこの制度の趣旨を十分に御理解いただけていないんではないかと、こう思うわけです。午前中も質問いたしました。このたび武力事態によって御認識、御理解いただいて、もう少し足並みをそろえるような対応をお願いしたいという、御対処の法則が整備されるに当たつてこういう点も制度の趣旨を十分に御理解いただけていないんではないかと、こう思うわけです。

午前中も質問いたしました。このたび武力事態

においては、なかなか難しいでしようし、募集に関するものは現場がいろんな苦労とか、地域差、実態もあると思っていますので、先ほどの話にちょっと戻りますけれども、これ、我々としても各市町村と円滑な関係を築いていきたいし、この制度の趣旨も十分御理解をいただきたいと思っております。

○副長官(赤城徳彦君) これは、確かに御指摘のようになります。つまり、募集の実績を判断するというのはなかなか難しいでしようし、募集

に関する話では、現場がいろんな苦労とか、地域差もあると思っていますので、先ほどの話にちょっと戻りますけれども、これ、我々としても各市町村と円滑な関係を築いていきたいし、この制度の趣旨も十分御理解をいただきたいと思っております。そこで、自衛隊の募集業務というのではなくて、地域の実績も、たぶん、この制度の趣旨も十分御理解をいただきたいと思っております。

そういう様々な努力の結果として募集の実績と実績も、たぶん、この制度の趣旨も十分御理解をいただきたいと思っております。そこで、自衛隊の募集業務というのではなくて、地域の実績も、たぶん、この制度の趣旨も十分御理解をいただきたいと思っております。そこで、自衛隊の募集業務というのではなくて、地域の実績も、たぶん、この制度の趣旨も十分御理解をいただきたいと思っております。

○山口那津男君 つまり、自治体から提供された情報というのは、募集のための有力な手段の一つであるけれども、それが主たるものとも必ずしも見えて、やつぱりいろんな多方面の努力によつて現在の募集業務が確保されていると、こういうことだと思います。

ところどころで、実際に応募した人にアンケートを取りますと、この自衛隊という、自衛官の仕事にまづ何をもつて興味を持つたか、このきっかけは何だつたかと、こういう調査があるわけですね。このういう時代でありますから例えばホームページを見たとか、ダイレクトメールもらつたとか、あるいは新聞広告見たとか役所のパンフレットを見た

ても、その募集実績は必ずしも高くはない、比率もそう高くはない、こういうこともあるんですね。ですから私は、その提供情報を利用して募集に生かすとはいっても、それが直ちに募集の結果、実績との因果関係というのを明確ではないように思います。ですから、それ以外の、つまり提供された情報以外の様々な募集の努力によつて実際に募集の結果が確保されているということも十分にうかがえるわけですね。

この点について、この提供情報と募集の因果関係について何か防衛庁としての御所見があつたらお聞かせください。

○副長官(赤城徳彦君) これは、確かに御指摘のようになります。つまり、募集の実績を判断するというのはなかなか難しいでしようし、募集

に関する話では、現場がいろんな苦労とか、地域差、実態もあると思っていますので、先ほどの話にちょっと戻りますけれども、これ、我々としても各市町

村と円滑な関係を築いていきたいし、この制度の趣旨も十分御理解をいただきたいと思っております。

そういう様々な努力の結果として募集の実績と実績も、たぶん、この制度の趣旨も十分御理解をいただきたいと思っております。

○山口那津男君 つまり、自治体から提供された情報というのは、募集のための有力な手段の一つであるけれども、それが主たるものとも必ずしも見えて、やつぱりいろんな多方面の努力によつて現在の募集業務が確保されていると、こういうことだと思います。

ところどころで、実際に応募した人にアンケートを取りますと、この自衛隊という、自衛官の仕事にまづ何をもつて興味を持つたか、このきっかけは何だつたかと、こういう調査があるわけですね。この

とか、いろいろあるわけあります。

その中で、このダイレクトメール、これは正に自治体からいたい適齢者情報を活用してダイレクトメールを送ると、こういうことを多分行つてきたんだろうと思います。これはかなり私は効果は上げているんじゃないかなと思うんですね。この点についての認識をまず伺いたいと思います。

○副長官(赤城徳彦君) 委員御指摘のアンケート結果と同じものかどうかちょっと分かりませんけれども、平成十四年度の一般曹候補学生のアンケート結果というものがございまして、何をもつて自衛官募集を知ったかということを一つだけ選んでいただきました。その中で一番多かったのが御指摘の地連からのダイレクトメールということで、これは九・一%ございました。ほかにパンフレットとか市町村の掲示板、ポスターとか、あるいはホームページとか、そういうものがございましたが、一番大きかったのがこのダイレクトメールというアンケート結果から表れています。

○山口那津男君 つまり、適齢者情報がそういうダイレクトメールの形で使われる、それがきっかけとなつたというアンケート結果に基づきますと、実際の募集の実績との明確な因果関係は見られないにしても、微細に見ると、やっぱりこのダイレクトメールをお出しするということがかなり有力なきっかけになり、それが募集に結び付いています。それで、これからは少子化がますます強まる傾向にありますから、言わば国全体の人材、これを資源という言い方をしていいかどうか分かりませんが、これがいろんな分野、民間やその他の公共部門やいろんな分野に適切に生かされていくといふことを考へると、防衛庁、自衛隊だけでその人の資源を独占するということはもちろんできないわけであります。そしてまた、その募集活動も時代によつて力点

の置き方も違つてくる。例えばホームページをきっかけに募集を知ったという人はこれからもつと増えるでしょうし、また、そこで提供できる情報というものはもつともつとたくさんある。これ

は、文字だけではなくて、映像を通じて多様なことが可能だろうと思います。ですから、もつともっとこれを活用していただきたいと思うんです。

そういう少子化の時代の流れを受けて、これららの募集業務の在り方にについて御所見がありまし

たと聞かせてください。

○副長官(赤城徳彦君) これは、御指摘のよう

に、募集というのは時代とともに随分変わってきました。ありますし、また自衛隊に対する、任務が広く知られて、国際的な任務とかあるいは災害支援とか、そういうものに対して、非常に自衛隊の活動に対しての関心が高まつてゐるという、そういう状況もございます。

しかし、これから先を考えますと、委員御指摘のように、これは大変難しい時代がこれからけとなつたというアンケート結果に基づきますと、実際の募集の実績との明確な因果関係は見られないにしても、微細に見ると、やっぱりこのダイレクトメールをお出しするということがかなり有力なきっかけになり、それが募集に結び付いています。それで、これからは少子化がますます強まる傾向にありますから、言わば国全体の人材、これを資源という言い方をしていいかどうか分かりませんが、これがいろんな分野に適切に生かされていくといふことを考へると、防衛庁、自衛隊だけでその人の資源を独占するということはもちろんできないわけであります。

たい、努力してまいりたいというふうに思つております。

○山口那津男君 午前中も申し上げましたが、この自衛官の職種というものは、ある面で危険を伴う重要な職種であります。そしてまた、一定の経験を経れば、そこで資格を取つたり重要な情報技術を取得したりということもできるわけであります。ですから、その言わば負の面、プラスの面、

いずれも過不足なくやっぱり情報提供した上

で、一つの職業の選択肢として国民に理解をされ

るよう、かつてのよう何か申し訳なさそうに細々と募集業務に携わると、こういうことではこ

れはいかぬと思うんですね。

ですから、是非とも、そういう新しい時代に合つた募集の在り方を是非検討していただきたい

と思います。そして、その際に、この個人情報保護の法律の精神、これをやつぱり現場の方々はよく理解していただくことです。

情報保全業務を職務とする人たちが情報公開で提供した情報を何でもかんでも利用してしまふ、

こういう情報の横流しが勝手に自由に行われると、この募集業務にも当てはまるわけでありま

す。以上で終わります。

○森元恒雄君 ただいままで個人情報保護法を始め五法について様々な観点から質疑が行われてまいりました。私もずっと聞かせていただきま

すから、そういう限られた人的な資源をいかに確保していくのかという、これは大変難しいことになつてくるかと思います。

したがいまして、その中で、自衛隊のあるいは自衛官の役割というものの、その大切さというものをいかにPRしていくのか、御理解をいただくのが。それも、御指摘のように、ダイレクトメー

と何がどうなつてゐるのか分からなくなるというような状況でございます。

だんだん技術が進むことによって、確かにこの世の中便利になつてきておることは間違いないわけでございますけれども、その反面、情報が大量に、しかもスピード的に、瞬時に移動し、蓄積し、加工されるというようなことから、そのマイナスの面といいますか、いろいろな心配事がまたそれに伴つて発生しているというのも事実でございまして、今回のこの個人情報保護法は、そういう状況の中で個人のこの大切な情報をいかにして民間を含めて安全に管理、取り扱っていくかといいまして、これまでの個人情報保護法は、いろいろまだ課題はございますけれども、一日も早くこういう法律が整備されるということが大変大事ではないかなというふうに考えております。

しかし、法律そのものの中にもこれから課題

通信というよう個別分野の個人情報の取扱いをどうするかと、そういうような点でございます。

そういう中で一点お聞きしたいと思いますのは、ここでも議論になりましたけれども、報道機関が扱う情報、個人情報については、今回のこの

法律では直接行政が関与するというような部分は適用しないと、基本的には報道機関の自主性に任せると、こういう形になつておるわけでございますけれども、確かに報道の自由ということは民主主義を確立していく上で非常に重要な、基本的な事柄でございます。しかし、同時に、個人情報の扱いということにつきましても、思想、信条、表現の自由、そういう憲法上保障された基本的人権のそのまた前提になる事項ではないかなというふうに思います。

〔理事若林正俊君退席、委員長着席〕

両方ともこの憲法に保障された権限でございますけれども、これからは新しいIT時代にふさわしいような、ホームページとか様々な工夫をしながらこの自衛隊の役割というものを十分御理解をいただいき、応募していただくという環境を考えてしまいりまして、しばらくこの世界から遠ざかっている片山大臣からお話をありましたように、本当に最近のこの情報を取り巻く技術の進歩は秒速分歩でございますが、本当に一年前と今日では考えられないようなくらいのスピードで物事が進んでおりまして、しばらくこの世界から遠ざかっている

いと、いうものではない、というふうに私は思いました。報道機関そのものが自らやはりそこはきちんと正すべきところは正して、本来の役目を国民の信頼の下に果たしていくだくというのが望ましい姿ではないかな、というふうに思うわけございます。

具体的に数点お聞きしたいと思いますが、一つは、この法五十条の三項の中にも、報道機関を始め除外対象とされた個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱い、苦情処理などについて自主的措置を講じ、それを公表するよう努めなければならぬこと、こういうふうに規定されておるわけでござりますが、私は、できれば、この法七条に規定する基本方針があるわけでございますので、今後この基本方針にどういうものを定めようとされるのか、もし可能であれば、この中に報道機関のいわゆる自主的な措置等についても規定することが望ましいではないかと、こういうふうに考えるわけでございますが、細田大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

○國務大臣(細田博之君) 衆参両院において委員会答弁等で報道の定義についてこれまでいろいろ議論ございました。しかし、よく雑誌を出版しております会社とか著述業を営んでいる方から、

なお、どうも自分たちは除外されていないんじゃないか、というような御指摘もありますので、私どももよく販売されております週刊誌を軒並み拝見しまして、例えば週刊現代とか週刊ボストン、ヨミウリウイークリーあるいはアエラ、週刊朝日、サンデー毎日、週刊文春あるいは週刊プレイボーイ、それから週刊新潮、写真週刊誌あるいは女性関係週刊誌、そして園芸誌とか健康誌とか様々あります。これらはやはりよく読みますと全部報道を内包しておりますので、これは全部適用除外であるというふうに私どもは認識しております。

ただ、全くフィクションだけを扱う雑誌の中にいるふうに私は認識しております。

なことは、一切内容的にそれを含むことは考えておりません。

○森元恒雄君 そこはちょっと、私はできればそ

ざいますので、それらはむしろ著述であるところははつきりしておると、これは著述の関係で除外されると、こういうことでござります。

そういうて、新聞等のたぐいはみんな除外でござりますが、そういう報道機関について、衆議院でも参議院でもございましたけれども、もう余りにもこれは自由勝手じゃないかという御指摘もありますし、本当は個人の権利益が侵害される場合もあるんじゃないかという御指摘があつて、ケース・バイ・ケースでは確かにあると思います。

ただ、これまでのように、これは個人が自分の尊厳を傷付けられたということから民法上の救済措置、名誉毀損等これでできますし、記事の訂正等を求める措置も取つておられる方も多い。特に政界ではいろんなことがあつて、これまでいろいろなそういう対応が取られておりますから、それが十分であると認識するかどうか、否かを問わず、私は、個人情報保護法の対象としてはむしろ大

きな量な情報処理の結果、大きく個人の情報が漏れ、

そして使われていくことに対応するとい

うことがこの法案の対象であるというふうにはつき

りと認識しておるわけでございまして、そういう

た中におきまして、法案五十条第三項におきまし

て、個人情報の適正な取扱いを確保するために必

要な措置を報道機関等においても自ら講じ、かつ

したがいまして、政府が今後この法律に基づき

まして基本指針等を第七条に基づいて定めますと

きに、この自主的措置をかくあるべしというよう

す。

したがいまして、第三者機関

が苦情処理を受け付けるというような話がちよつ

とありましたのでお聞きしますが、法律の九条に

は、国の施策として、「国は、個人情報の取扱い

に関し事業者と本人との間に生じた苦情の適切な

迅速な処理を図るために必要な措置を講ずるものとする。」と、こういう規定がございますが、それでは、これは具体的にどういうことをお考

えなのか、その点についてお聞かせいただきたいと

思います。

○政府参考人(藤井昭夫君) この個人情報保護法

案における苦情の処理というのは、これは壇部先

生の中間報告の考え方方に沿つておるんですけど、複

層的な救済システムというものを整備していく

と。むしろ幾つか、たくさん救済のための組織

が言わば相互に連携を取りながら、できるだけ消

費者等を中心としたいろいろな苦情について対応

できるようにするというような考え方になつております。

そこで、当事者としては、当然、事業者自らの

苦情窓口、それから認定保護団体の苦情窓口、そ

れから、大臣からも御答弁申し上げましたよう

に、国民生活センターとかあるいは市町村の中の

消費生活センター、そういった既存のネットワー

クの活用、それに加えて、国の行政機関自らも自分之所管事業についてのいろいろな苦情の窓口が整備されなければいけないとということになるわけでございます。

そういう複層的な苦情処理の窓口がやっぱり一体的、整合的に機能するためには、いろいろ、まずは連携、役割分担、そういうもの、これがきちっとされなければいけませんし、との情報の相互の、共有すべきものは共有しますし、あと必要な情報は、これも大臣から御答弁いただきましたけれども、迅速に必要なところに連絡されると、そういうようなシステムがやっぱり必要かと思つております。

そういうことについて、今御指摘の基本方針の中で、基本的にこういうような機関がこういう分担でこういうことについてやつていくんだというような方針を明確にすると。その方針の下で、それと、大臣から御答弁いただいておりますけれども、それを支えるやっぱり連絡会議的な事務局の機能も整備する必要がありますかと思つたけれども、そういうものを併せて整備するという形で、複層的なシステム、苦情処理のシステムというものが極めて有効に機能するという形に持つて、いく、そのための方針を書くということになると思います。

○森元恒雄君 そうしますと、各省にそういう苦情を受け付ける窓口体制は作るけれども、独立的な色彩の強い第三者機関は作らないと、こういうお考えかと思うんですが、そうしますと、報道なり著述とか、そういう機関が扱った個人情報についての苦情は、役所としてはどこへ持ち込むといふことがあります。ただ、個人的には、民法上その関連するようなことが苦情であることが分かれます。ただし、除外措置でございますので、お断り申し上げます。ただ、個人的には、民法上その他の救済措置はございますので、もしもいろいろございましたら、そういうことでいろいろ御相談

になつたり請求されたらいかがでしょうかということの意味でございます。

○森元恒雄君 報道機関の中でも放送局にはこのB.R.O.と言われる放送と人権等に関する委員会ですか、ここで権利救済を、外部の有識者を入れた形で苦情処理等を扱うという組織がありますけれども、新聞、雑誌については、私が聞いている範囲ではそういう、社内にそういうものを設けているところもあるようではあります、新聞あるいは雑誌のそういう業界全体を通じて第三者的なそういう機関はないようございます。これに対する日弁連なり労組の方からそういうものが是非必要じゃないかというような声もあるや聞いておりますけれども、こういうものについてやはり政府としてどういうふうにお考えか、お考え方だけお聞きしたいと思います。

○國務大臣(細田博之君) テレビ局の報道をめぐりまして何年か前にいろいろな議論が起り、報道機関内部においてもこれはやはり自律的に組織を作つて、放送と人権等権利に関する委員会機構、B.R.O.を作つて、そこでよく番組内容等をうまいことやつすが、それはそれで大変意味のある、一步前進でございます。

新聞等について、あるいは雑誌等についてそういうことが望ましいのかといえば、私どもとしては特に判断しておりますんで、あくまでもこれらは社会において現にいろいろ問題が生ずるということもあります。日本においてだけではございませんので、某国の大変な重鎮、首脳の事件とか、某国の大王族の事件とか、報道をめぐつて様々なることが起こり、かつそれぞれの国においてそういう問題を処理してきておるという伝統や実態がござりますので、除外措置でございますので、お断り申し上げます。ただ、個人的には、民法上その高まりを期待するということが最も大事なことではないかと。そのためにはつきりと、この個人

情報保護法ではすっぱりと割り切つた方が、御満のある方もおられましようが、その方が長期的には我が国のためになるんじやないかと思つております。

○森元恒雄君 それじゃ次に、政治団体もやっぱり五十条で適用除外になつていますね。その点について一つだけお聞きしておきたいと思います。

この政治団体という書きぶりの中には、報道あるいは著述の、あるいは学術のところで書いてあるような書き方とちょっと違います、個人が含まれないという扱いになつていてると思いますが、まずなぜ政治団体が扱つたものについては政治活動の団体に提供する個人情報という、要するに、いつたん政治団体が扱つたものについては政治活動のことからそれを除外しているのは分かるんですけど、それでも、政治団体がこういうような情報を集めることで、その過程の中において、当然相手がおるわけですから、相手方から見てその活動がこの法典では適用になると思想すれば、そこをなぜ除外しなかつたのかと、その点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○政府参考人(藤井昭夫君) まず、五十条第一項第三号ですか、適用除外を受ける主体が個人を含むかどうか、政治家個人を含むかどうかというこ

うに考えているところでございます。  
また、政治団体に対しても個人情報取扱事業者の情報提供をするという部分についての法律の適用関係でございますが、これは御指摘のとおり、個人情報取扱事業者が第三者に情報提供するということになります。

○森元恒雄君 それでは、相手は政治団体であるかどうかという意味では、これは別として、一応法の適用対象という意味でござりますが、ただ相手方が政治団体であることになるんですが、ただ相手方が政治団体である場合は、これは公権力行使である主務大臣の関係でござりますが、これは別として、一応法の適用対象といふことになるところです。

その趣旨はどういうことかと申しますと、やっぱりこの適用除外の考え方にも通ずるんですが、やっぱり政治活動のようなことに伴つて扱われる個人情報の扱い、これに公権力としての立場の対側から見れば個人情報取扱事業者が政治団体に情報提供するという行為でございますので、いかに政治団体の側だけを適用除外していくも、結局反対側の、事業者が、提供する側がこの法律の適用になるということであれば、これはちょっと実質的にそこの部分で公権力が関与することによって政治家への行政が不当な干渉をする可能性も出てくるわけでございますので、そういう意味ではむしろ大臣が権限行使というのを関与しないということを明記すればそれで十分だという考え方方に立つていてるということでございます。

○森元恒雄君 一点、確認、今のお答えで確認で

すけれども、要するに、政治家個人は特に除外対象になつていなくても、それは政治団体が対象になつておれば何ら實際上の活動において支障がないじやないかと、そういうお考えだということです。

それから、相手方の問題については、行政機関が介入さえしなければ政治活動を何ら支障を及ぼすものではないと、そういうこれまで考え方には立つてているということによろしいでしようか。

○政府参考人(藤井昭夫君) 最初の点は御指摘のとおりでございます。政治家の通例の政治活動を取り扱っておられる個人情報の取扱いについて、この法律が特段とやかく言うということはまずないということでございます。

第二点目については、あくまで主務大臣の関与としての権限行使が適用除外になつてゐるということござります。言わば改善命令とか勧告とか、そういう対象にはなりませんということございます。

○森元恒雄君 私は、この運用がどういう形になつていくのかということを見ないと分かりませんけれども、その部分が仮に適用されないとしても、実際問題としては多少影響は出てくるのではないかなどというふうにいささか懸念しておりますけれども、それはこの法律の施行後の話でござりますので、少し見守つていきたいというふうに思つております。

次に、センシティブ情報の件について、これまた一つだけお聞きしておきたいと思いますが、個々の議論でもありましたように、いわゆる医療情報的なものの中にそういうセンシティブ情報がかなり含まれているというのはそのとおりですけれども、私はこれまで一つ気になるのは、情報そのものは何らセンシティブとは思えないんだけども、長年にわたつて一つの事象を追いかけて、ある個人に関して追い掛けていくと、それを合算するといいますか、積み上げると一つの人格なり思想なりというのが浮かび上がつてくると、こ

ういう今時代になつてきているんじやないかと。ですから、一見センシティブ情報と思えないで、扱い上それは特別の扱いしないということになるのかもしれませんけれども、そういう恐れがあるということについてどう御認識されているのか、まずお聞きしておきたいと思います。

○国務大臣(細田博之君) 個々の情報の内容自体が問題にならないということでございましても、例えば図書館の貸出し情報のように、一冊一冊借りしていく本を見ると全体として何らかの性向、性

癖、信条等もはつきりしてきて、それが全体としてセンシティブ情報になり、個人情報になるといふケースもなきにしもあらずと思つております。図書館は非常に膨大な個人情報をそいつた意味では扱つておるとも言えますので、こういったものについては厳重な措置をきちっと取るということが大切でございまして、これは国立、公営あるいは教育機関、市民の図書館その他もございますので、こういったところに対しても、図書館関係の団体等を通じてそのようなことがないよう

に、今この扱い方についてはよく指導等をしていただきたいと思っております。

○森元恒雄君 今、大臣の方からは図書館の例がお話をございましたけれども、同じようなケースは多分民間の事業者、民間の方々がいろんな御商売でやつておられる情報の中にも同じようなものが出でてくると思うんですね。そういうようなものについても、やっぱり扱い方は、将来は特別法でござりますか、それを制定するにしても、当面はこの基本方針の中に何らかの形で触れていただければやり難いなどというふうに思います。

最後に一点、技術的な面でお聞きしておきたいと思います。個人情報の保護を実効あらしめるためには、制度それから技術、運用と、三つの面で完全の措置を講じるということが大事かと思いますが、特に技術的な面で私は個人認証というものに着目をしております。

近々、日本でも地方団体が中心となつた公的個人認証システムというものができるわけです。これは、第一義的な目的は、電子上で文書のやり取りをする際に本人証明をするということが一つの目的、機能でござりますけれども、同時に文書を暗号で、暗号化するというようなことから、やっぱり情報のセキュリティ度を飛躍的に高められる、本人確認と併せてそういう文書そのものについての規制を技術的に可能とする手段だと思うんです。これをやつぱりもつと、そういう機能があるんだということをもつと広く普及させる必要があ

るんじゃないかな。

そして、また活用方法も、これが国民の間に広がつてきますと、いろんなところで工夫がなされてくるとは思いますけれども、政府自らもやつぱりそこどころをもつと認識して、しっかりと踏まえて制度、システムを作っていくということ

が大事だと思いますが、そういうことについてどうお考えか、お聞かせをいただきたいと思います。

○國務大臣(片山虎之助君) 前の国会でおかげさまで公的個人認証の法律を通していただきました。行政手続オンライン化三法の中に一法入つてあるわけでありまして、現在、今準備を進めておりますが、公的な権威のある認証が、しかも安くできるわけですね、全国的に。

あれは、市町村長が受け付けて、証明は知事がやるんですね、認証は。それで、これがちゃんと普及せんと、今の電子政府、電子自治体と言つても、まあ大したものはないのは別に認証がなくてもいいんですけども、しかし重要なことはやつぱりきちんと証明が要るわけですから、あるいは金のやり取りに係るような電子申告、電子署名になりますと、これはもう絶対要るわけでございまして、今、森元委員が言われたように、しっかりととしたシステム設計その他準備を進めて、でかかるだけ早くと言つても、まあすぐというわけにはいかないかもしませんが、これをしっかりと具体化のベースに乗していきたいと、こういふふうに思つております。

○森元恒雄君 私は、本来のシステム、言いたかったのは、本来のシステムはもちろんきつちりと作つていただくわけですけれども、そうじやなくて、せっかくカードに一人づつが電子上で署名し、暗号化するというものを持つわけですから、それを多方面に使う方法、策も併せて考えていた

べきだと思います。

○國務大臣(片山虎之助君) 言われましたように、できるだけ多方面に使うこと、まだみんな知らないですよね。もうこれPRをちゃんとしなく

ちゃいかぬ。それから、仕組みが割に分かりにくいい。私は何度も一つ分からぬところがあるんですけども、是非これをしっかりと皆さんに分かるような努力をしてまいります。

○森元恒雄君 終わります。

○委員長(尾辻秀久君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後六時二十分散会

五月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、自己情報コントロール権を明記した個人情報保護法制の制定に関する請願(第一七四六号)

二、住民基本台帳ネットワークシステムの中止及び自己情報コントロール権に基づく個人情報保護法制の制定に関する請願(第一七四七号)

第一七四六号 平成十五年五月一日受理

自己情報コントロール権を明記した個人情報保護法制の制定に関する請願

請願者 岡崎トミ子君

紹介議員 竹内一郎外二百九十九名

この請願の趣旨は、第九八七号と同じである。

第一七四七号 平成十五年五月二日受理

住民基本台帳ネットワークシステムの中止及び自己情報コントロール権に基づく個人情報保護法制の制定に関する請願

請願者 岩崎トミ子君

紹介議員 岡崎トミ子君

この請願の趣旨は、第九八八号と同じである。